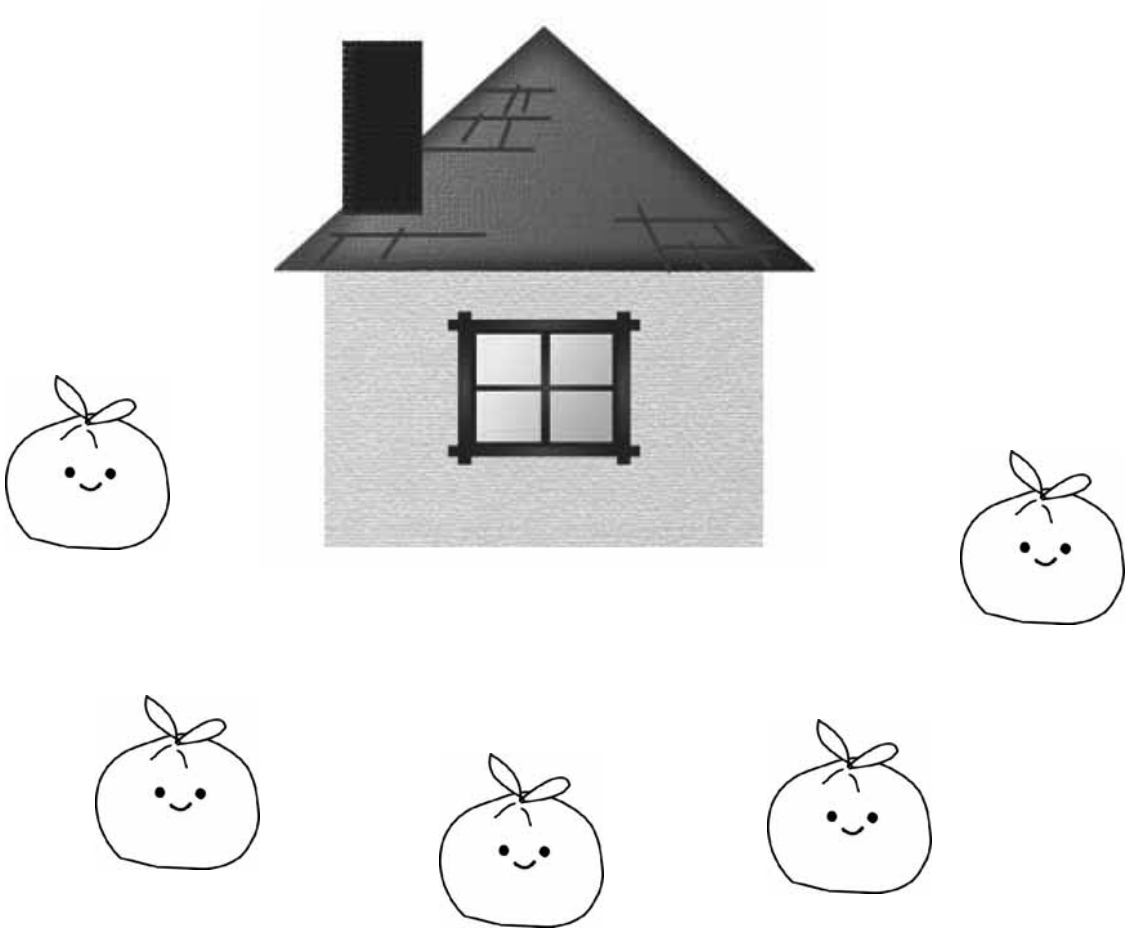
地域の生活環境問題の解決に向けて
～ごみ屋敷を通じて考える～



Ｇ－ｚｅｒｏチーム

目　次

はじめに……４
第１章　本報告書の概要……５
　１　研究の経緯……５
　２　研究の目的……６
　３　研究の方法……６
　４　報告書の構成……６
第２章　「ごみ屋敷」問題の現状と課題……７
　１　「ごみ屋敷」とは……７
　２　全国における「ごみ屋敷」の状況……８
　（１）発生場所……８
　（２）発生要因……８
　（３）周辺への影響……９
　３　県内の状況……１０
　（１）県内アンケートについて……１０
　（２）認知方法……１１
　（３）原因者……１１
　（４）態様……１４
　（５）市町村における対応状況……１７
　（６）市町村における連携体制……１８
　（７）解決事例の有無……２１
　（８）県内アンケートから分かること……２２
　４　「ごみ屋敷」問題解決のための課題……２３
　（１）自治体が介入する法的根拠がない……２３
　（２）適切かつ十分な行政サービスが提供できていない……２３
　（３）地域資源の活用・連携が進んでいない……２３
第３章　政策課題……２４
　１　法的根拠の検討……２４
　（１）既存法律の適用とその限界……２４
　（２）条例によるアプローチ……２８
　２　行政サービス及び自治体内部の連携体制の検討……３１
　（１）既存の行政サービス……３１
　（２）連携体制……３３
　３　地域資源との連携体制の検討……３５
　（１）地域の各主体による取組……３５

（２）地域福祉計画……３７
（３）地域資源との連携～大阪府豊中市の事例から学ぶ～……３７
第４章　政策提言……４２
１　法的権限の付与……４２
（１）条例の制定……４２
（２）生活環境審査会……４４
２　行政サービスの充実……４８
（１）専用相談窓口の設置……４８
（２）既存サービスの拡充……５０
（３）事例の収集・蓄積・共有……５１
３　地域資源との連携の推進……５３
（１）見守り・声かけ……５３
（２）地域の拠点づくり……５４
（３）セミナー・ワークショップ……５６
（４）補助金交付……５８
（５）コミュニティビジネスの活用……６０
おわりに……６５

資料編……６６
１　ヒアリングシート……６６
２　「ごみ屋敷」アンケート調査票（集計）……７３
３　県内　解決事例……８０
４　関係法令……８６
５　参考文献等……８９

はじめに　G-zero～美しいまちと強いきずな～

近年、生活騒音やペットへのえさやり等、市町村の相談窓口に寄せられる問題が多様化してきている。

このような生活環境問題は、本来、住民間での解決が望ましいものであり、必ずしも行政が積極的に関与すべき問題とされることは少なかった。

しかしながら、地域社会において、なぜ、このような問題が生じているのかという根本的な原因を考えたとき、今、自治体として取り組まなければならないことがあるのではないか。本研究会は、このような問題意識を出発点として、生活環境問題の中でも、特に、職員が対応に苦慮している「ごみ屋敷」について取り上げ、研究を続けてきた。

「ごみ屋敷」をどのように解決するのか。議論を続けていくうちに一つの結論にたどり着く。それは、単に「ごみ屋敷」の「ごみ」を片付けるだけでは、問題の抜本的な解決にはならないということである。このことは、「ごみ」を片付けた後にしばらくすると、また、元の「ごみ屋敷」に戻ってしまうというケースを見ても明らかである。

「ごみ屋敷」解決に当たっては、発生の背景にあるもの、「ごみ屋敷」の原因者（以下「原因者」という。）が「ごみ屋敷」を発生させてしまう根本的な要因や原因者を取り巻く地域社会の状況などを分析した上でのアプローチが不可欠である。

本研究会では「Ｇ－ｚｅｒｏ～美しいまちと強いきずな～」を政策理念として掲げた。「Ｇ－ｚｅｒｏ」とは「ごみ屋敷ゼロ」、つまり「ごみ屋敷」のない社会のことである。清潔で快適な生活環境の創造を図るとともに、「ごみ屋敷」問題の解決を通じて住民同士が「強いきずな」で結ばれ、地域力が再生されることを目指した。

そのために、本研究会では、既存の「ごみ屋敷」の「解決」に加え、「予防」、「再発防止」という視点からも検討した。これらの視点は、行政コストの削減という観点からも欠かせないものである。

「ごみ屋敷」の問題は、他の生活環境問題と共通するところも少なくない。

本報告書の内容が「ごみ屋敷」はもとより、その他の生活環境問題の解決に苦慮する自治体職員の一助となれば幸いである。

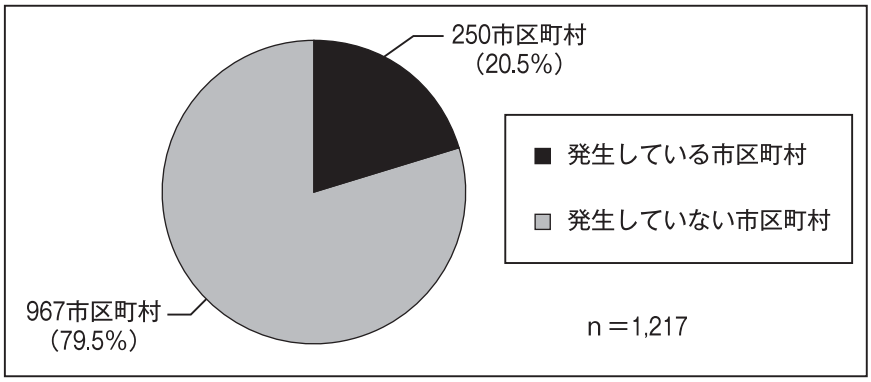
第１章　本報告書の概要

本章においては、研究の経緯、目的、方法、報告書の構成といった報告書の概要について説明する。

１　研究の経緯

国土交通省は、平成 21 年 1 月に全国 1,804 市区町村を対象に「地域に著しい迷惑（外部不経済）をもたらす土地利用の実態把握アンケート」（以下「国交省調査」という。）を実施した。その結果によると有効回答 1,217 市区町村のうち、全国 250 市区町村で「ごみ屋敷」が発生していることが明らかになった。

図表１－１－１　「ごみ屋敷」の発生状況



出典：国交省調査を基に作成

県内においても、このような「ごみ屋敷」の発生により、住民から苦情が寄せられ、その対応に苦慮する市町村も少なくない。具体的に「ごみ屋敷」とはどのような状態のものなのか。ここで、県内のある市において発生した「ごみ屋敷」の事例を紹介する。

【事例】

原因者は 50～60 代の女性。家族と同居しているが、家族間のトラブルから精神的にストレスが溜まっていき、次第に近隣住民の目を避けるかのように、夜にごみをかき集めてくるようになった。そのごみが積もりに積もって「ごみ屋敷」と化してしまったのである。

近隣住民からはネズミ・ゴキブリ・ハエなどの害獣･害虫被害、生ごみ臭などの苦情が市に何度も寄せられた。少しでも整理するように原因者の説得に当たったが、聞き入れてもらえず、日に日にごみは増える一方であった。そのため、家族との話し合いを通じて、家族から原因者に説得してもらった。

ようやく家族及び原因者の承諾のもと、現場の状況からこれ以上被害を及ぼさせないため、やむを得ず市でごみを処分することにした。しかし、1 年後・・・。

再び元の姿に戻ってしまったのだ。さすがに、税金の使われ方として公平とはいえないため再度、市で処分することはできない。

家族を説得し、少しずつ処分してもらってはいるものの、近隣からの苦情は時折、寄せられている。

本研究会は、このような「ごみ屋敷」に自治体はどのように対処すべきかという観点から研究を進めたものである。

２　研究の目的

上記のような「ごみ屋敷」の県内における実態や市町村における対応状況の詳細は、これまで明らかにされてこなかった。

本研究会は、県内各市町村における「ごみ屋敷」の実態を把握するとともに、「ごみ屋敷」発生の根本的な要因を探り、問題解決の糸口を探ることを目的とするものである。

３　研究の方法

本研究会では、まず、県内における「ごみ屋敷」の実態と各市町村における「ごみ屋敷」への対応状況を把握するために 64 全市町村を対象にアンケート調査（以下「県内アンケート」という。）を実施した。そして、この結果を分析し、「ごみ屋敷」を解決するための課題を抽出した。

さらに、これらの課題に対して、有識者からの助言・指導を受けるとともに、現場に携わる市町村職員や地域の中で「ごみ屋敷」問題の解決に向けて尽力する人たちにヒアリング等を実施し、「予防」、「解決」、「再発防止」という３つの視点を踏まえて、「ごみ屋敷」の解決方法を検討した。

４　報告書の構成

本章では、報告書の概要を説明した。次の第２章では、主に県内アンケートの結果から「ごみ屋敷」の現状把握と解決のための課題の抽出を行う。

続く、第３章では、第２章で整理した課題について詳細な分析を行い、それらを踏まえて、第４章で「ごみ屋敷」の解決に向け具体的な政策提言を行っていく。

「ごみ屋敷」のイメージ



第２章　「ごみ屋敷」問題の現状と課題

この章においては、本報告書における「ごみ屋敷」の定義、全国における「ごみ屋敷」の状況、そして県内の現状について県内アンケートなどで明らかにするとともに、問題解決のための課題を抽出する。

１　「ごみ屋敷」とは

「ごみ屋敷」は一般的には定義付けがされていない。

国交省調査においては、「病害虫の発生や悪臭など、既に社会的な問題となっていたり、周辺住民から何らかの苦情等が寄せられているものなどを対象とする。」と定義されている。

また、平成20年に財団法人東京市町村自治調査会が実施した「生活環境に係る自治体の役割に関する調査研究報告書」においては、「『ごみ』が野積みの状態で放置された建物もしくは土地のこと」と定義されている。

ごみが集積された居住用住宅であり、病害虫の発生や悪臭などで周辺から苦情が来るようなもの、という世間一般に共通したイメージがあるため、これまで特別定義付けられなかったのではないか、と推測される。

また、法律においても「ごみ屋敷」を定義するものは皆無である。条例においては、「ごみ屋敷」を規制する条例として知られている荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（平成20年荒川区条例第23号）においても「廃棄物等による不良状態」と規定しているのみである。法律用語上、明確に「ごみ屋敷」を定義することが難しいと言うことができる。

本報告書では、県内アンケートを実施するに当たり、その共通認識をはっきりさせるため「『ごみ』が敷地内外に溢れかえっている建物のことで、住民からの苦情や戸別訪問等により認知しているもの。なお、ここでいう『ごみ』とは所有者の意思によらず、通常人が見て『ごみ』と判断できるもの」とした。

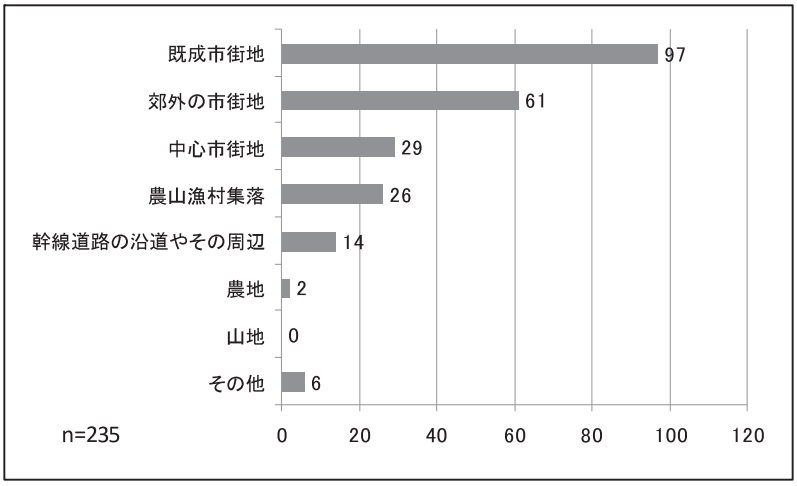
なお、「ごみ屋敷」を巡る問題として、①防災・防犯機能の低下、②ごみなどの不法投棄等を誘発、③火災の発生を誘発、④土壌汚染や水質汚濁のおそれ、⑤病害虫・悪臭の発生、⑥風景・景観の悪化、という問題が懸念されている。

２　全国における「ごみ屋敷」の状況

（１）発生場所

国交省調査によれば、市区町村における「ごみ屋敷」の発生場所は、「既成市街地」が97件と最も多く、次いで、「郊外の市街地」、「中心市街地」となっており、市街地に多く発生している。

図表２－２－１　「ごみ屋敷」の発生場所（複数回答）

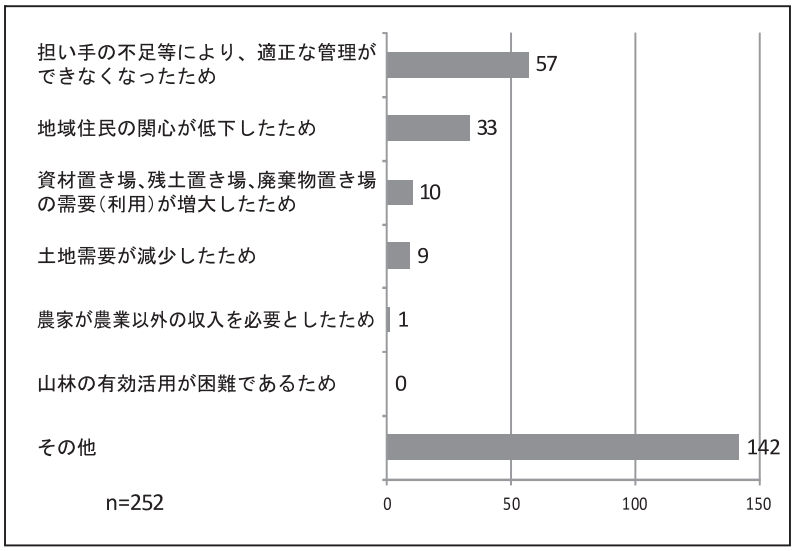


出典：国交省調査を基に作成

（２）発生要因

国交省調査によれば、「ごみ屋敷」が発生している市区町村における発生要因は「その他」が142件と最も多く、様々な要因があることが分かる。

図表２－２－２　「ごみ屋敷」の発生要因（複数回答）



主な「その他」記入回答

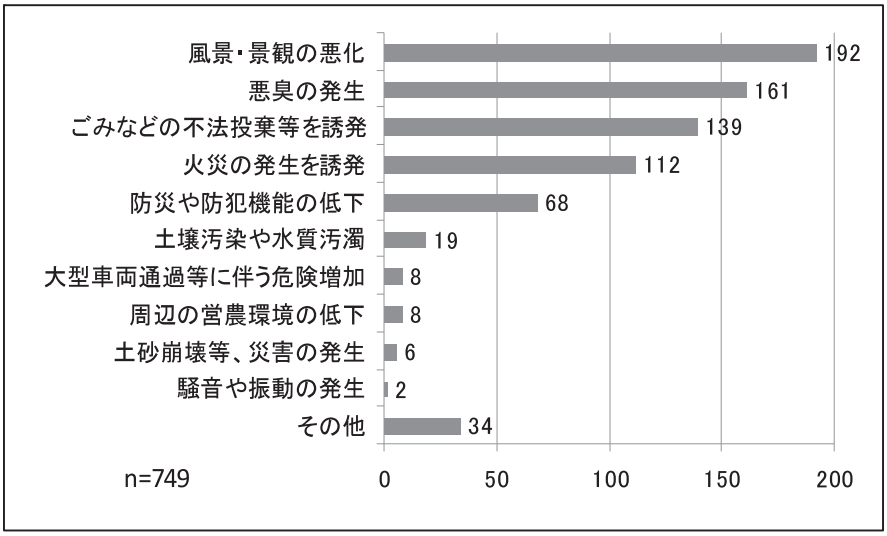
モラルが悪い／個人のゴミ収集癖／個人の価値観／所有者の性格／個人意識の相違／所有者が環境衛生面に関心がない／住人の常識感の欠如／所有者がゴミとして認識していない／迷惑行為に対する無自覚／ゴミに対する価値観の違いや、周囲への迷惑を省みない人格面の問題／本人は、廃棄物を有価物として保管しているため／近隣住民への配慮の欠如／以前から存在したが、衛生観念の変化により苦情が増加したものと思われる／ペット等の管理不足／古い自転車を宅地内外に集積し商売をしている／家屋所有者の失踪／相続放棄による管理の低下／借り手の減少／近隣関係希薄化／高齢化、独居老人の増加他／高齢化などによる適応力の低下など／核家族化 等

出典：国交省調査を基に作成

（３）周辺への影響

「ごみ屋敷」の発生による周辺の地域や環境に対する影響は「風景・景観の悪化」が192件と最も多く、次いで、「悪臭の発生」（161件）、「ごみなどの不法投棄等を誘発」（139件）と続く。

図表２－２－３　「ごみ屋敷」の発生による影響（複数回答）



主な「その他」記入回答

病害虫の発生／猫の住家になっている／ねずみ、ゴキブリなどの発生／隣接地へ草が侵入する／

ゴミによる積載荷重及び腐朽による構造強度低下に伴う倒壊の危険性／強風、積雪、地震等による倒壊 等

出典：国交省調査を基に作成

３　県内の状況

（１）県内アンケートについて

本研究会では、県内の「ごみ屋敷」の実態とその対応状況を把握するため、県内の市町村を対象にアンケートを実施した。

①　調査対象

埼玉県内市町村（64団体）

②　実施時期

平成22年9月

③　調査時点

平成22年4月1日現在

④　回答数、回答率

64（100％）

⑤　実施方法

彩の国さいたま人づくり広域連合からメールにて県内市町村へ依頼

⑥　回答方法

Ｇ－zeroチームが作成した調査票による回答

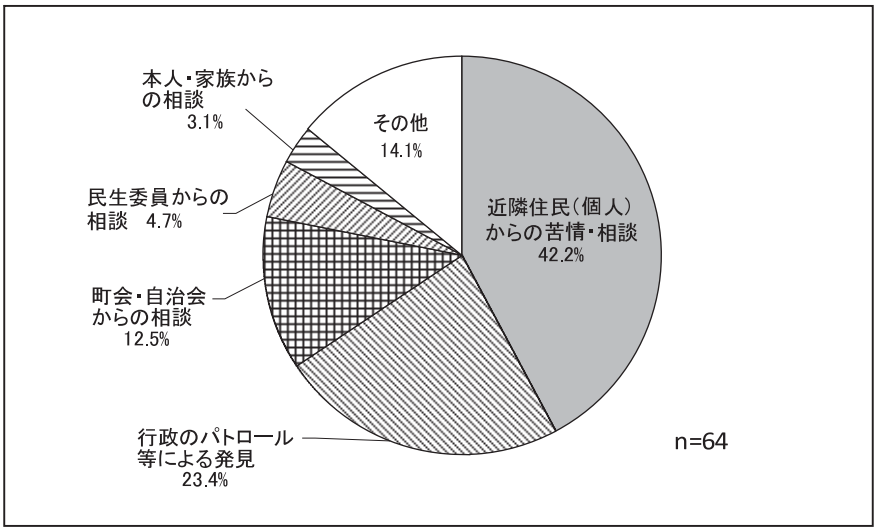


（２）認知方法

平成22年4月1日現在で市町村が認知している「ごみ屋敷」は64件（26団体）あり、全市町村の40.6%は認知していた。

また、認知の方法は「近隣住民（個人）からの苦情・相談」が最も多く、全体に占める割合は42.2%となっている。次いで、「行政のパトロール等による発見」（全体に占める割合は23.4%）、「町会・自治会からの相談」（同12.5%）と続く。

図表２－３－１　認知の方法

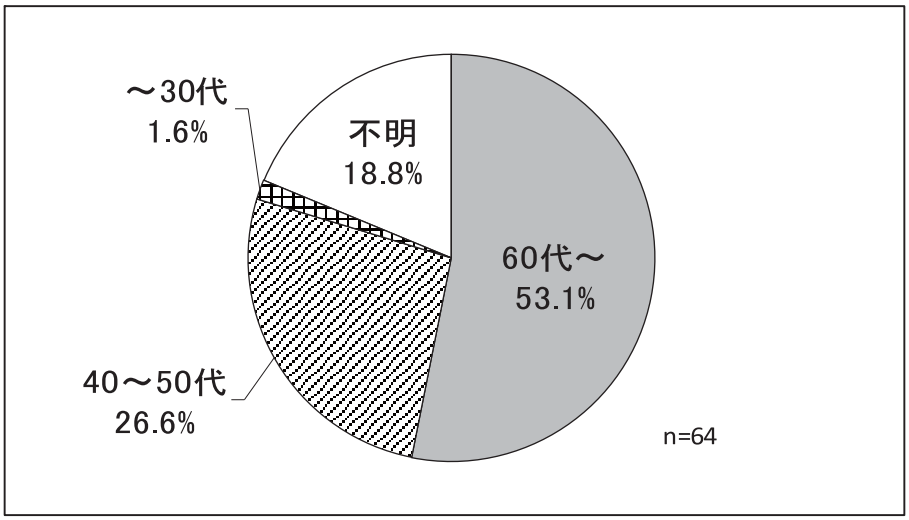


（３）原因者

①　年代

原因者の年代は「60代～」が最も多く、全体に占める割合は53.1%となっている。次いで、「40～50代」（全体に占める割合は26.6%）となっており、全体の約8割が中・高年層になっていることが分かる。

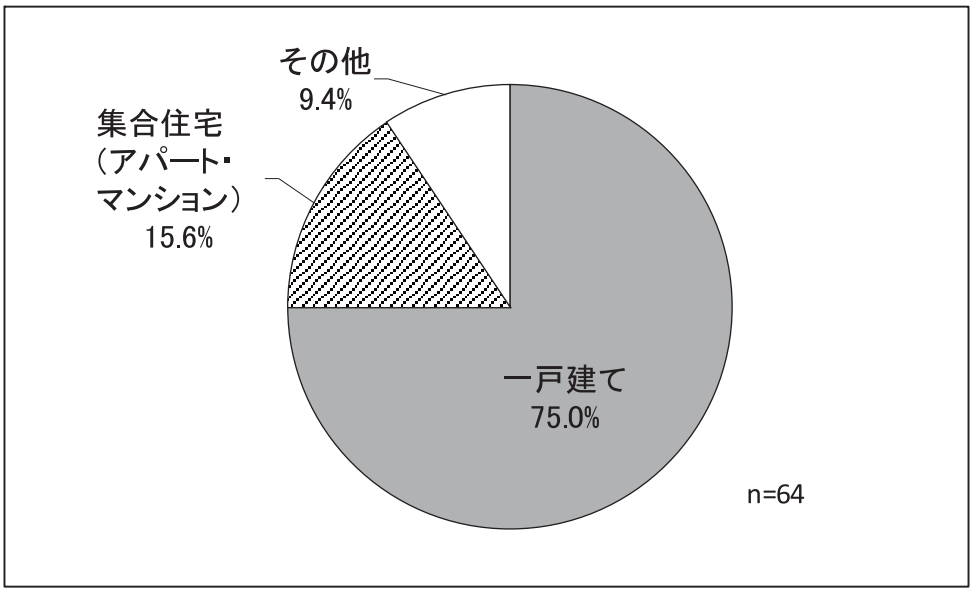
図表２－３－２　原因者の年代



②　住まいの状況

原因者の住まいの状況は、「一戸建て」が最も多く、その全体に占める割合は75.0％となっている。

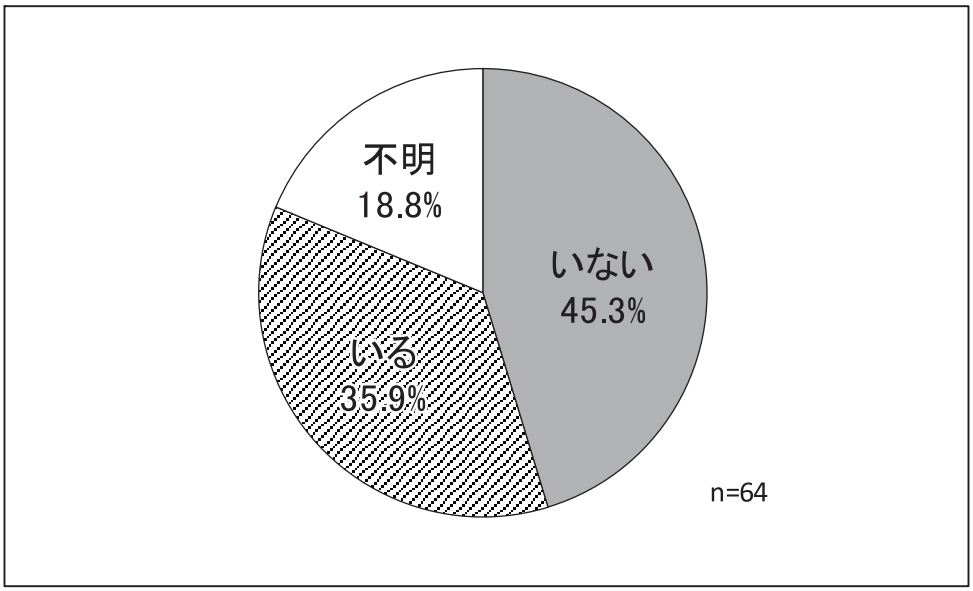
図表２－３－３　原因者の住まいの状況



③　同居人の有無

原因者の同居人の有無は、「いない」が45.3％を占めており（「いる」が35.9％）、同居人がいない単身世帯の方が「ごみ屋敷」を形成する割合が大きい。

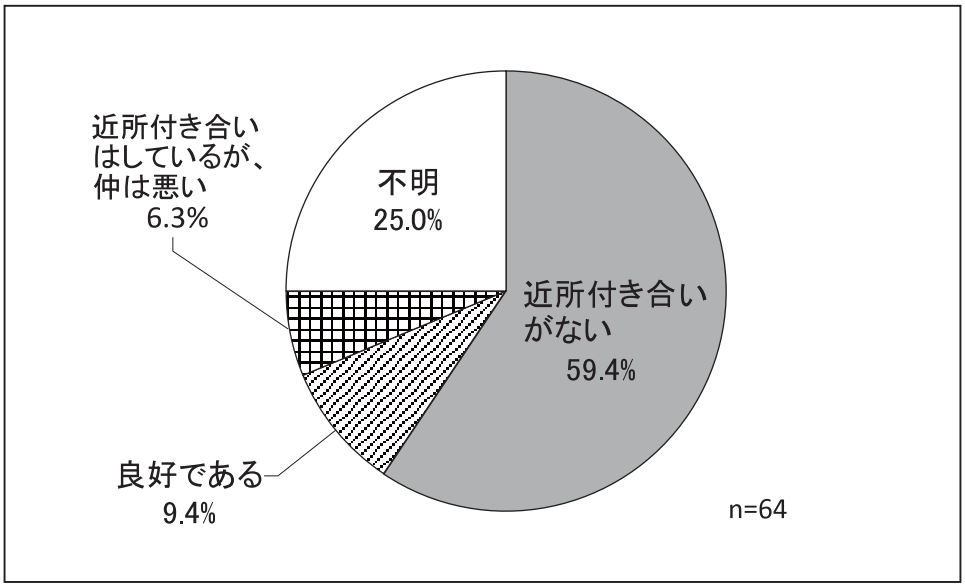
図表２－３－４　原因者の同居人の有無



④　近隣との関係

原因者の近隣との関わりは、「近所付き合いがない」が最も多く、全体に占める割合は59.4%となっており、原因者が地域で孤立化している状況が分かる。

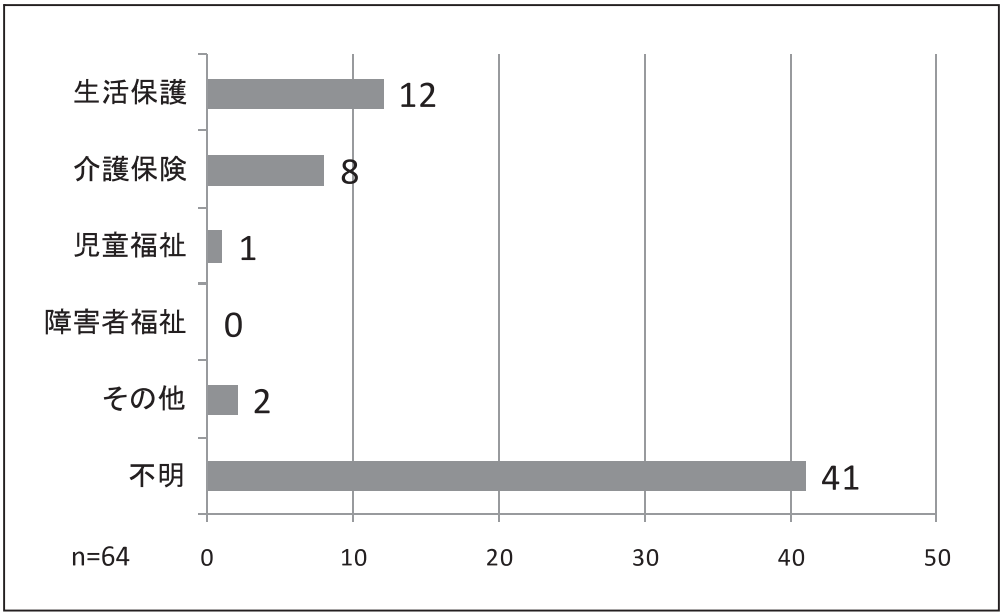
図表２－３－５　原因者の近隣との関わり



⑤　福祉サービスの利用状況

原因者の福祉サービスの利用状況は、「不明」が多かったが、判明している中では「生活保護」が12件と最も多い。次いで「介護保険」（8件）となっており、公的サービスを受けている原因者がいることが分かる。

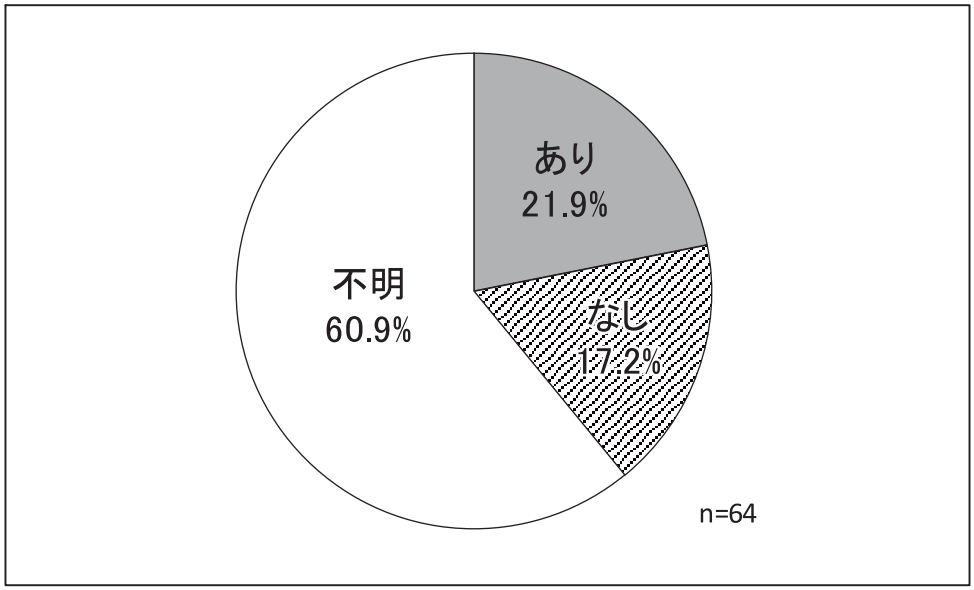
図表２－３－６　原因者の福祉サービスの利用状況（複数回答）



⑥ 精神疾患の有無

原因者の精神疾患の有無は、判明している中では「精神疾患あり」の方が多かったが、「不明」も60.9%あり、市町村が把握していない例が多い。

図表２－３－７ 原因者の精神疾患の有無

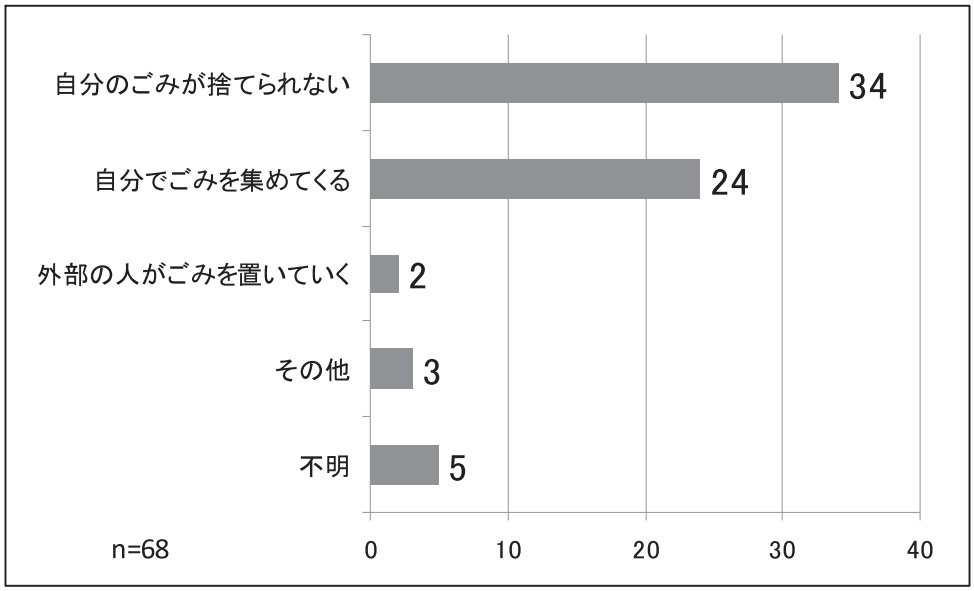


（４）態様

① 形成原因

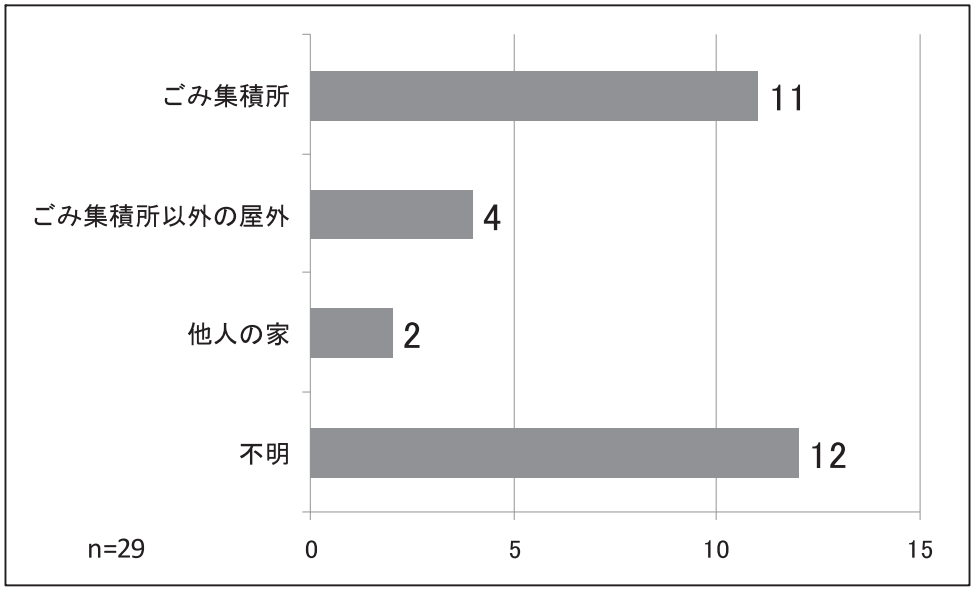
「ごみ屋敷」が形成される原因は「自分のごみが捨てられない」（34件）、次いで「自分でごみを集めてくる」（24件）となっている。原因者に何らかの原因があるため「ごみ屋敷」が形成されることが分かる。

図表２－３－８ 「ごみ屋敷」が形成される原因（複数回答）



原因者が「自分でごみを集めてくる」場合、どこから集めてくるかということについては「ごみ集積所」が11件と最も多い。

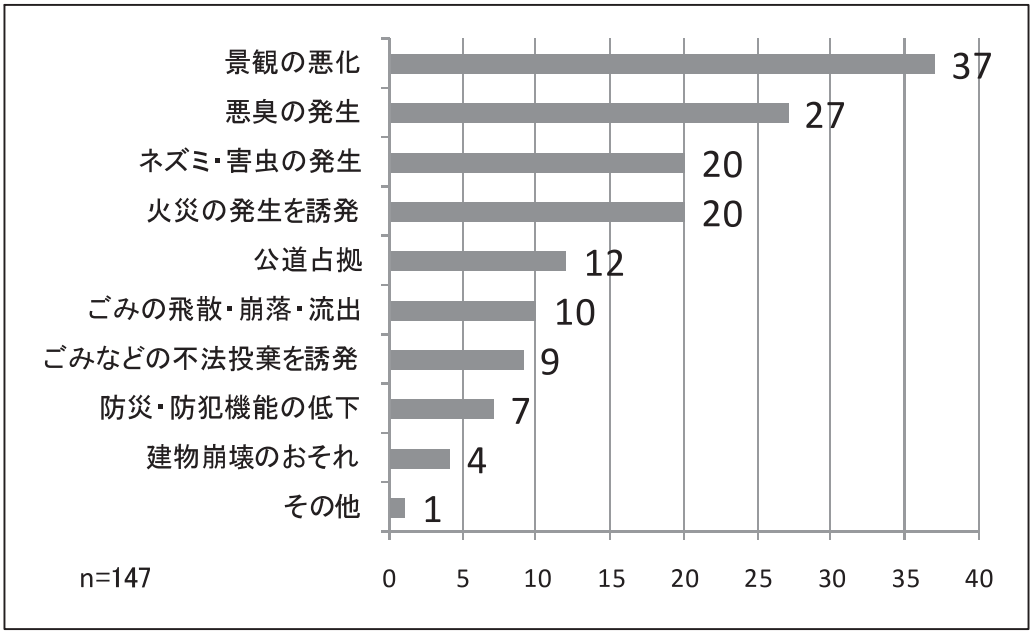
図表２－３－９　原因者がごみを集めてくる場所（複数回答）



② 周辺地域への影響

「ごみ屋敷」の周辺地域に対する影響は「景観の悪化」が37件と最も多い。次いで、「悪臭の発生」（27件）、「ネズミ・害虫の発生」（20件）、「火災の発生を誘発」（20件）と続き、いずれも生活環境上深刻な問題を起こしていることが分かる。

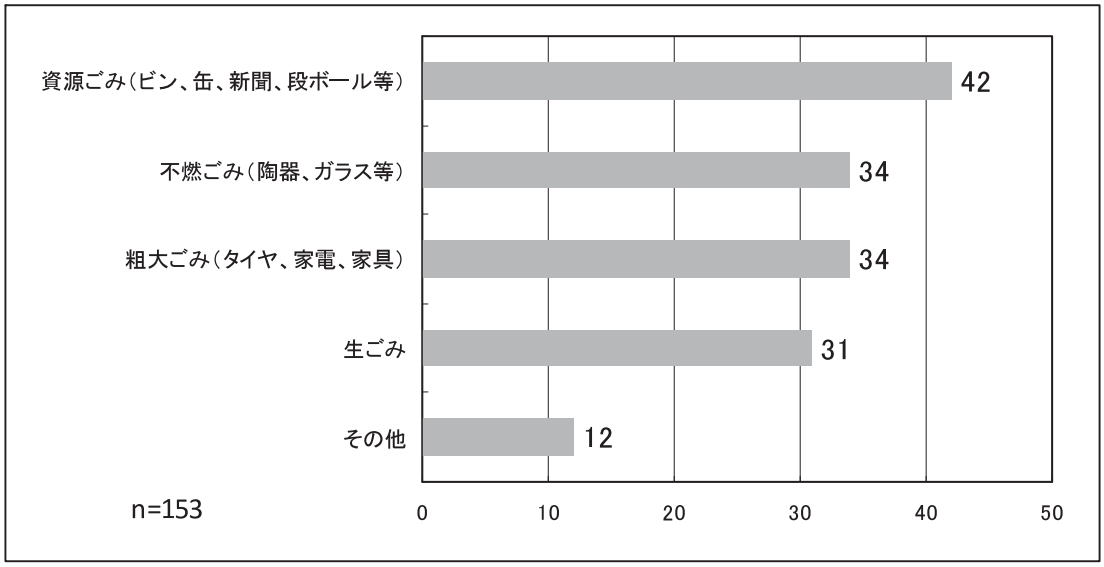
図表２－３－１０　「ごみ屋敷」の周辺地域に対する影響（複数回答）



③ ごみの種類

「ごみ屋敷」のごみの種類は「資源ごみ（ビン、缶、新聞、段ボール等）」が42件と最も多く、回収可能な資源ごみを大量に保有している原因者が多いことが分かる。次いで、「不燃ごみ（陶器、ガラス等）」（34件）、「粗大ごみ（タイヤ、家電、家具）」（34件）、「生ごみ」（31件）と続く。

図表２－３－１１　ごみの種類（複数回答）

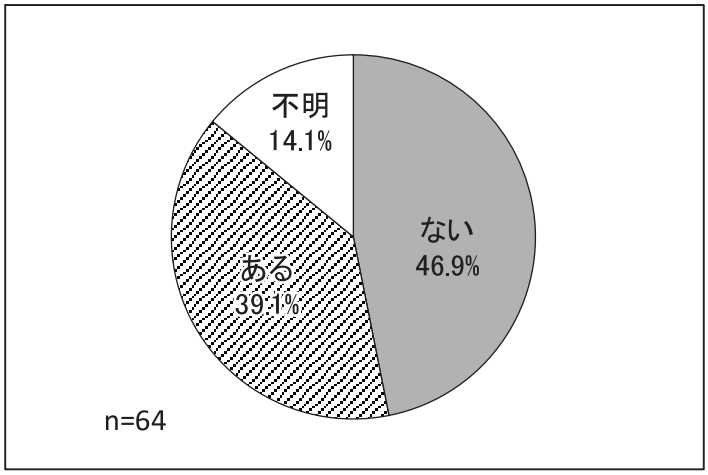


④ 健康被害の有無

「ごみ屋敷」が人の健康に害を及ぼすおそれがあるかどうかについては、「ない」が46.9%を占めており、「ある」（39.1%）という回答をわずかに上回っている。

※「ある」：通常人の判断で、害を及ぼすおそれがあると思わせるに相当な状態

図表２－３－１２　「ごみ屋敷」が人の健康に害を及ぼすおそれ

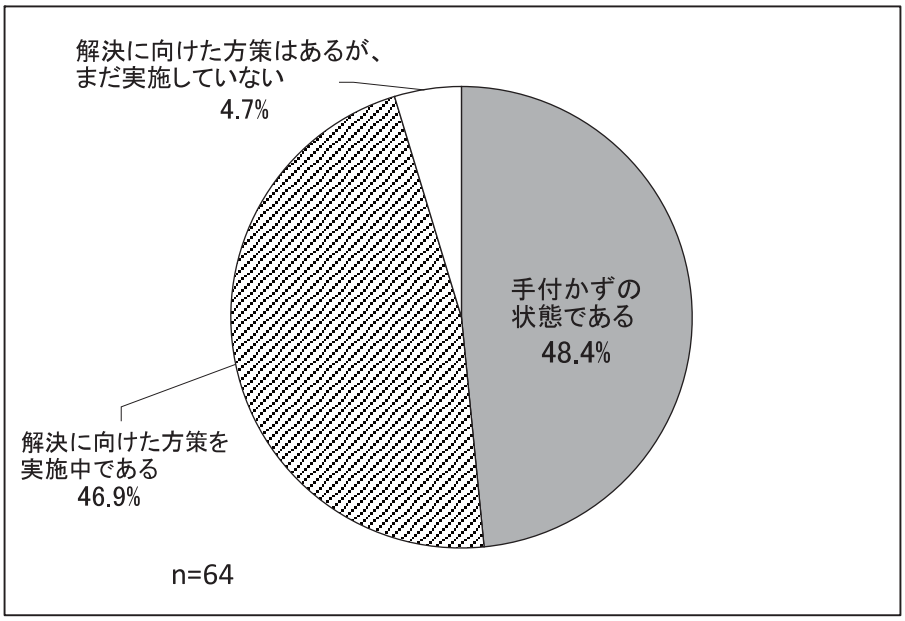


（５）市町村における対応状況

①　対応状況

「ごみ屋敷」への対応状況は、「手付かずの状態である」が48.4%となっている。認知している約半分の「ごみ屋敷」について市町村が対応に苦慮していることが分かる。

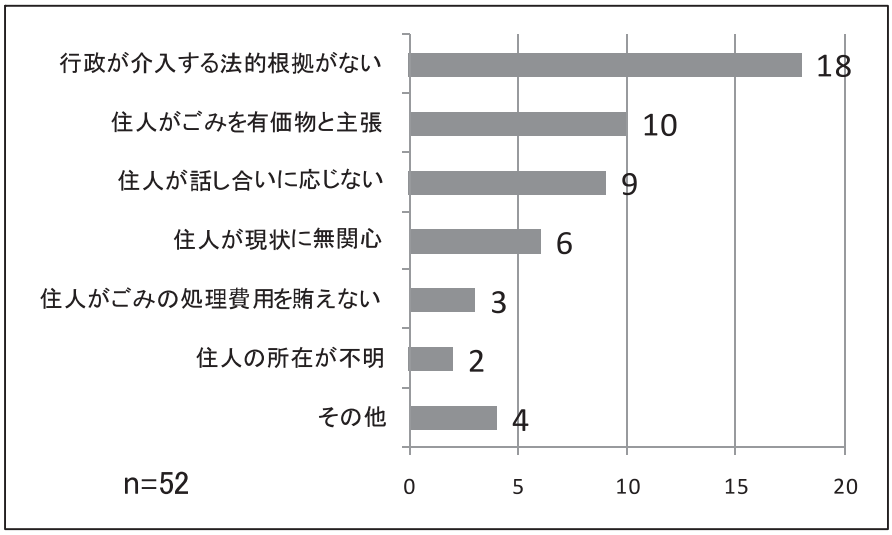
図表２－３－１３　「ごみ屋敷」への対応状況



②　手付かずの理由

「ごみ屋敷」への対応が「手付かずの状態である」場合の理由は「行政が介入する法的根拠がない」が18件と最も多い。次いで、「住人がごみを有価物と主張」（10件）、「住人が話し合いに応じない」（9件）と続き、有効な方策を打つことができない市町村の現状が分かる。

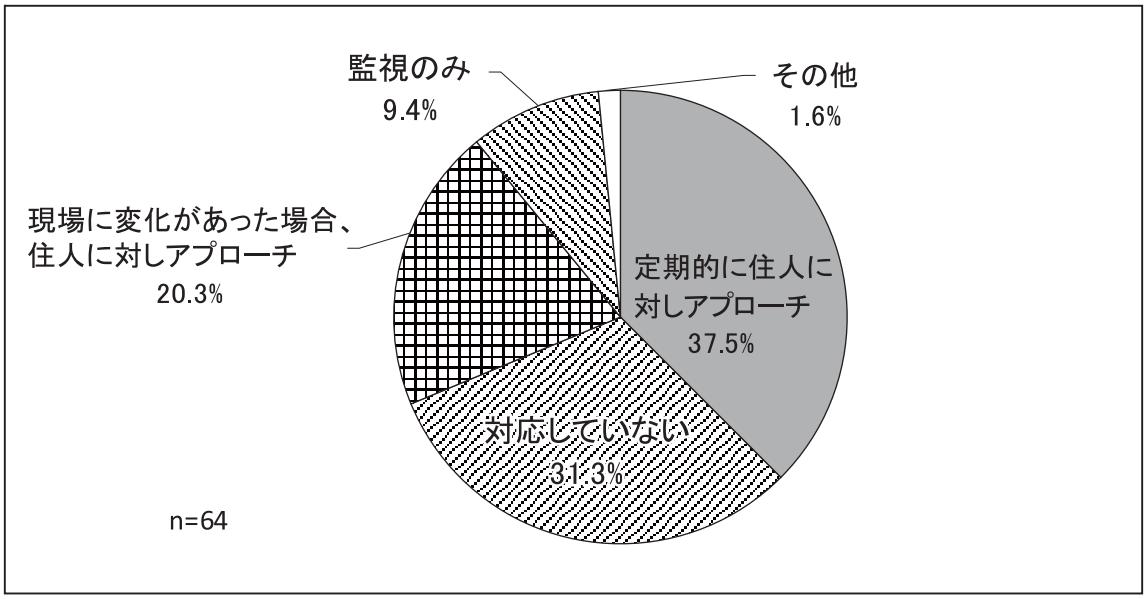
図表２－３－１４「手付かずの状態である」場合の理由（複数回答）



③ 苦情時以外の対応

苦情を受けた時以外の対応は「定期的に住人に対しアプローチ」が37.5%となっている。一方で「対応していない」も31.3%あり、体系立てた対応ができない市町村の姿が分かる。

図表２－３－１５ 苦情を受けた時以外の対応

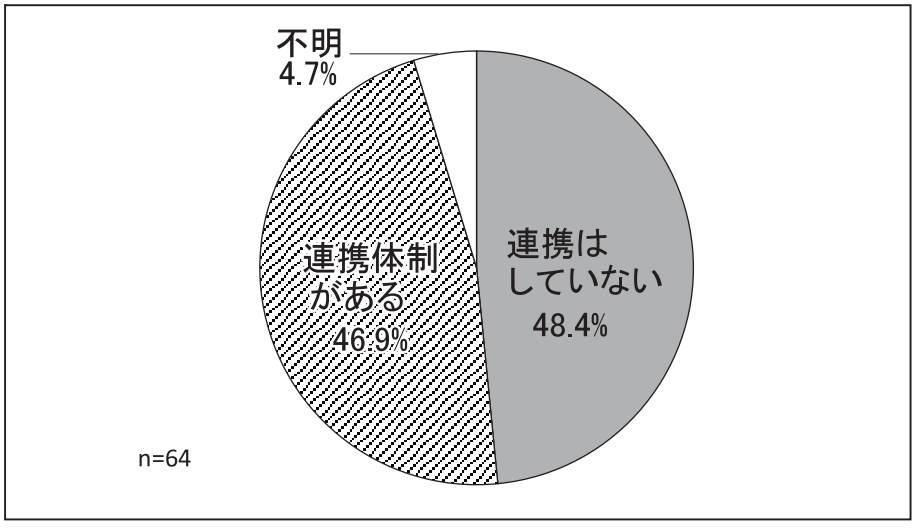


（６）市町村における連携体制

① 他部署との連携体制

「ごみ屋敷」への対応における他部署との連携体制は「連携はしていない」、「連携体制がある」がほぼ同数である。連携をとって対処している市町村と一つの部署だけで対処している市町村にはっきり分かれる結果となった。

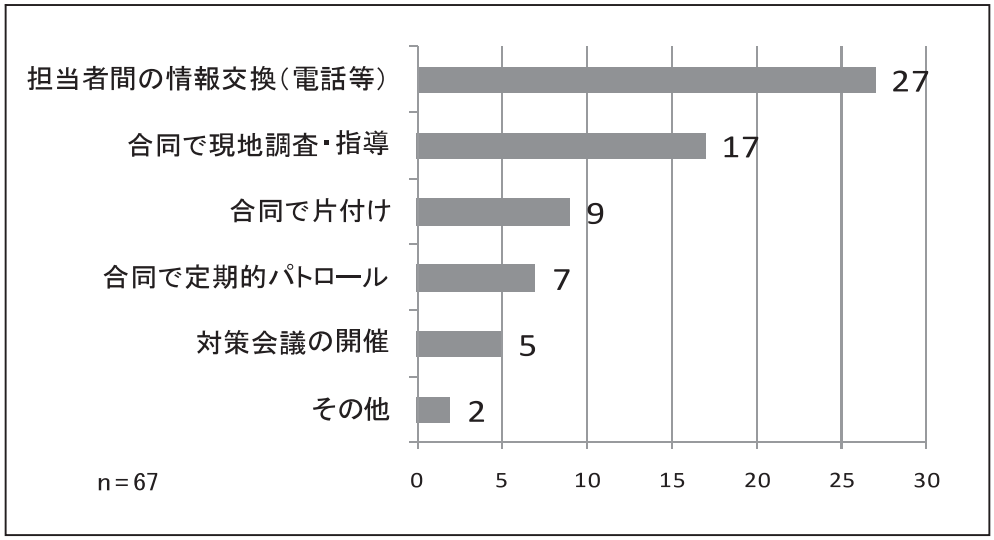
図表２－３－１６ 他部署との連携体制



②　連携の手法

他部署との「連携体制がある」場合の手法は「担当者間の情報交換（電話等）」が27件と最も多い。次いで、「合同で現地調査・指導」（17件）、「合同で片付け」（9件）と続く。

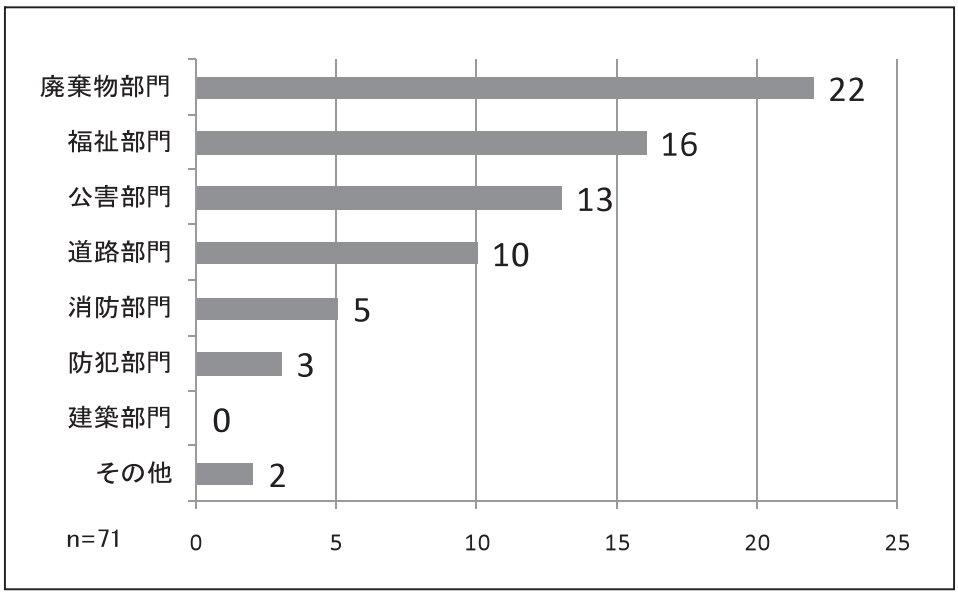
図表２－３－１７　連携の手法（複数回答）



③　連携している部署

他部署との「連携体制がある」場合、連携している部署は「廃棄物部門」が22件と最も多い。次いで、「福祉部門」（16件）、「公害部門」（13件）と続く。「その他」として、「交通安全部門」「農政部門」という回答もあった。

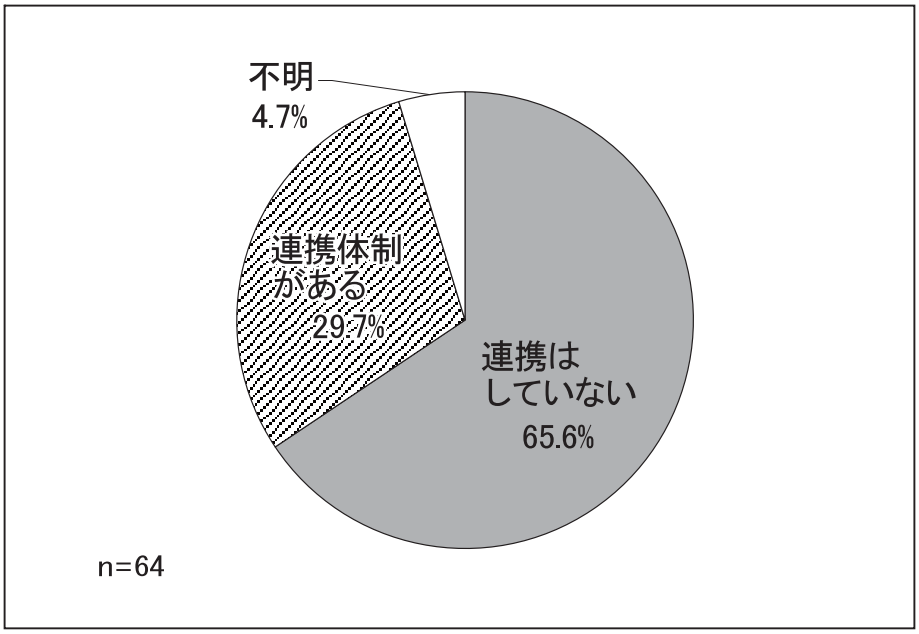
図表２－３－１８　連携している部署（複数回答）



④ 外部組織との連携体制

外部組織とは「連携はしていない」が多く65.6%を占めており、市町村内部での連携より少ないことが分かる。

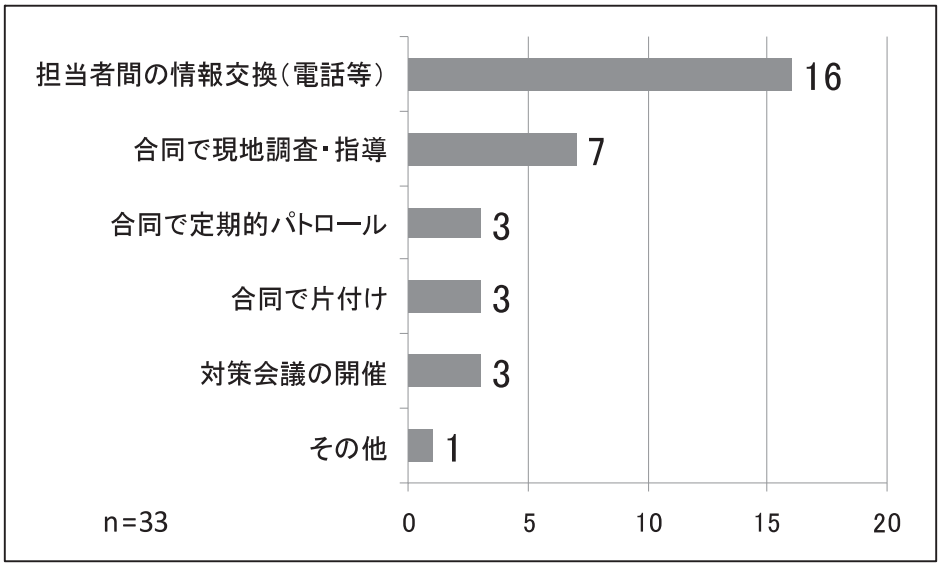
図表２－３－１９ 外部組織との連携体制



⑤ 外部組織との連携の手法

外部組織と「連携体制がある」場合、連携の手法は「担当者間の情報交換（電話等）」が16件と最も多い。次いで「合同で現地調査・指導」（7件）となっている。

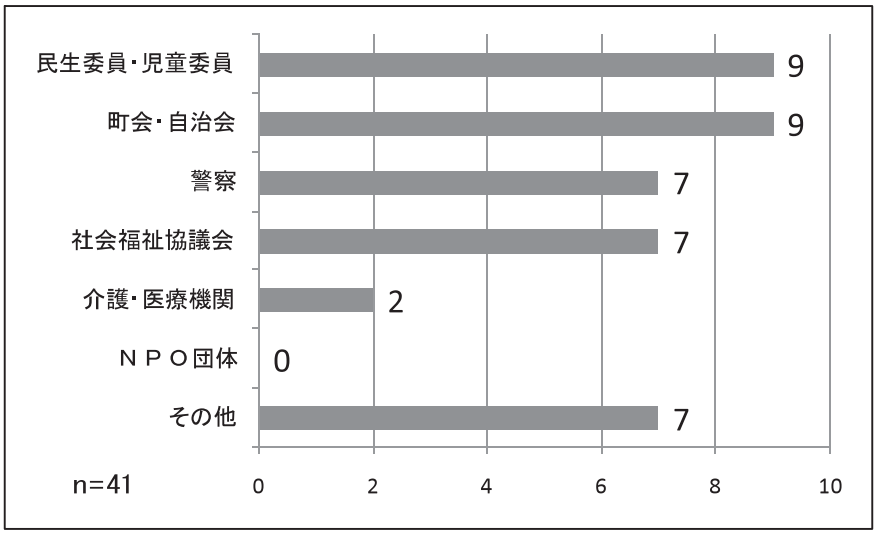
図表２－３－２０ 外部組織との連携の手法（複数回答）



⑥　連携している外部組織

外部組織と「連携体制がある」場合、連携している組織は「民生委員・児童委員」、「町会・自治会」がともに9件と多い。次いで、「警察」、「社会福祉協議会」（ともに7件）となっており、原因者にとって身近な地域の人たちとの連携が図られていることが分かる。「その他」として「環境管理事務所」、「県土整備事務所」など県の機関も回答として挙がっている。

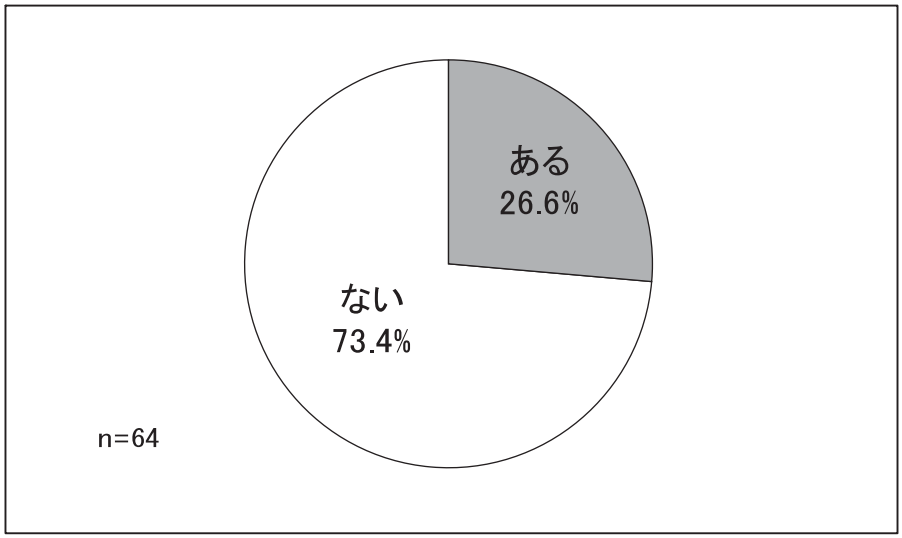
図表２－３－２１　連携している組織（複数回答）



（７）解決事例の有無

過去に「ごみ屋敷」を解決した事例があるかとの質問には、「ない」という回答が73.4%を占めている。「ごみ屋敷」の解決事例を持っている市町村が少ないことが分かる。

図表２－３－２２　「ごみ屋敷」の解決事例の有無



（8）県内アンケートから分かること

以上の県内アンケート結果から、次のことが分かった。

① 「ごみ屋敷」の認知 ～近隣住民の苦情・相談から～

「ごみ屋敷」を認知する方法として、近隣住民の苦情・相談が最も多い。近隣住民にとって「ごみ屋敷」は受忍しがたい存在であることが分かる。

② 「ごみ屋敷」の原因者 ～高齢、一戸建て、単身、近所付き合いなし～

「ごみ屋敷」の原因者は、(ⅰ) 高齢者、(ⅱ) 一戸建て住宅に居住、(ⅲ)単身世帯、(ⅳ) 近所付き合いがない人が多いことが分かった。

また、原因者の福祉サービス利用状況や精神疾患の有無については、不明が半数以上を占め、その傾向を知ることができなかった。

③ 「ごみ屋敷」の態様 ～「捨てられない」、「集めてくる」ごみの山～

「ごみ屋敷」の原因として、原因者がごみを「捨てられない」、「集めてくる」状況が判明した。また、ごみの種類は資源ごみが比較的多いものの、不燃ごみ、粗大ごみなど様々なごみを集積していることが分かった。

また、周辺地域への影響として、「景観の悪化」、「悪臭の発生」、「ネズミ・害虫の発生」や「火災の発生を誘発」を懸念していることが分かった。

④ 市町村の対応 ～効果的な対策を打つことができない市町村～

「ごみ屋敷」の対応については、認知している「ごみ屋敷」の半分以上が手を付けられない状況にある。理由としては、「介入する法的根拠がない」、「住人がごみを有価物と主張する」という回答が多く、中には「住人がごみの処理費用を賄えない」ことを挙げる団体もあった。

また、苦情時以外は「対応していない」場合があり、体系立てた対策を打つことができない市町村の状況を伺い知ることができた。

⑤ 市町村の連携体制 ～連携がとれていない市町村～

市町村内部の連携では48.4%、外部組織との連携では65.6%の市町村が「連携していない」と回答している。内部における連携がある場合、連携手法は、担当者間の電話等による情報交換にとどまっていることが多い。また、解決事例も約7割が持っていない状況が分かった。

４　「ごみ屋敷」問題解決のための課題

県内の市町村が「ごみ屋敷」の問題を解決できない理由はどこにあるのか。前述の県内アンケート結果から、「ごみ屋敷」問題を解決するためには、次のような課題が挙げられる。

（１）自治体が介入する法的根拠がない

「ごみ屋敷」を認知していても、市町村が「介入する法的根拠がない」と考え、対応が手付かずとなってしまっていることが分かる。

県内アンケートでも「ごみ屋敷」に対応できる条例を制定していると回答したのは、わずか8団体である。

「ごみ屋敷」は個人の敷地内の問題ととらえているため、市町村は介入することが難しいと考えていると推測される。

（２）適切かつ十分な行政サービスが提供できていない

県内アンケートにおいて「ごみ屋敷」に対応できる行政サービスがあると回答した市町村は、わずか4団体（制度としては2種類）であった。

「ごみ屋敷」に対応できる行政サービスが少ない、あるいは、実際に対応できる制度があっても「ごみ屋敷」問題の解決の一手法として活用するという発想が市町村担当者にないことが伺える。

また、県内アンケートにおいて原因者の福祉サービスの利用状況や精神疾患の有無について「不明」との回答が多く、原因者の状況把握が不十分であることが分かる。他部署との連携についても、「担当者間の情報交換」にとどまっており、複数の部署が合同で対応することは少ないことから原因者が必要とする適切な行政サービスを提供できていない可能性がある。

（３）地域資源の活用・連携が進んでいない

県内アンケートにおいて、「近所付き合いがない」といった回答が約6割を占める等、原因者は地域から「孤立化」している状況にある。また、「高齢者」や「一人暮らし」が多いことから今後、このような傾向はますます強まる可能性がある。一方、市町村の約7割が外部組織と連携していないと回答しており、多くの市町村において民生委員をはじめとした地域福祉を支える人々（地域資源）との連携が進んでいない現状が見られる。

第３章　政策課題

前章では、県内アンケートの結果から各市町村における「ごみ屋敷」の現状を把握し、問題解決に向けての課題を抽出した。課題は、(1) 自治体が介入する法的根拠がない、(2) 適切かつ十分な行政サービスが提供できていない、(3) 地域資源の活用・連携が進んでいない、という３つに整理できた。

本章では、これら県内アンケートから浮かび上がってきた３つの課題について、それぞれさらに詳細な考察を行う。

１　法的根拠の検討

（１）既存法律の適用とその限界

県内アンケートの結果によれば、「ごみ屋敷」の対応に苦慮する県内市町村は「介入できる法的根拠がない」と考えていることが分かった。では、本当に既存の法律を使って「ごみ屋敷」を解決することはできないのだろうか。まず、「ごみ屋敷」問題に対処できそうな既存の法律について検討する。

①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の目的は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」（第１条）である。この目的に照らせば、「ごみ屋敷」の問題にも対処できる可能性がある。

廃掃法の規定を適用しようとする場合、対象が「廃棄物」でなくてはならないという前提がある。「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」であると定義されている（第２条）。ここで列挙されているごみ等は例示的な規定で、実際には「廃棄物」とは「不要物」のことをいう。

「不要物」であるかどうかは（ⅰ）物の性状、（ⅱ）排出の状況、（ⅲ）通常の取扱い形態、（ⅳ）取引価値の有無、（ⅴ）占有者の意思等を総合的に勘案して判断する[1]。これは、いわゆる「総合判断説」と言われている。これに照らして、「ごみ屋敷」の堆積物が「不要物」であると判断された場合には、廃掃法が適用できることになる。総合判断説による判断は、監督行政庁（都道府県知事、市町村長）が行うこととされている[2]。

1　平成 17 年８月 12 日付け環廃産発第 050812003 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」

2　平成 18 年６月５日付け環廃対第 060605004 号 各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について」

しかし、総合判断説は、様々な要素の中で何を重視すべきなのかが不明確で、廃掃法の適用の可否を判断することは困難である。

廃掃法で、「ごみ屋敷」に適用できそうな規定としては、第 5 条がある。第 5 条は、土地又は建物の占有者等に対し、土地又は建物の清潔保持義務を定めている。しかしながら、これは「努めなければならない」という表現を見れば分かるとおり努力義務にすぎず、強制力を持つものではない。

次に、「ごみ屋敷」の場合、自宅あるいは敷地に大量の廃棄物と考えられるものを堆積させている状況にあることから、「不法投棄」という可能性の視点から考察してみよう。不法投棄とは、国土の全域において、法令で定められた場所以外に廃棄物を存在させることである。判例[3]にもあるが、自分の所有地であっても不法投棄は成立する。廃掃法では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（第 16 条）と規定されているが、「みだりに廃棄物を捨てる」とは、どのような状況なのか。

「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味し、廃掃法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指す。しかしながら、この規定に違反した場合、厳しい直罰規定(第25条)があるのに対して、前述したように「ごみ屋敷」のごみを廃棄物と判断することが困難であることから、原因者に積極的に適用するのは難しい。以上のように、廃掃法を「ごみ屋敷」問題に適用するには、限界があると思われる。

②　悪臭防止法

県内アンケートによると「ごみ屋敷」が周辺地域に与える影響として「景観の悪化」に次いで回答が多かったものが「悪臭の発生」である。確かに、地域住民が「ごみ屋敷」から発生する悪臭に耐えかねて、市町村に相談に来るケースも少なくない。「悪臭」を規制する法律としては、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）がある。この法律の規定によって「ごみ屋敷」に対処できるかどうか考察する。

悪臭防止法は、第 1 条において「工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする」と規定している。対象となっているのは、あくまで「事業活動に伴って発生する悪臭」である。したがって、一般家庭である「ごみ屋敷」は、規制の対象とならない。

また、同法には、国民の責務として「何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努める」（第 14

[3] 最高裁判決 平成 18 年 2 月 20 日　刑集第 60 巻 2 号 182 頁

条）という規定がある。しかし、この条文も努力義務であり、強制力はない。

さらに、第 17 条第 1 項には、地方公共団体は「悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。」と規定している。しかしながら、この条文も訓示規定であり、自治体に施策の策定等を義務付けるものではない。

③　消防法

県内アンケートによると、「ごみ屋敷」が周辺環境に与える影響として、「火災の誘発」を懸念する市町村も少なくないようである。

「ごみ屋敷」の中には、衣服や紙など燃えやすい物を大量に保有しているケースもあり、火災発生の可能性が高いものもある。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）には、屋外における火災予防等の措置命令（第 3 条第 1 項）と屋外物件に対する除去等の措置権（第 3 条第 2 項）の規定がある。火災予防上の危険が認められる行為の停止や物件の除去を命じることができる規定であり、最終的に代執行の規定（第 3 条第 4 項）まである。しかし、その前提となる立入調査（第 4 条）については、個人の住居の場合は、原則として関係者の承諾を得なければ、立入りができない。また、そもそも一般的な「ごみ屋敷」を消防法による規制の対象にできるかどうかという問題がある。

「違反処理マニュアル（総務省消防庁防火安全室）」には、第 3 条の違反処理基準の適用要件に該当する事例として「屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れ可燃性蒸気（ベーパー）が発生しているもの」、「焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの」が挙げられている。

これらの事例は、火災発生の危険性がかなり高いものであるように思われるため、一般的な「ごみ屋敷」を消防法による規制の対象とするのは難しいと考えられる。これらのことを勘案すると、「ごみ屋敷」に消防法の規定を適用することについては、否定的とならざるを得ない。

④　道路交通法

「ごみ屋敷」のごみが敷地内から溢れ出し、公道を占拠している場合はどうだろうか。道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）には、「何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない」（第 76 条第 3 項）という規定がある。また、この規定に違反して物件を置いた場合、第 81 条第 1 項の規定により、警察署長が除去、移転等必要な措置を命ずることができるようになっている。さらに、本項による措置命令に違反した者には罰則（第 119 条第 1 項第 14 号）が適用されるほか、措置命令の内容がいわゆる代替的作為義務である場合は、その義務の履行を怠っ

た者には行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）による代執行を行うことができる。

埼玉県行田市で、住人が自宅前の歩道に大量の廃棄物を放置し、その廃棄物が通行の妨げとなっていた。歩行者や自転車が通行するためには車道を迂回しなければならず、恒常的な危険性をはらんでいたため、住人が逮捕されたという事例がある[4]。

このように「ごみ屋敷」の「ごみ」が道路上に置かれ、歩行者又は車両がその「ごみ」を避けなければ通行できないおそれがあれば、道交法の規定を適用することが可能である。しかし、ごみを除去できるのは、あくまでも通行に支障がある部分、すなわち道路上だけであり、「ごみ屋敷」の全てのごみを処理できるわけではない。

⑤　建築基準法

東京都豊島区において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を「ごみ屋敷」に適用した事例がある[5]。この事例では、家屋は傾き、塀の一部は崩落、ねずみの被害、悪臭、倒壊の危険など周辺地域に多くの悪影響を及ぼしていた。

これに対し、豊島区が建築基準法に抵触するとして、家屋の使用禁止と除去の命令を出した結果、家屋ごと解体することとなった。

建築基準法では、保安上危険な建築物に対する措置を定めている（第 10 条）。しかし、この規定は「ごみ屋敷」の住宅部分が、現行の建築基準法に違反しており、かつ、著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合にしか適用できない。また、建築物を解体・撤去するに当たっては、多額の費用を要する。

これらを勘案すると、建築基準法によるアプローチはきわめて限定的である。

⑥　刑法

生活環境問題に対して刑法（明治 40 年法律第 45 号）が適用された例としては、奈良県の「騒音おばさん事件」[6]が有名である。この事件は隣家に向かって、約 1 年 6 か月にわたって連日連夜、ラジオ等を大音量で鳴らし続ける等して隣人に精神的なストレスを与え、回復の見込みが不明の慢性頭痛症などを生じさせたというものである。裁判所は、この行為を刑法第 204 条の「傷害罪」に当たると認定した。

この事件で「傷害罪」が適用されたのは、著しい騒音により隣人である被害者に精神的なストレスを与え、生理的機能障害を生じさせたからである。例えば、「ごみ屋敷」からのひどい悪臭が近隣住民の精神的なストレスとなり、睡眠障害など生理的機能の障害を生じさせるような場合は適用される可能性もあるかもしれない。しかしながら、現実

4　埼玉新聞　平成 20 年 10 月 11 日号（18 面）

5　豊島新聞　平成 18 年 6 月 21 日号

6　最高裁判決　平成 17 年 3 月 29 日 刑集 59 巻 2 号 54 頁

問題としてそのようなケースはまれであると考える。

これまで「ごみ屋敷」に対して既存法律の規定の適用が可能かどうかについて検討してきた。図表 3－1－1 は、その結果を取りまとめたものである。この表を見れば分かるとおり、「ごみ屋敷」に直接適用できる法律の規定はなく、又一部適用の可能性があったとしてもその目的及び効果は極めて限定的であるといえる。

図表３－１－１　既存法律の適用可能性

（〇…高い、△…ケースによる、×…低い）

法律名	適用可能性	概要
廃掃法	△	「不要物」であるとの判断が難しい。
悪臭防止法	×	一般家庭から出る悪臭は対象外。規定も努力義務のみ。
消防法	×	個人の住居への立入りは承諾が必要。対象になるほどの危険性があるものは少ない。
道交法	△	「ごみ」が道路上に置かれ、通行の妨げとなっている場合に適用可能性あり。
建築基準法	△	適用対象になる「ごみ屋敷」は少ない。費用の問題がある。
刑法（傷害罪）	△	「ごみ屋敷」により被害者に生理的機能障害が生じた場合は適用の可能性あり。

（２）条例によるアプローチ

「ごみ屋敷」に直接対応するのは、市区町村である。市区町村が独自に条例を制定することで「ごみ屋敷」に対処することができるのか。「ごみ屋敷」に対応できると考えられる条例を制定している自治体の例を参考に考察してみる。

①　福島県郡山市の事例

郡山市は、「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」（平成 7 年郡山市条例第 14 号。以下「郡山市条例」という。）を制定している。この郡山市条例は平成 7 年に制定されたものであるが、平成 18 年の一部改正によって、ごみの持ち去りを禁止する規定が追加され、平成 19 年 4 月 1 日より施行されている。

主な改正内容は、市長及び市長が指定する者以外の者による廃棄物収集の禁止（第 29 条の 2 第 1 項）、前項の規定に違反した者に対する禁止命令（第 29 条の 2 第 2 項）の 2 点である。また、禁止命令に従わない場合については、罰則（第 55 条）の規定もある。

こうした条例は、ごみの持ち去りを確実に止めさせるものではなく、また、ごみを集める習性そのものを変化させることはできない。ごみ集積所を見張る職員の労力や負担も大きくなってしまう可能性もある。しかし、ごみの持ち去りを禁止することで、市民の意識を高めるなど、抑止力としての効力は期待できる。

県内アンケートからも、「ごみ屋敷」が形成される原因として「自分のごみが捨てられない」に次いで多かったのが「自分でごみを集めてくる」という回答である。そのような意味では、この郡山市の「ごみ」の持ち去りを禁止する条例は参考になると言える。

②　東京都荒川区の事例

かつて、東京都荒川区に敷地内に大量の廃棄物を放置し、火災の危険、害虫の大量発生の原因となっていた「ごみ屋敷」があった。

このような事例を踏まえ、荒川区では、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」（平成 20 年荒川区条例第 23 号。以下「区条例」という。）を制定・施行した。この条例は第 1 条の規定からも分かるとおり、健康生活阻害行為の防止等について必要な事項を定めることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とした、住環境の確保と環境衛生の側面を強くもった条例である。それでは、具体的に「ごみ屋敷」と関係したどのような規定があるのか。

第 6 条には、「廃棄物等による不良状態」を禁止する旨の規定がある。この規定は事実上、「ごみ屋敷」を想定しているものである。また、区条例には「荒川区生活環境審査会」という組織を設置する規定（第 7 条）がある。これは、区長の諮問に応じ調査審議する第三者機関として、学識経験者等から構成されるものである。この条例は、これまでに規定のなかった「迷惑行為」を明文化した条例を制定し、行為者に対し中止や除去等の命令、更には罰金や代執行をも定めており、これは全国的にみても先進的といえる。

③　埼玉県毛呂山町の事例

県内アンケートによれば、「ごみ屋敷」に対応できる条例があると回答した市町が 8 団体あった。ここでは、そのうち、「毛呂山町環境保全条例」（平成 8 年毛呂山町条例第 5 号。以下「毛呂山町条例」という。）を取り上げ、内容について検討する。

毛呂山町条例の第 7 条に「土地、建物等の清潔保持」の規定がある。町民が占有又は管理する土地等に対する清潔保持の規定であるが、その内容は努力義務となっている。また、第 93 条には、町民の健康と生活環境を阻害するおそれがある行為に対して、町長

が必要な指導を行うことができると定められている。ここで挙げられる生活環境を阻害する行為は、すべてが「ごみ屋敷」に当てはまるわけではない。だが、「悪臭の発生を伴う行為」や「公共の場所の清潔保持を阻害する行為」が対象になっているため、ケースによっては指導を行うことができるだろう。

しかし、これらは指導を行うことができるのみであって、罰則や代執行というような強制手段についての定めはない。

それでも毛呂山町条例は少なくとも原因者に接触し、指導や説得を行うことの法的根拠にはなると考えられる。実際の「ごみ屋敷」対応では強制的な手段よりも説得・指導がメインで行われていることを考えても、こうした条例は問題解決の糸口として大きな効力を発揮すると考えられる。

以上、自治体による先進的な条例を紹介した。予防措置としてごみの持ち去りを禁止する点や、「ごみ屋敷」を明確に意識して規制の対象としている点は、法律にはなかった視点といえるだろう。もちろん、実際に代執行や罰金を科すことができるのかどうかという問題はある。

それでも、郡山市条例は「ごみ屋敷」の予防へとつながる可能性がある。また、荒川区条例は強制的な手段の実行はともかくとしても、「ごみ屋敷」へ対応することに法的根拠を持たせることができる。また、毛呂山町条例ならば、条文を根拠に原因者に接触するための糸口となる。条例によるアプローチは「ごみ屋敷」問題に対して、こうした効果を発揮するものといえる。

本節では、「ごみ屋敷」に「介入できる法的根拠がない」という課題に対して、既存法律の適用可能性と条例によるアプローチについて検討した。結論は、既存法律を根拠に「ごみ屋敷」を解決に導くのは難しいため、条例の制定によって市町村に法的根拠を付与する必要があるのではないかというものである。

ただし、ここで注意しなければならない点がある。それは「ごみ屋敷」は基本的には私有地内での出来事であって、被害の程度によっては自治体の介入がそぐわないケースもあり得るのではないか、ということである。そのため条例によって市町村に権限を付与した上で、その権限行使に当たって、いかに公平性・客観性を担保していくかについて考慮する必要がある。

以上の論点を踏まえて本研究会は、「法的根拠がない」という課題への対策として「条例の制定」と「生活環境審査会の設置」という 2 つの政策を提言する。

条例によって市町村の「ごみ屋敷」への対応に法的根拠を付与する。また、長の諮問に応じて調査審議する「生活環境審査会」という附属機関を設置することにより、行政行為の行使に当たっての公平性・客観性を担保するものである。

２　行政サービス及び自治体内部の連携体制の検討

本節においては、「ごみ屋敷」問題解決のための２つ目の課題として挙げた「適切かつ十分な行政サービスを提供できていない」ことについて考察する。

（１）既存の行政サービス

県内アンケートにおいて「ごみ屋敷」の問題解決に活用できる行政サービスの有無について質問したところ４団体から「有る」との回答があった。その内容は、大別すると「戸別訪問収集(ふれあい収集等)」と「廃棄物処理手数料の減免」の２種類である。まず、この２つの制度の概要を説明し、「ごみ屋敷」問題の解決可能性について検討する。

①　戸別訪問収集（ふれあい収集等）

戸別訪問収集については、４団体が「ごみ屋敷」の問題を解決する可能性を持った制度として県内アンケートに回答している。この戸別訪問収集は、県が毎年実施している「廃棄物減量化等実態調査」によれば、平成 21 年３月末日現在で、県内の 16 市１衛生組合で実施されている。ここでは戸別訪問収集の内容について整理する。

図表３－２－１　　戸別訪問収集の例

目的	高齢者及び障害のある方の生活支援
内容	高齢者・身体障害者など、自分でごみ等を集積所に運び出すことが困難な方を対象に、自宅に直接出向いてごみ等の収集を行う。
対象となる世帯	(1) 要介護度１以上で 65 歳以上の一人暮らしの世帯 (2) 障害者手帳を所持している一人暮らしの世帯 (3) その他、ごみ出しが困難と認められる世帯
収集できるごみ	集積所に出せるごみ
収集方法	週１回、玄関先に出された家庭ごみを回収する。 希望者には声かけの安否確認を行う。

上記図表 3−2−1 は、一般的な「戸別訪問収集」の概要をまとめたものである。対象者が限られているため、限定的な運用にはなる。だが、県内アンケートによれば、「ごみ屋敷」発生原因の中で１番多い回答は「自分のごみが捨てられない」である。そのため、高齢者や障害者が指定されたごみ集積所までごみを持ってくること

が困難であるという状況を防止し、ごみを溜め込むことを予防するという観点から「ごみ屋敷」に対しても大きな効果が期待できる。

この制度を「ごみ屋敷」に対して更に有効なものにするために、対象者を拡大することが考えられる。しかし、対象者を広げ過ぎると、自分でごみを出している人との不公平感が生ずる。そのため、対象者を広げることは難しいと考える。

②　廃棄物処理手数料の減免

廃棄物処理手数料の減免については、県内アンケートにおいて川口市が「ごみ屋敷」に対応できる行政サービスとして挙げた。

川口市では、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 7 年川口市条例第 14 号）第 35 条により「廃棄物処理手数料」の規定を定めている。これは、市長の指定する粗大ごみや重量が 100kg を超える家庭系廃棄物（市が収集及び運搬するものを除く。）についてその処分に係る手数料を占有者や事業者に課すものである。

しかしながら、市長が天災その他特別の理由があると認めるときはこの廃棄物処理手数料は減免することができる(第 37 条)ことになっている。「市長が認める場合」について、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」（平成 7 年川口市規則第 33 号）第 30 条では、下記のように定められている。

(1)　天災を受けた者　免除

(2)　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者　免除

(3)　火災等の災害を受けた者　免除又は減額(5 割以内)

(4)　その他市長が特別の理由があると認める者　免除又は減額(5 割以内)

これらの要件に該当すれば、上記の廃棄物処理手数料は減免される。(1) と (3) に該当するケースは少ないと思われる。(2) については、文字どおり生活保護受給者に対する手数料の免除である。また、(4) については本研究会が川口市に行ったヒアリングでは、町会などが関わって地域清掃の一環として「ごみ屋敷」のごみを片付けたケースなどについては、廃棄物処理手数料を減免しているとのことである。

県内アンケートによれば、市町村が「ごみ屋敷」の対応に苦慮する理由として、原因者が「ごみの処理費用を賄えない」という回答もあった。廃棄物処理手数料の減免は、こうしたケースでは大きな効果を発揮する。しかし、「ごみ屋敷」への適用を考慮すると、対象者などが限定的である。そのため、制度を拡充することで、「ごみ屋敷」問題解決の可能性を更に高めることができると考える。

このように既存行政サービスの中にも「ごみ屋敷」に活用できるものがあることが分かった。これらは、身体的・経済的理由などでごみを片付けられない場合に手

助けができる制度として大きな可能性を持っている。

しかし、これらは「ごみ屋敷」のごみの処理を想定しているわけではない。「ごみ屋敷」の解決に活用するためには、制度の拡充を図り、有効性を更に高める必要がある。

（２）連携体制

既存の行政サービスの中にも、「ごみ屋敷」問題に活用できそうなものがあることは（1）のとおりである。しかし、既存サービスの主管課が複数にわたる場合もあるため、「ごみ屋敷」問題でこれらのサービスをより有効に活用するためには、複数部署における連携体制があった方が望ましいのではないだろうか。ここでは、自治体内部における連携体制の在り方について検討する。

①　県内アンケートから見る連携体制

県内アンケートによれば、「ごみ屋敷」問題に対して、他部署との連携をとっていると回答した団体は、約半分である。その内容も、電話による情報交換にとどまっており、組織的な連携体制が構築されているとは言い難い。

また、原因者の福祉サービスの利用状況や精神疾患の有無について、大半が「不明」と回答している。ここから、原因者は、なぜ「ごみ屋敷」を形成させてしまうのかという根本的な原因が把握しきれていないことが分かる。このような状況では、適切な行政サービスにつなげることはできないと考えられる。

②　連携体制の必要性

市町村には、ただ目の前にある「ごみ」を片付けるというだけではなく、その背景にある「ごみ屋敷」を形成してしまう原因を探り、必要な行政サービスを提供していくという姿勢が求められるのではないだろうか。例えば、環境担当課が「ごみ屋敷」に対しての苦情を受け付けた場合、多くの場合、環境担当課の職員が原因者に接触を試みることになる。しかしながら、精神疾患が疑われるような場合には、保健師に対応を依頼するなど、組織内部における柔軟な対応が必要になる。

また、ケースによっては、「生活保護」や「介護保険サービス」などの福祉サービスにつなげていくことが必要な場合もあるであろう。そのためには、少なくとも、組織の内部で原因者に関する情報を共有し、市町村としてどのような場合に、どのような行政サービスを提供できるかについて話し合っておくことが必要である。

「ごみ屋敷」原因者は様々な問題を抱えていることがある。そのため、最初に気付いた部署が単独で対処するのではなく、いろいろな分野で連携しながら問題に取り組む方が、解決の可能性が高まると考えられる。

③　県と市町村との関係

「ごみ屋敷」問題は既成市街地や都市部に発生しやすいこと、その被害が近隣に限られることから、対応は基礎的自治体である市町村で行うことが原則となる。そして、こうした市町村の活動を支援する役割が県には求められる。

例えば、初めて「ごみ屋敷」が発生し、対応に苦慮する市町村があった場合に、他の市町村における事例等は「ごみ屋敷」の解決に向けて大いに参考になる。こうした情報の収集・提供は市町村単位では難しいので県に求められる役割になる。

ここまで、行政内部の連携体制について検討してきた。「ごみ屋敷」問題に対しては、複数の部署で連携して取り組むことで、既存の行政サービスの有効活用が図れることが分かった。また、市町村内部のみではなく、県･市町村や市町村間の情報共有が進むことで、より「ごみ屋敷」への対応力が高まるのではないだろうか。

本節では、「既存の行政サービスの検討」と「自治体内部における連携体制の検討」を行った。既存の行政サービスは、「ごみ屋敷」問題の解決に活用できる可能性を持つものもあり、その対象範囲を拡大することで、有効性を更に高める必要があるというのが結論であった。また、連携体制の検討については、市町村内部における連携、市町村間の連携、市町村と県との連携を促進することで、「ごみ屋敷」への対応力が高まるというのが結論である。

以上の議論を踏まえて、本研究会は「適切かつ十分な行政サービスが提供できていない」という課題に対して、「専用相談窓口の設置」、「既存サービスの拡充」、「事例の収集･蓄積･共有」の３つを政策として提言する。

受付を一本化し、市町村内部の連携を促進する「専用相談窓口の設置」、サービス範囲を拡充することでより「ごみ屋敷」への有効性を高める「既存サービスの拡充」、市町村と県との連携を促し「ごみ屋敷」への対応力を強化する「事例の収集・蓄積・共有」、これら３点を「行政サービスの充実」を図るための政策提言とする。

3　地域資源との連携体制の検討

本節においては、「ごみ屋敷」問題解決のための 3 つ目の課題として挙げた「地域資源の活用・連携が進んでいない」ことについて考察する。

（1）地域の各主体による取組

県内アンケートの結果では、外部組織と「連携はしていない」という市町村が約 7 割を占めていた。一方、連携していると回答した約 3 割の市町村においては、「町内会・自治会」、「民生委員・児童委員」等を連携先として挙げた。では、実際に、地域においてどのような人たちがどのような形で「ごみ屋敷」に関わっているのかについて、以下整理することとする。

①　町内会・自治会

県内アンケートによると「ごみ屋敷」の認知方法として「町内会・自治会からの相談」を挙げる市町村もあった。そこには「ごみ屋敷」を地域の問題として捉え、解決に向けて奮闘している「町内会・自治会」の人たちの姿がある。

自治会・町内会は町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいた任意団体である。住民間の親睦、防災・防犯、清掃等にみる環境整備などの役割を担い、地域住民の生活を多くの面で支えている。

近年、組織率が落ちていると言われるものの今なお地域において重要な役割を担う団体である。「ごみ屋敷」の問題に対しても原因者への説得やごみの片付けの手伝い等の役割を担っている。

②　民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間奉仕者である。「民生委員は、児童委員に充てられたもの」と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定められているため、児童委員を兼務している。その職務は、住民の状況把握、援助を必要とする人に対する生活相談や助言、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報の提供等多岐にわたっている。また、生活保護など関係行政機関の業務に協力するという役割も担っている。

「ごみ屋敷」に関して民生委員が担う役割としては、原因者に対する見守り・声かけ、相談・助言や行政サービス利用のための情報提供などが考えられる。近年、民生委員は、地域によっては、高齢化が進んでいることや担い手の確保が困難であるとの問題が指摘されている。しかしながら、地域の見守り・相談役としての民生委員の活動は「ごみ屋敷」の問題解決に当たっては重要な役割を担う。民生委員が活動しやすい環境づくりが

求められている。

③　社会福祉協議会

社会福祉協議会は、平成 12 年に改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において地域福祉の推進役として位置付けられている民間組織（社会福祉法人）であり、市町村及び都道府県を単位に配置されている。社会福祉協議会の基礎単位は、同法により市町村社会福祉協議会であるとされ、その活動内容は各地域の実態、特殊性に応じ、多岐にわたっている。

その中で多くの社会福祉協議会が取り組んでいる活動としては、（ⅰ）ボランティアセンターの設置、ふれあい・いきいきサロンの設置等のボランティア活動に関する支援、（ⅱ）心配ごと相談等の相談事業、（ⅲ）近隣住民の訪問活動など小地域での見守りネットワークづくり等が挙げられる。

「ごみ屋敷」に対しては、後述する大阪府豊中市のように社会福祉協議会が中心的な役割を担い、問題を解決に導いている事例もある。「ごみ屋敷」問題の解決に向けて大きな役割を担うことが期待される。

④　地域住民

県内アンケートによれば、市町村が「ごみ屋敷」を認知する方法として最も多かった回答が「近隣住民（個人）からの苦情・相談」である。近隣住民は「ごみ屋敷」の存在により、景観の悪化や悪臭など様々な悪影響を受けているということが分かる。しかしながら、別の視点でとらえると、近隣住民は原因者に一番近い存在であり、他の主体と比べ原因者のちょっとした変化に最も気付きやすい立場にあるとも言える。「ごみ屋敷」の問題に関して言えば、予防や早期発見等としての役割を担うことが期待できる。

被害者としての側面だけではなく、「ごみ屋敷」を地域の課題として解決していくための社会資源とし、ボランティアとして育成していくことや意欲的なボランティア団体と結び付け「ごみ屋敷」を解決する担い手としてとらえていく必要がある。

これまで、地域における各主体と「ごみ屋敷」との関わりについて検討してきた。県内アンケートの結果でも原因者が地域で孤立化している状況が分かった。孤立化している原因者は社会との接点がないために、現状を変えていくという意識が乏しく、また地域住民も交流を持たないという悪循環が状況を悪化させていくことが予測される。

地域における課題は地域で解決が図れる体制作りが必要不可欠である。

次に、地域資源（(1) で述べた各主体）を制度的に結び付ける仕組みとして地域福祉計画の可能性を見てみよう。なぜなら、地域福祉計画の策定過程こそ地域資源を結び付ける手法が用いられると考えるからである。

（２）地域福祉計画

平成 12 年の社会福祉事業法等の改正によって、新たに社会福祉法に地域福祉の推進が明確に位置付けられ、地域福祉計画に関する規定が設けられた。社会福祉法第 107 条は、市町村の策定する地域福祉計画が、市町村の政策の根幹となる地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上の基本構想に即すること、計画を策定するに当たり住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者、ＮＰＯなどの意見を反映させること、また計画内容を公表することを定めている。

その上で、計画に定める事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項（相談支援体制の整備等）、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携等）、③地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項（地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ等の社会福祉活動への支援等）を挙げている。

計画の目的は、これまでの分野別福祉計画を統合し、地域で福祉・保健・医療の総合的なサービスが安定的に受けられる体制の整備を図るとともに、地域住民の意見を反映させながら官民協働で計画を策定することにより、地域福祉を推進していくことである。

また、地域福祉計画は、虐待、家庭内暴力、孤立死など現行の保健福祉施策では対応できない生活課題へ新たに対応することも求められている。

厚生労働省の「全国の市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画等の策定状況について」（平成 22 年 3 月 31 日時点の状況調査結果）によれば、市町村地域福祉計画を策定済の県内市町村は 31 団体であり、約半分の団体が未策定の状況である。

「ごみ屋敷」という新たな生活課題に対応するためにも、地域福祉計画を策定し、計画の中に生活課題の把握方法や支援の在り方について位置付けていく必要がある。なお、厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』」（平成 20 年 3 月）によれば、計画の策定に当たっては、市町村単位で地域の実情に応じて適切な圏域を設定し、圏域ごとに「地区計画」を策定し、市町村計画に位置付けるべきであるとしている。

（３）地域資源との連携～大阪府豊中市の事例から学ぶ～

本節ではこれまでに、地域住民や民生委員、町内会・自治会及び社会福祉協議会などの地域資源が「ごみ屋敷」問題解決の担い手となり得ること、そしてこれらと自治体との連携が「ごみ屋敷」問題をはじめ、地域が抱える様々な生活課題に取り組む上で重要

であると述べた。

では、地域資源との連携とは具体的にどのようなものなのか。地域資源との連携で、地域を基盤としたライフセーフティネットを作り上げ、多くの実績を上げている自治体として大阪府豊中市がある。ここでは、豊中市のライフセーフティネットの仕組みについて紹介するとともに、地域資源との連携の在り方について述べる。

①　大阪府豊中市における地域資源との連携

豊中市は大阪府の北西部に位置し、大阪大都市圏のベッドタウンとして発展した人口約 39 万人の都市である。自治会の組織率は 50.9％（平成 20 年）、単身赴任者や転勤族が多く、転入転出者の総数が年間で人口の約１割に及ぶなど、地域福祉を推進していく上で、決して地域資源に恵まれた住民構成ではない。

豊中市には「校区福祉委員会」と呼ばれる住民ボランティア組織が概ね小学校区ごとに存在している。構成員は、校区内の町会・自治会、民生委員、老人会、子ども会、ボランティアグループなどで、校区内における高齢者や障害者等への見守り活動や配食サービスなど様々な福祉サービスに取り組んでいる。

校区福祉委員会の事業の一つに「福祉なんでも相談窓口」がある。「福祉なんでも相談窓口」とは、民生委員と校区福祉委員が住民の様々な生活上の問題に関する相談に応じる窓口である。この場所は、相談窓口業務のほかにサロンやミニデイサービスなどの福祉サービスの実施や、校区福祉委員同士が地域課題について情報を共有する場となるなど、住民主体による地域支援活動の拠点として活用されている。ここに寄せられた相談は、福祉サービスの紹介やその手続きの手伝い、ふれあいサロンへの勧誘など地域ボランティアによってきめ細やかな支援が行われる。

地域ボランティアだけでは解決が困難な専門的な知識等が必要とされる事例については、豊中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に配置されたコミュニティーソーシャルワーカー（以下「ＣＳＷ」という。）[7]に連絡が入り、ＣＳＷが解決ノウハウの提供や実際に地域ボランティアとともに原因者への訪問を行うなどして、解決への道筋をコーディネートしていく。

また、解決策の検討に向け自治体等との調整が求められるときは、ＣＳＷにより「地域福祉ネットワーク会議」が開催される。この会議は、７ つの生活圏域（地域包括支援センターの圏域）ごとに開かれ、豊中市と大阪府の関係部局の担当者や警察、民生委員などに加え、校区福祉委員も参加し、困難事例について個別に対応方法を検討するケース会議のほか各校区における地域課題についての情報共有などが行われる。

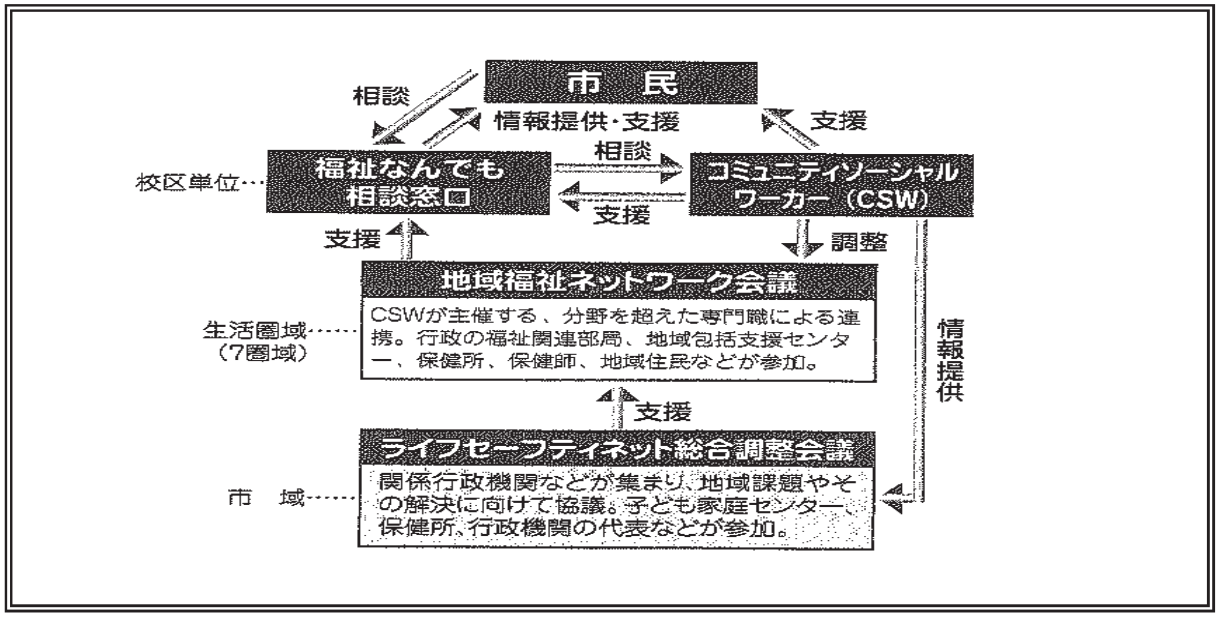
---

[7] 平成 16 年度より、大阪府の地域福祉支援計画で、全国に先駆けた補助事業として中学校区に配置されているもので、地域において支援を要する人々の生活圏や人間関係など、環境を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを必要とする人に結び付けることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整を担う。

「地域福祉ネットワーク会議」において、解決に向けて新たな福祉サービスや体制作りなどが必要であるとされた課題については、更に自治体の関係部局及び市社協などの専門機関の長で構成される「豊中市ライフセーフティネット総合調整会議」に情報提供がされ、市全体の問題として解決のためのプロジェクトが立ち上げられる。

豊中市では、以上のような地域住民と連携したライフセーフティネットの仕組みによって多様化する地域の福祉課題に対応している。概略を述べれば、地域に潜む生活課題を地域住民が拾い上げ、それを自治体や専門機関と連携しながら確実に支援へとつなげていくという仕組みである。

図表３－３－１　豊中市ライフセーフティネットの仕組み



出典：牧里毎治監修、豊中市社会福祉協議会編「社協の醍醐味ー行政と住民とともに創る福祉のまち」全国コミュニティライフサポートセンター（平成 22 年）

地域住民と連携したライフセーフティネットの仕組みは「ごみ屋敷」問題にも活かされている。平成 21 年に校区福祉委員会が見守り訪問を行った世帯は 10,000 世帯を上回っており、これは豊中市における 65 才以上の独居高齢者 15,500 世帯（平成 17 年）のおよそ 3 分の 2 を占める数字である。このような地域支援活動は地域における生活課題の早期把握につながり、「ごみ屋敷」問題の発生予防にも効果があるといえる。

「ごみ屋敷」の解決を図る場面においては、ＣＳＷが中心となり地域ボランティアや関係機関と連携して原因者への説得に取り組む。目的はごみの処理ではなく、原因者の生活課題の把握と生活環境の改善である。よって、原因者に物に対する強い思い入れが感じられるなどのケースによっては、あえてごみ処理を行わずに、1 つの部屋に物を集

約し、台所や寝床などの生活スペースを確保するという手段をとる場合もある。

また、ごみの撤去に向けては、ごみ処理費用が必要となってくるが、原因者にはこれを負担できるだけの資力はないケースが多い。そこで豊中市では平成 17 年に「ごみ屋敷リセットプロジェクト（現：福祉ごみ処理プロジェクト）」を立ち上げ、「ごみ屋敷」問題に対応する際の関係部局や廃棄物処理業者との連携体制の確立や、原因者が経済的、身体的、精神的な理由で自力でのごみ処理が困難な場合に、現状が福祉に欠ける状態にあるとＣＳＷが判断した場合には、ライフセーフティネットの観点から、ごみの運搬費用を減額するといった市によるごみ処理援助ができるよう内規の整備を行った。

これは、何とか「ごみ屋敷」問題を解決していきたいと尽力する地域ボランティアのニーズに対し、市がそれを支援する形で応えたものである。これによって、原因者にごみを片付けたいという意思が見られたときに、関係機関や廃棄物処理業者への調整を円滑にし、すぐにごみの片付け作業に着手するといった対応ができるようになった。

撤去後は、原因者に対しデイサービスや訪問介護などのサービス導入や、校区福祉委員会が実施するふれあいサロンに誘うなど、再び「ごみ屋敷」を作ることがないよう、地域とのつながりを作りながら支援を続けていく。撤去を説得する場面でＣＳＷとともに、地域ボランティアが対応するのには、このような支援に円滑につなげていくことができるという意義もある。

このような取組によって、豊中市では「福祉ごみ処理プロジェクト」が立ち上げられた平成 17 年から平成 21 年までの 5 年間で 100 件以上の「ごみ屋敷」への対応実績を挙げ、撤去した「ごみ屋敷」が再び「ごみ屋敷」になってしまう例はほとんどないということである。ここから学びとれる「ごみ屋敷」問題における地域資源との連携の在り方については以下の 3 点が挙げられる。

（ⅰ）地域に潜む生活課題を把握し、支援につなげていくためには地域住民による主体的な地域支援活動が不可欠である。

家族や友人など身近に相談できる存在がいない、いわゆる地域から孤立してしまっている人は、何らかの事情によってごみ出しができなくなるなど、通常の生活を送ることができなくなってしまっても、近所や自治体などに対し、ＳＯＳの声を発していくことができない場合がある。しかし、そういった生活課題を自治体が把握していくことは難しい。地域住民による日ごろからの声かけ活動などによって、地域から孤立しがちな人に対しても積極的に顔なじみの関係を作っていくことで、わずかな異変に気付きＳＯＳの声をキャッチできるようになる。

（ⅱ）地域住民による主体的な地域支援活動を積極的かつ継続的に実施させていくには、市町村がその活動基盤を整備する必要がある。

地域資源との連携は決して自治体の負担や責任を軽減させるものではなく、市町村は地域住民がより積極的に地域支援活動を実施していくことができるよう活動基盤を整備する必要がある。豊中市では小学校区ごとに「福祉なんでも相談窓口」を設置することで、地域ボランティアが気軽に集まり、校区における地域課題についての情報共有や求められている福祉サービスの企画等ができるようになり、より精力的な住民主体による活動が可能になった。また、連絡先のＰＲができるので、関係機関との連携はより円滑に進むようになる。

さらに、市町村は住民の福祉を最終的に担保する主体として、地域住民が解決に苦慮するような専門的な知識を必要とする困難事例については、必ず解決までコーディネートするという姿勢は当然求められてくる。

（iii）地域住民に地域支援活動を促すだけのインセンティブを提供していく必要がある。

豊中市における住民主体による積極的な地域支援活動は、一朝一夕に生まれた訳ではない。豊中市では震災の経験をきっかけにボランティア活動の必要性を学び、今日のようなライフセーフティネットを構築するに至っている。ボランティア活動の土壌がない市町村においては、まずボランティア活動の意義を地域に対し発信し、ボランティア活動に取り組む上でのインセンティブを提供していく必要がある。

本節では、県内アンケートより浮かび上がった「地域資源の活用・連携が進んでいない」という課題に対し、自治会・町内会や民生委員、社会福祉協議会といった各主体の取組やそれらを結び付ける地域福祉計画の可能性について整理を行った。また、先進事例として大阪府豊中市の取組を紹介し、地域資源との連携の在り方について述べた。

以上より得た結論は、「ごみ屋敷」問題に対応するに当たっては、自治体では把握しきれない地域に潜む生活課題を把握するために、地域住民による見守り訪問などの地域支援活動が不可欠であるということである。そして地域住民によるそのような活動を積極的かつ継続的なものにしていくためには、市町村がこれらの活動基盤の整備及びインセンティブの提供を行っていくことが重要であるということである。

以上を踏まえて本研究会は「地域資源の活用・連携が進んでいない」という課題に対して、地域に潜む生活課題を把握するため地域における「見守り・声かけ」の機能を強化していくこと、そういった活動基盤を整備するために「地域の拠点づくり」を行うこと、そして「セミナー・ワークショップ」の開催や「地域団体等への補助金交付」「コミュニティビジネスの活用」を通し、地域住民に対しボランティア活動へのインセンティブを提供していくことの５つを政策として提言する。

第４章　政策提言

前章においては、1．法的根拠、2．行政サービス及び自治体内部の連携体制、3．地域資源との連携体制という３つの政策課題について検討を行った。

本章においては、これらの政策課題に対して、1．法的権限の付与、2．行政サービスの充実、3．地域資源との連携の推進という３つの側面から「ごみ屋敷」問題を解決するための政策提言を行う。

１　法的権限の付与

「自治体が介入する法的根拠がない」という課題に対して、次の「条例の制定」、「生活環境審査会」という２つの提言を行う。

（１）条例の制定

①　目的

明確に条例で自治体が対応する基準を定めることで、原因者の敷地内への立入調査、勧告等が可能になり原因者を説得するための根拠となる。また、「ごみ屋敷」に対処しやすい環境が整えられるため問題解決の糸口になり得る。

本研究会では、原因者への地域福祉のつながりを支援するための取組等を含めた、新たな条例づくりが必要であると言及する。条例に盛り込むことが必要と思われる主な項目及び本研究会が提案するイメージ図は次のとおりである。

②　手段・効果

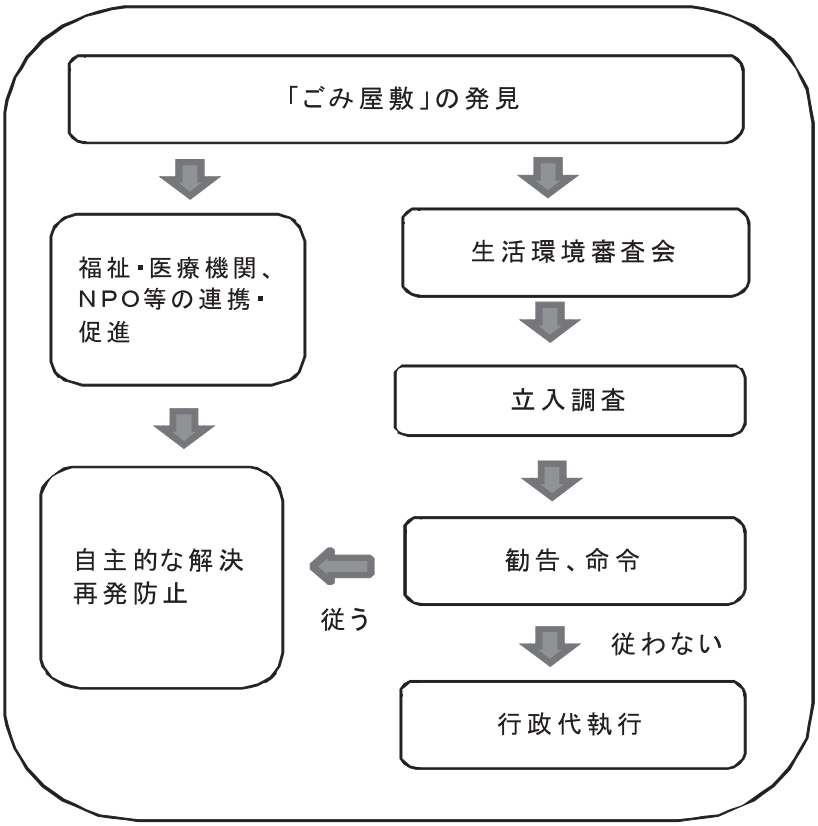
図表４－１－１

【主な項目】

手　段	効　果
（ⅰ）生活環境審査会	住民（自治会・町内会を含む）、学識経験者などの第三者によって構成される。立入調査等について意見を聴くことで、より適切な行政行為が可能となる。
（ⅱ）立入調査	条例に基づく権限による立入であるため、原因者の敷地の状況を的確に把握できる。
（ⅲ）勧告・命令	原因者に対して「ごみ」の除去等が必要であることを認識させる。

（ⅳ）福祉・医療機関、 ＮＰＯ等との連携促進(支援)	原因者の抱えている問題によっては、福祉や医療機関と連携して取り組む必要がある。 原因者に福祉サービスなどを提供し、地域社会へのつながりを築く責務を市町村に課す。
（ｖ）行政代執行	勧告、命令でも改善されず、他に代替手段がない場合の最終手段として明示する。

図表４－１－２
条例のイメージ図



③　課題

行政代執行については、（ｉ）個人の財産を強制的に撤去するのは問題との意見があること、（ⅱ）いったん片付けても元に戻ってしまうおそれがあるため、根本的な問題の解決にならないとの意見もある。

あくまで行政代執行は「最後の手段」でもあるので、最終的には行政代執行の実施も視野に入れながら、地域とのつながりを通じて信頼関係を築くように働きかけることが先決である。

（２）生活環境審査会

市町村が「ごみ屋敷」への立入調査、ごみの除去の勧告、命令等を行うに当たり、公平性･客観性を担保するため審査会を設ける。なお、本審査会は「ごみ屋敷」だけでなく、生活環境問題全般を対象とするものである。本研究会がイメージしている生活環境審査会とは以下のようなものである。

①　目的

生活環境審査会は、首長の諮問に基づき、調査審議する附属機関である。良好な生活環境を確保するために、市町村が何らかの措置を講ずる必要性があるかどうか等について調査審議する。

②　役割等

（ｉ）構成

生活環境審査会の組織構成は下記の図表4－1－3のとおりとする。

図表４－１－３

構成員	選任方法	専門性（分野）
住民（公募）	公募による住民	専門性の有無は不問
住民（委嘱）	各市町村の町会連合会等の 代表者	住民自治における代表者の立場の住民 ①町会連合会等の代表 ②発生地域の町会長
市町村職員	各関係課から首長が指名	①福祉　②公害　③廃棄物　④財務 ⑤まちづくり（含都市計画）　⑥防犯 ⑦消防　⑧道路　⑨建築（指導）など
学識者	委嘱による	高度な専門性を期待 ①環境　②福祉
事業者	委嘱による	高度な専門性を期待 ①環境　②福祉（社協など）
警察	各市町村の所管署	抑止機能と一定の実力を担保 ①地域課（相当部署）　②その他

（ⅱ）認定（「ごみ屋敷」の場合）

住民から苦情があり、市町村が立入調査等を行う場合に、首長の諮問に応じて調査審議し、良好な生活環境を阻害している「ごみ屋敷」であるかどうかの認定を行う。

Ⅰ　認定基準（「ごみ屋敷」の場合）

総合評価方式で認定基準を設定する。内容は、下記図表4－1－4のとおりとする。

図表４－１－４　認定基準

【苦情発生項目】住民からの苦情

Ⅰ　悪臭発生	周辺に対し、通常から考えて著しい臭気が発生している場合
Ⅱ　土壌汚染・水質汚濁	建築地盤や公有水面へ汚染物質が漏出している場合
Ⅲ　生物汚染	微生物の発生、病原菌の検出などがあった場合
Ⅳ　不法投棄の誘発	外部から廃棄物が投棄され堆積している場合
Ⅴ　火災の誘発	可燃性物質が多量に貯留・堆積している場合
Ⅵ　風景・景観の悪化	まちづくりとしての風景・景観を破壊している場合
Ⅶ　防犯・防災機能の低下	廃屋化し、非行や不法占拠の温床となっている場合

【判断項目】苦情発生項目に対する委員会の判断基準

レベル0	危険なし	何ら被害は発生しないと判断
レベル1	危険度低	被害が発生する要素があると判断
レベル2	危険度中	被害が発生し、それが初期段階であると判断
レベル3	危険度高	被害が、周囲に対し著しい危険度を持つと判断
レベル4	被害発生状態	被害が、実際に周囲に影響を与えていると判断

Ⅰ～Ⅶの各項目に対し、レベル0～4で点数化。

平均レベル ＝ ２ として、
２×委員数 ＝ 認定対象基準点

Ⅱ　認定

1項目だけでも認定対象基準点を上回った場合、委員の過半数の賛成で、良好な生活環境を阻害する「ごみ屋敷」であると認定する。認定後、首長に答申をする。

Ⅲ　決定

答申を受け、必要な措置を決定する。

（iii）組織運営の流れ

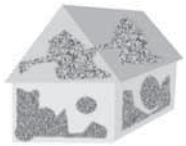
生活環境審査会の設立からの流れは、図表4－1－5のとおりとする。ただし、あくまで参考フローであるため、各市町村で柔軟に運用されたい。

図表４－１－５

生活環境審査会

・「生活環境審査会」設立

・事案発生（「ごみ屋敷」の場合）



■苦情なし　　行政手続は実施しない。

■苦情あり

・受付：専用相談窓口



なんとかして！



必要な場合、各委員が事前個別調査

各主体が連携し、最終的な対処までバックアップ

・「生活環境審査会」委員に開催通知

・開催

調査をもとに議論



■良好な生活環境を阻害する「ごみ屋敷」であると認定

行政が中心となり、あらゆる可能性を検証

■参考：その他の対策（例）



事例の収集･蓄積･共有



既存サービスの拡充



補助金交付

廃棄物処理業務委託の調整



地域の拠点づくり



コミュニティビジネス活用



ごみ屋敷専門業者の紹介



２　行政サービスの充実

本節においては、前章第2節における「行政サービス及び自治体内部の連携体制」の政策課題の検討を踏まえて、「専用相談窓口の設置」、「既存サービスの拡充」、「事例の収集・蓄積･共有」という3つの提言を行う。

（１）専用相談窓口の設置

①　目的

県内アンケートによれば、「ごみ屋敷」の認知の方法は「近隣住民（個人）からの苦情・相談」が最も多い。しかし、「ごみ屋敷」を専門的に取り扱う部署がないため、住民にとっては「ごみ屋敷」について相談する窓口が分かりにくくなっている。そこで、住民が相談しやすい環境を整備するため、「ごみ屋敷」をはじめとする生活環境問題専用の相談窓口（以下「専用相談窓口」という。）を開設する。

②　設置主体

地域の生活環境問題の解決を図る主体は基礎的自治体である市町村である。したがって、市町村が設置する。

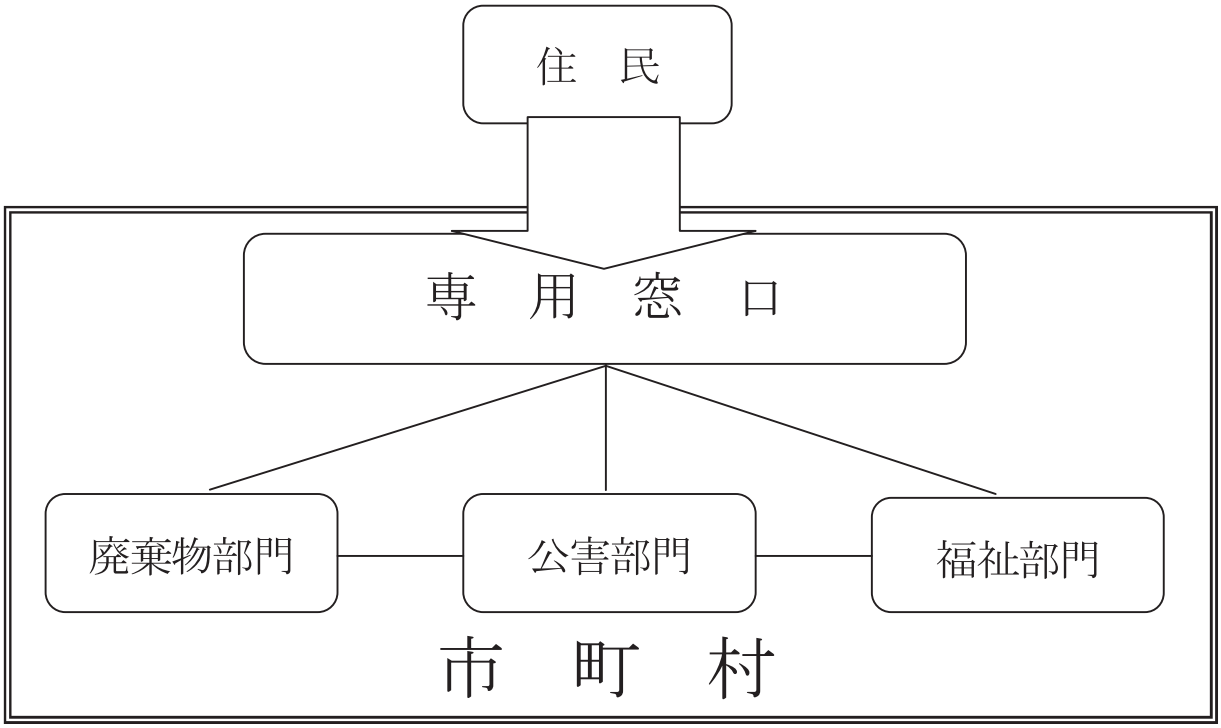
③　運営

従来では、「ごみ屋敷」に関する住民からの相談・苦情は廃棄物や公害、福祉など様々な部門で個別に受け付けていた。この受付の窓口を一本化し、専用相談窓口とする。ただし、新たな組織を作るのではなく、複数の関係部門の職員がチームを組むプロジェクト組織とするものである。また、相談件数は多くはないと予想されるので、窓口は予約制とすることが望ましい。

図表4－2－1は、専用相談窓口の仕組みを表したものである。住民からの相談・苦情は専用相談窓口が一括して受付し、関係する部門への連絡を行う。複数の部門が関係する場合には、共同で対応するための対策会議を開催することが望ましい。

また、相談に応じる職員は当番制とし、様々な観点から幅広く対応できるように、ごみや悪臭に関する苦情を担当する廃棄物部門又は公害部門から1名、地域福祉に携わる福祉部門から1名の合計2名体制で相談に応じることが適当であると考える。

図表４－２－１　専用相談窓口の仕組み



④　効果

住民が相談しやすくなるほか、市町村における部門間の連携が取りやすくなることが考えられる。「ごみ屋敷」は景観や悪臭、火災の誘発など周辺の地域や環境に与える影響が多岐にわたるため、複数の部門が合同で対応する場合に有効である。

また、受け付けた相談内容についてはデータベース化することにより、解決に有効な手段にもなる。

⑤　課題

専用相談窓口について、住民への周知が必要となる。したがって、広報誌やホームページにて住民への周知を行う。

また、職員の対応への苦情など、住民と市町村の間に発生したトラブルにおける責任の所在が問題となる。受付時に発生したトラブルについては専用相談窓口で処理を行うが、専用相談窓口で受け付けた案件を各部門へ引き継いだ後に発生したものについては、各部門にて処理を行う。

（２）既存サービスの拡充

市町村の中には、廃棄物処理手数料の減免規定を設けているところもある。しかし、対象が限定的で「ごみ屋敷」への適用可能性を狭めているというのが、第3章による考察の結果である。そこで、減免の対象となる範囲を広げることで、「ごみ屋敷」の解決を推進する。

①　対象者の拡大

県内アンケートによれば、「ごみ屋敷」64件中、生活保護世帯は12件である。よって「ごみ屋敷」への適用を考えた場合、対象者が生活保護受給者のみでは、その運用が限定的になってしまう。他の福祉サービス受給者や高齢者、あるいは低所得者（市町村民税非課税等）まで対象に加えた方が「ごみ屋敷」への適用可能性は高まるのではないだろうか。例えば県内アンケートによると「ごみ屋敷」原因者の5割以上は60才以上であり、高齢者を対象に加えるだけでも大きな効果が期待できる。

さらに、後述するようにコミュニティビジネス業者を対象にすることも考えられる。

②　対象ごみの拡大

粗大ごみに限らず、家電やパソコンなども対象に含めた方が「ごみ屋敷」への適用可能性は高まるだろう。これらは、自治体で処分できないごみであるため、減免ではなく補助という方法をとることになる。

③　補助範囲の拡大

従来の制度は、あくまで廃棄物の処理手数料のみであったが、撤去や運搬にかかる費用まで補助対象に含めるのはどうだろうか。「ごみ屋敷」には膨大な量のごみが溜まっているため、片付けにも相当な労力が必要になる。地域住民などのボランティア的行為で作業が行われるという理想的なケースはいいが、そういった協力が必ずしも得られるわけではない。

補助の範囲を、業者による撤去作業・運搬費用まで拡大すれば、「ごみ屋敷」への適用可能性は大幅に高まるといえるだろう。

④　効果

以上のように、廃棄物処理手数料の減免については、対象者や補助範囲を拡充することで「ごみ屋敷」に対して、より大きな効果を発揮できると考えられる。

⑤　課題

廃棄物処理手数料の減免制度の拡充は補助範囲が広くなると同時に、金銭の支給という側面を持つため、客観性の確保が必要になるだろう。予算面については、上限を設けるなどキャップを設定することが望ましい。

（3）事例の収集・蓄積・共有

①　目的

市町村における「ごみ屋敷」についての解決事例を収集・蓄積するとともに、関係者が共有し、問題解決の一助とする。

②　実施主体

県が実施する。

県内アンケートによると「ごみ屋敷」の解決事例は、県内の全市町村を合計しても 36 件(17 団体)である。これは、騒音・振動・悪臭などの典型 7 公害と比較して少ない。「ごみ屋敷」問題は今後更に増加することが予想される一方で、市町村では多数は集まらない。そのため、「ごみ屋敷」対策の実務を行っている市町村で解決事例を提出し、それを県が収集・蓄積することが有用であると考えられる。

また、公害等調整委員会[8]（以下「公調委」という。）が年に 1 度、公害苦情処理事例集を発行している。これは、都道府県や市町村が対応した公害苦情処理経過の事例集である。都道府県毎に 3 件程度の苦情処理経過を公調委に報告し、それを公調委で集約して発行している。平成 22 年 3 月現在、第 38 号まで発刊されており、典型 7 公害に関する苦情処理事例は多くの蓄積がある。一方で、最近増加している生活環境問題に関する事例は少なく、「ごみ屋敷」に関する事例は見当たらない。この事例集で、「ごみ屋敷」に特化した内容の特集をすることは、「ごみ屋敷」の解決に有効であると考える。

③　手段

収集・蓄積した事例の利用方法としては、データベース化して、コンピュータで容易に検索・抽出できることが望ましい。しかし、典型 7 公害さえこのようなシステムが確立されていないため、現実的には難しい。冊子かＣＤにするのが現実的な方法であろう。県においてフォーマットを作成した上で、各市町村に解決事例の提出を依頼する。そのフォーマットを使って、市町村が解決事例を県に提出し、事例集を作るというのが流れとなる。

8　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に基づく行政委員会。公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、その迅速かつ適正な解決を図ること(公害紛争処理制度)等を主たる任務としている。

④　効果

解決事例集があれば、今までに「ごみ屋敷」対策を実施したことがなかったり、対応に苦慮したりしている市町村でも、様々な事例を参考にして対策を実施できる。また、ここで挙げた「ごみ屋敷」解決事例の収集・蓄積に関するノウハウは、「ごみ屋敷」問題だけに留まるものではない。野良猫・野鳥のえさやりや光害など、最近問題になり、かつ解決困難な典型 7 公害以外の公害等に水平展開していくことも有効である。

⑤　課題

事例の内容には、個人情報も含まれることから、自治体間で情報を共有するに当たり、その取り扱いに留意する必要がある。



３　地域資源との連携の推進

「地域資源との連携が進んでいない」という政策課題に対して、次に「見守り・声かけ」、「地域の拠点づくり」、「セミナー・ワークショップ」、「補助金交付」、「コミュニティビジネスの活用」という５つの提言を行う。

（１）見守り・声かけ

①　目的

「ごみ屋敷」の予防・解決・再発防止を図る上で「見守り・声かけ」は、最も基礎的な対策である。「見守り・声かけ」をすることで、地域の中において、ちょっとした変化に気付き、必要な場合には、専門的な支援につなげられるようにすることで予防や再発防止を図るという目的がある。

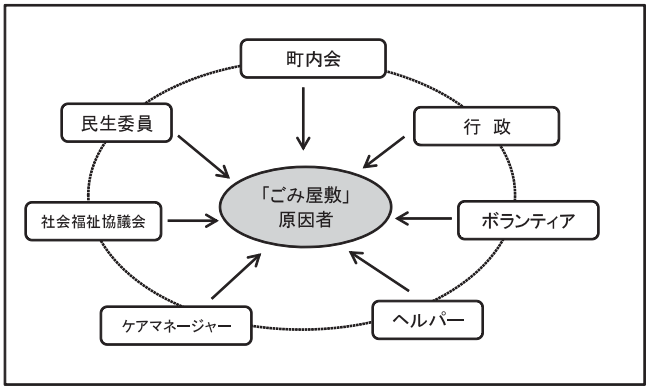
また、「ごみ屋敷」が形成されてしまった場合には、定期的な訪問で、原因者との信頼関係を築き、原因者が片付けようという気持ちになるよう導いていく。

②　手段・効果

「見守り・声かけ」は民生委員や社会福祉協議会、ボランティアなど、現在、地域の様々な人々によって行われている。市町村の主な役割としては、それらの地域資源と連携し、必要な場合は、福祉などの行政サービスを原因者に対して提供していくことである。そのためには、住民の情報が見守り・声かけを行う地域資源から確実に行政に届くようなネットワークづくりが必要になる。定期的な住民に関する情報交換の場を設けたり、利用できる行政サービスについて周知したりする必要がある。

また、県内アンケートでは、原因者は高齢者が多かった。特に、一人暮らしの世帯の場合には、配食サービス、介護ヘルパーの利用を促し、その情報を市町村が共有することで「ごみ屋敷」の未然予防と再発防止が図られる。

図表４－３－１　見守り・声かけのイメージ図



③　課題

原因者といかに信頼関係を築き、問題を解消していくかがポイントとなる。

（2）地域の拠点づくり

①　目的

身近な地域に福祉ボランティアの拠点を設置し、住民主体による地域支援活動を促すことで、地域課題のより確実な把握やボランティア活動の担い手の育成を図るとともに、市町村と地域資源との協働体制を推進することを目的とする。なお、ここでいう地域とは、住民が潜在する地域課題を発見できるような、言わばお互いに顔の見える環境づくりができるような圏域を指す。

②　主体・費用

設置主体は市町村である。運営主体は民生委員を含む地域ボランティアとし、市町村及び社会福祉協議会がこれをサポートする。パソコン、机、電話機など設置に当たっての初期設備費は市町村が負担する。施設使用料及び運営費は一定額を市町村が負担し、不足分は運営者側が負担する。

③　手段

（ⅰ）実施場所

設備が充実していること、専門家との連携が図りやすいことから福祉関連施設が望ましい。しかし、公民館や空き店舗、学校の空き教室などの既存施設を利用することも有効である。拠点 1 箇所当たりの活動圏域については、第 3 章で述べた豊中市では小学校区に設定されていたが、圏域設定の考え方に決まりはなく、都市部であるか、農村部であるかによっても異なってくるため、各市町村の実情を考慮した上で圏域を設定すべきである。

（ⅱ）実施事業

Ⅰ　福祉に関するワンストップ相談窓口

住民からの福祉に関する相談窓口業務を行う。対象とする相談内容は福祉制度等に限らず、相談者が日常生活において感じる“生きづらさ”について話を聴く。受け付けた相談については、行政の福祉サービスや同じ悩みを抱える当事者組織を紹介するなどの対応を行う。相談者の話をよく聴き、事情を理解することをこの窓口の第一の目的とし、あえて解決を急がず、相談者に「また来たい」と思わせるような空間作りを行う。

また、地域ボランティアは、相談を受け付ける中で、新たなサービスや制度の必要性が生まれた際は、市町村に対し事業提案を行う。市町村及び社会福祉協議会は、困難事例等について解決ノウハウの提供や専門性の面からこの窓口をサポートし、最終的な解決までの道筋をコーディネートする。

Ⅱ　福祉事業の実施

福祉サロンや会食会などを実施し、地域住民が気軽に集まれる機会を作る。実施する事業は支援する側と支援される側とで常に二分されるものではなく、例えば一人暮らし高齢者向けに会食会を実施したら、次は高齢者が地域の幼児に対し折り紙教室を開くなど、支援の方向を固定化させないようにすることを心掛ける。

Ⅲ　ボランティア情報の発信

ボランティア活動のＰＲ、ボランティア活動を始めようとする人及び実際に従事している人への相談対応業務を行う。住民にとってより身近な場所で、ボランティアに関する情報を発信することで、地域におけるボランティア活動意欲を確実に実際の活動への参加へ結び付ける。また運営に当たっては、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターと連携し、専門性を確保する。

図表４－３－２　地域の拠点における１週間の予定の例

月	火	水	木	金	土	日
相談窓口	会食会	ボランティア窓口	相談窓口	子育てサロン	ボランティア窓口	相談窓口

④　効果

地域に気軽に立ち寄れる相談窓口ができることで、住民の生活課題の早期把握が可能となる。また、地域住民が気軽に集まる機会ができるので、地域に顔なじみの関係が生まれてくる。このことは、「ごみ屋敷」の発生予防になる。

この場所は原因者が地域とのつながりを取り戻すきっかけとなる場所としても期待できる。市町村や社会福祉協議会との連携においても、拠点があることで、連絡調整はより円滑にできるようになる。また、住民ニーズが集約されるため、新たなサービスや制度を作る際、情報共有や協議がより円滑になる。

⑤　課題

この地域福祉の拠点の運営は民生委員及びボランティアが担う。よって人材の確保が最も大きな課題となろう。内閣府「平成 19 年版国民生活白書」によれば、今後ＮＰＯやボランティア活動に参加したいと考えている人は５割を超えている。これは、ボランティア活動を通して、自己実現をしていきたいというニーズが高まっていることを意味している。このニーズに対し、ボランティア活動へのインセンティブを示し、実際の活動へとつなげていくことが必要である。

次にボランティアの専門性の確保が課題として挙げられる。福祉に関する相談やサー

ビスを実施するに当たっては、支援する人の尊厳を傷つけてはならない。支援する側は見守っているつもりでも、受ける側が監視されていると受け取ってしまっては良好な関係は望めない。それぞれの価値観の違いを認めた上で、信頼関係を築き上げていく能力が求められる。

以上２点の課題については、次に述べるセミナー・ワークショップの開催等が有効ではないか。

（３）セミナー・ワークショップ

①　目的

県内アンケートの結果では、原因者の近隣との関わりについて、「近所付き合いがない」が約６割を占め、原因者が地域から孤立化している状況が浮かび上がった。孤立した住民が、地域へのつながりを築くために、地域の協力員（ボランティア）として活躍する人材の育成が必要となる。そのために、ボランティア養成セミナーやワークショップを通じて、地域に貢献できる人材を育成する。

②　手段

ボランティア養成セミナーなどは社会福祉協議会、ＮＰＯが行っているところが多い。また、ワークショップについても社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア等地域における様々な主体が参加し、意見交換を行うことが大切である。

市町村は、社会福祉協議会などと協力し、セミナーを実施するとともに、広報誌、ホームページ等で紹介し、住民に対して積極的に情報提供を行っていく。また、養成後は「地域協力員」として認定・登録するなどして、ボランティア活動をしていく上での信用力を付加するとともに、活動の場の提供を行っていくことも重要である。

なお、「ごみ屋敷」のボランティアとしては、「見守り・声かけ」や「ごみの片付けの手伝い」、また、県内アンケートによると原因者は、一人暮らしや高齢者が多かったことから、傾聴ボランティア、認知症サポーターの活用も考えられる。

【傾聴ボランティア】

相手の話を受け止めて話し手が更に多くのことを話せるように聴くことで、悩んでいることを整理がつくように支援していく人たちが傾聴ボランティアである。相手を受け入れ、話を聴くことは、その存在を認めることになり、相手の生きがいにもつながっていくと考える。

【認知症サポーター】

地域で認知症の人が困っているときに手助け等をするボランティアである。

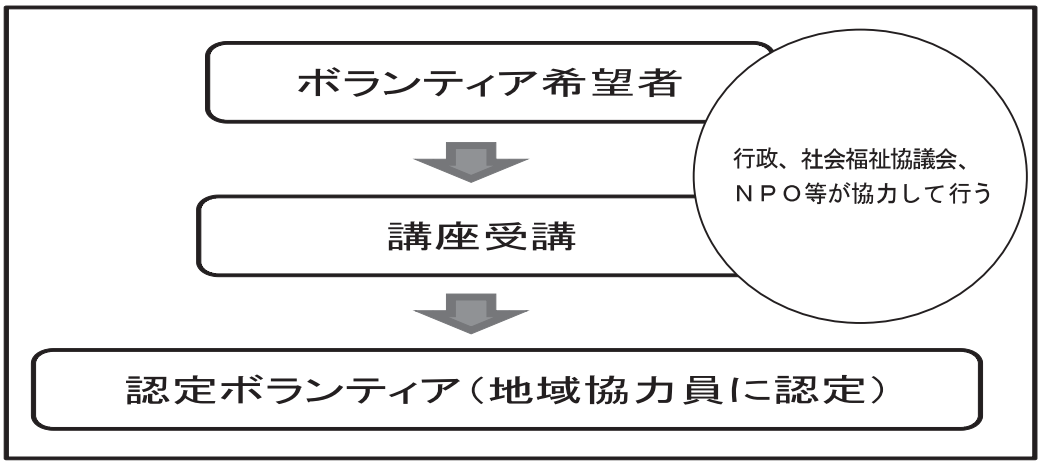
ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワークの統計によれば、平成 22 年 3 月現在、全国に170万人養成されている。厚生労働省では高齢社会に対応するため平成26年度までに400万人まで増員する計画があるため、このサポーターの養成が求められている。

③　効果

（ｉ）セミナー

最初に、近隣住民の変化に最も気付きやすいのは、地域住民である。「ごみ屋敷」の早期発見・予防にも大きな役割を担うことが期待できる。

図表４－３－３　ボランティア養成セミナーのイメージ図



（ii）ワークショップ

市町村の担当者と社会福祉協議会、民生委員、町内会・自治会、ＮＰＯ等の地域の人たちが、ごみ屋敷の問題を地域の生活課題としてとらえ、それぞれの立場から意見を出し合い、解決策を見出すことができる。例えば、定期的な会議を行う中でワークショップを実施し、前述のセミナーで養成した認定ボランティア（地域協力員）等に参加をしてもらい、問題を提起してもらうことも必要となる。

前述した大阪府豊中市では、小学校区ごとの校区福祉委員会においてワークショップを行っている。相談窓口や現場の担当者（ＣＳＷ、民生委員、ボランティアなど）からの意見を基にニーズを把握し、個別支援ができるかを検討し、ニーズ解決の新たな仕組みづくりを行っている。

④　課題

セミナーの参加者を確保するためには、市町村の企画するセミナーの内容が住民のニーズに合うことが必要になる。

（４）補助金交付

地域での「ごみ屋敷」の解決に資するため、解決に取り組む地域団体等への補助金交付を提案する。

①　事業の目的

「ごみ屋敷」解決も含めた生活環境への住民の自主的な活動を支援・促進するため、地域清掃活動、再生資源に係る回収活動、生活環境問題に関する普及啓発活動等を行っている団体に助成する。

「ごみ屋敷」に特化した助成金を新たに設置することは、自治体の財政状況から難しい。そこで、従前の自治会、町内会が行っている地域清掃活動等に「ごみ屋敷」解決のための活動を加え、インセンティブを持たせる。

②　実施主体

地域の生活環境問題の解決を図る主体は基礎的自治体であり、また、従前のコミュニティ助成の主体は市町村であることから、市町村が実施する。

③　補助対象団体

自治会、町内会、その他の地域団体、住民団体を対象とする。

補助対象団体をはっきりさせるため、（ⅰ）主として市内で活動する団体であること、（ⅱ）団体の構成員が５人以上で、かつ、代表者が明らかであること、（ⅲ）政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと、などの条件を付することも考えられる。

④　補助対象活動

活動内容	実施基準
（ⅰ）地域清掃に関する活動	１年度に１回以上
（ⅱ）再生資源に係る回収活動	１月に１回以上
（ⅲ）地域内の不法投棄防止対策に関する活動	１月に１回以上
（ⅳ）生活環境問題に関する普及啓発活動	１年度に１回以上
（ⅴ）生活環境問題に関する見守り活動	１月に１回以上
（ⅵ）その他地域の環境づくり活動としてふさわしい活動	市長が認める頻度

※　補助対象活動については、「鳩ヶ谷市快適な環境づくり活動費補助金交付要綱（平成22年４月１日）」を参考にした。

「ごみ屋敷」解決のための活動としては「ごみ屋敷」清掃として地域清掃の一環として行う活動や、清掃の結果生じたごみの回収、廃棄の活動、「ごみ屋敷」を作らせない普及啓発活動、見守り活動なども対象に含められるため、（ｉ）～（vi）にわたり、補助対象になる場合もある。

⑤　補助対象経費

実践的活動に要する、資機材、消耗品等の購入費、講演会の諸経費、その他補助することが適当と認められる経費である。

補助対象経費については、活動も多岐にわたることから、活動に即した経費である限り、広範に認められるべきものである。

⑥　補助金額の決定

上限金額を定める手法、または活動内容該当項目につき金額を定める手法が考えられる。活動にインセンティブを持たせることから、可能な限り様々な活動をしてもらうため、④の（ｉ）～（vi）の該当項目につき補助金額を定めることも考えられる。

⑦　交付手続

（ｉ）４月～5月　　団体の募集
（ii）５月～6月　　市町村による審査
（iii）６月　　交付団体の決定　　→　　補助金交付
（iv）～2月　　団体からの実績報告
（ｖ）～3月　　年度事業の整理、補助金確定

通常の補助金交付手続に準じて交付される。

⑧　効果

地域活動において「ごみ屋敷」問題を解決しようとする意識を醸成することができる。

⑨　課題

（ｉ）財源

これまでの市町村におけるコミュニティ助成金を原資にすることから新たな財源を必要としないことになる。しかし、自治会などに新たな活動を付加する結果になる可能性もあり、コミュニティ財源を増やすよう地域住民より要請があった場合、それに応えることは今日の自治体財政から厳しいことが予想される。

（ⅱ）地域住民の理解

これまでの市町村におけるコミュニティ助成金を原資にすることから、目的を広範な「コミュニティ活動」から特定の活動を実施する団体に限定、あるいは特定の活動を付加する団体に対する補助に変更することになる。このような補助制度の変更に対し、地域住民の理解を得ることが必要になる。

（ⅲ）活動の広がり

上記補助金は「ごみ屋敷」に限定しないものであり、「ごみ屋敷」解決に上手く波及していくかどうかが課題である。上手に補助金を活用していくためには、地域住民に向けた「ごみ屋敷」解決のためのセミナーなどの開催を通じて、地域住民の意識を醸成する機会を作っていくことが必要である。

（5）コミュニティビジネスの活用

「ごみ屋敷」問題を地域で解決していく一つの手法として、コミュニティビジネスの活用を提案する。

①　目的

地域住民主体で「ごみ屋敷」問題を解決していくため、新たな地域の担い手として期待されている「コミュニティビジネス」を支援する。

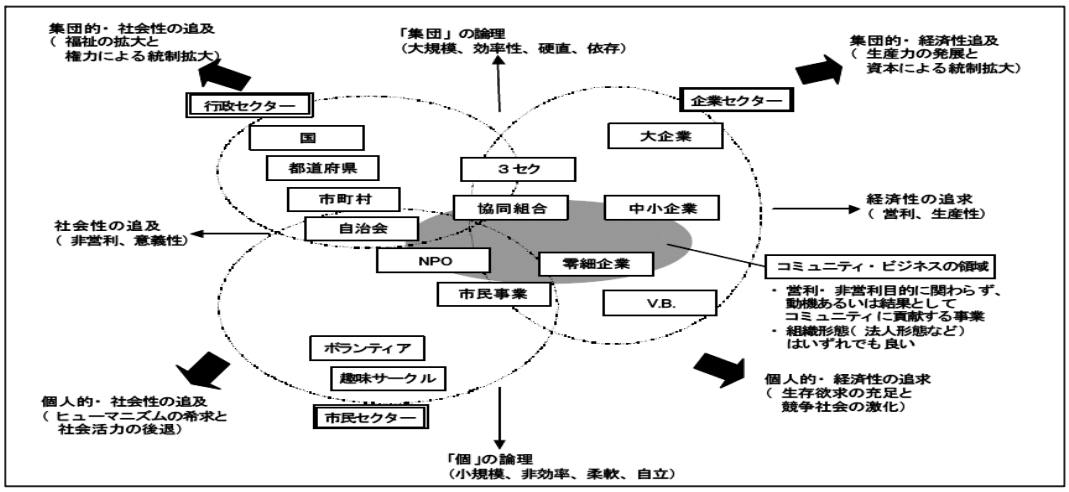
②　コミュニティビジネスとは

新たな地域の担い手として期待されるコミュニティビジネスとは、どのようなものであるのか。コミュニティビジネスは、明確に定義付けられていない。

「コミュニティ・ビジネスによる地域活性化方策に関する調査研究ーインターネットを活用した活性化方策ー報告書（平成 15 年 3 月、財団法人広域関東圏産業活性化センター）」によると、「コミュニティ・ビジネスとは、地域住民が中心となって、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を創りだして、地域を元気にする事業」であると定義付けている。

また、従前の「行政セクター」、「企業セクター」、「市民セクター」（図表 4ー3ー4 参照）と異なり、市民セクターが社会性から経済性へ、個から集団の論理へ展開して、営利・非営利にかかわらず、地域社会の問題に取り組む事業が、コミュニティビジネスの領域になる。

図表４－３－４　コミュニティビジネスの位置付け



出典：細内信孝「コミュニティ・ビジネス」中央大学出版部（平成 11 年）

また、類似概念として「ボランティア」、「ベンチャー・ビジネス」があるが、地域住民主体で活動し、赤字を出さない程度の利益を出す必要がある点で、地域のあらゆる住民を対象にし、利益を追求しない「ボランティア」とは異なり、若者や企業をスピンアウトした人材などが投資に見合う利益の確保を求める「ベンチャー・ビジネス」とは異なる。

コミュニティビジネスの事業内容は、「埼玉県におけるコミュニティ・ビジネスの活動実態とその支援のあり方について～コミュニティ・ビジネス実態調査報告書」（埼玉県労働商工部、平成 17 年 3 月）によると、（ⅰ）福祉（67.2%）が最も多く、（ⅱ）子育て支援（32.0%）、（ⅲ）まちづくり（23.7%）、（ⅳ）就労支援（17.8%）、（ⅴ）生涯学習（17.0%）（ⅵ）環境（14.5%）と続いている。

③　「ごみ屋敷」問題に活躍するコミュニティビジネス

コミュニティビジネスは、地域の実情に応じたきめ細かい対応ができること、地域資源を活用する事業であること、顔の見える事業であることなど、地域の課題の解決に資するものであると考える。

「ごみ屋敷」問題を解決に導くコミュニティビジネスとして、次のものが想定される。

（ⅰ）原因者が孤立しないための支援（予防・再発防止）

（ⅱ）「ごみ屋敷」の片付け支援（解決）

④　原因者が孤立しないための支援（予防・再発防止）

原因者は、地域とは無縁の生活をしているため、地域の目を気にせずにごみを収集する、あるいは、ごみを溜め込む行動を取る傾向がある。原因者を孤立させないために、原因者に接触する機会を持つ事業を展開する必要がある。

そのために、福祉サービスを提供するコミュニティビジネスとして、次の事業などが活躍することが望まれる。

（ⅰ）自宅などを開放して高齢者のデイケアサービスを提供

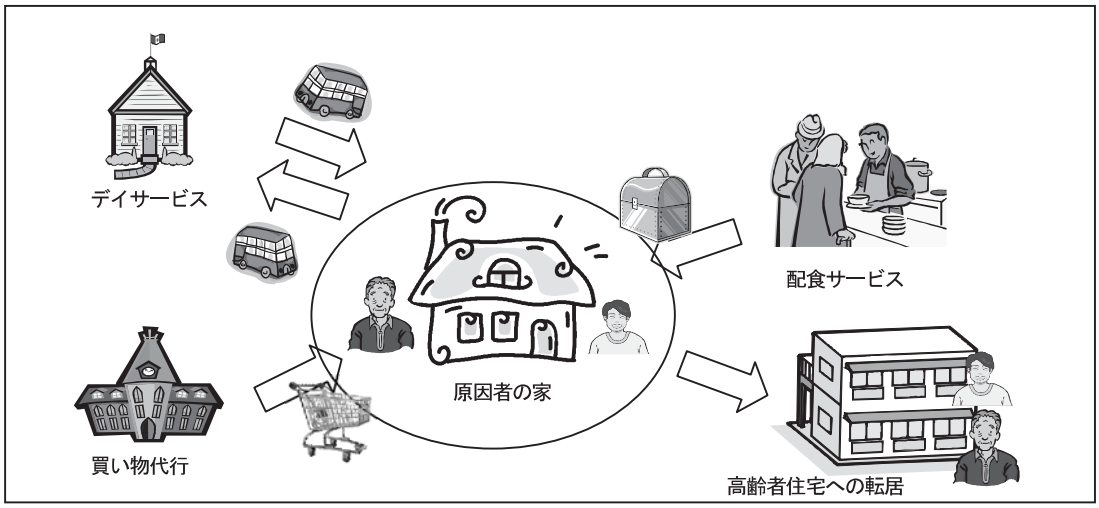
（ⅱ）身障者・高齢者の買い物代行、送迎支援

（ⅲ）独居老人等への質の高い配食サービス

これらのコミュニティビジネスが行政や町内会と連携し、原因者を孤立させないよう、声かけをしていくことで、「ごみ屋敷」化に歯止めをかけ、片付けにつなげていくことが考えられる。

また、高齢者住宅の運営など、「ごみ屋敷」を形成する可能性のある高齢者等を一手に入居させ、目を配ることで、「ごみ屋敷」化を防ぐ効果も期待できる。

図表４－３－５　原因者が孤立しないための支援イメージ



⑤　「ごみ屋敷」の片付け支援（解決）

県内アンケート結果において、物に対する執着心を持っていることやごみに対して無頓着であること、あるいは高齢による身体的な衰えなどの原因により捨てたくても捨てられないため、室内のごみを片付けられない人がいることが浮き彫りになった。

市町村によっては地域住民を巻き込み「地域清掃の一環」として片付けをする事例も見られたが、地域住民を巻き込むことができない自治体も見受けられる。

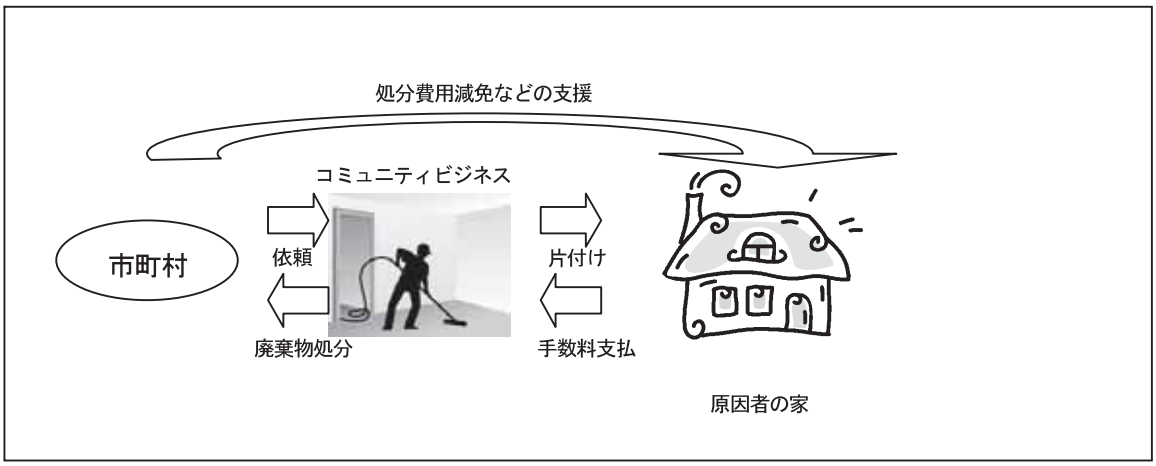
そこで、ごみや引っ越しなどの「片付けサービス」を有償で行うコミュニティビジネスが「ごみ屋敷」の片付けにおいて活躍することが望まれる。

地域住民が主体になる事業であることから、利益を追求する清掃業者に任せるより安価で済むようになるし、知らない人に自分の家に入ってもらうこともなく、抵抗なく片付けが進むことも考えられる。

また、市町村と連携し、市町村が紹介したコミュニティビジネス事業者については、市町村側が通常必要とする処分費用を減免する措置を講じることで、コミュニティビジ

ネスの利益性が高まることも考えられる。

図表４－３－６　「ごみ屋敷」の片付け支援イメージ



⑥　自治体に求められる支援

（ｉ）設立支援

地域住民側で上記のような事業を創業しようとする場合、どこに相談に行ったら分からないなどの課題が生じる。

市町村に設立相談窓口を設置し、創業相談の専門的窓口として県創業・ベンチャー支援センターにつなぐ、ＮＰＯ法人の設立・申請については当該地域を所管する県地域振興センターにつなぐなどの支援をする。

（ⅱ）活動費補助

コミュニティビジネスとして活動するに当たり、活動場所が見つからない、採算が取れないため事業の継続が困難になるなどの課題が生じる。

市町村の設立相談窓口において、各機関で実施している空き店舗活用事業や補助制度、融資制度につなぐ支援をする。

また、自治体において、直接活動場所の融通を行う、ＮＰＯ法人等への補助制度を活用するなどの支援をする。

（ⅲ）廃棄物処理手数料の減免

⑤「ごみ屋敷」の片付け支援でも言及しているが、片付けを行うコミュニティビジネス事業者が清掃工場に処分依頼する場合、市町村側において廃棄物処理手数料を減免する。

このことにより、コミュニティビジネスの事業採算性が改善されるとともに、減免分だけ原因者から徴収する手数料から差し引くことにより、コミュニティビジネス事

業者に頼んだ方が手数料が安価になることで仕事を受注しやすくなるなどの効果を見込むことができる。

⑦　効果

「ごみ屋敷」解決に地域住民が関わるようになり、地域と行政との連携を図ることができる。また、コミュニティビジネスが見守り機能を発揮することにより、「ごみ屋敷」を作らせないための「地域の目」としての役割が期待される。

⑧　課題

自治体側で様々な支援制度を設けたとしても、コミュニティビジネスはあくまで地域住民の意思において設立されるものであり、そこにビジネスチャンスが見出されない限り事業化され、継続することはない。

地域住民向けに「コミュニティビジネス講座」、「ＮＰＯ講座」などの開催を通じて、地域住民の意識を醸成する機会を作っていくことが必要である。

おわりに

本報告書では、「ごみ屋敷」問題の解決に向け、“法的権限の付与”“行政サービスの充実”そして“地域資源との連携の推進”の３つの側面からアプローチを行ってきた。

本研究で明らかになったことは、「ごみ屋敷」問題に対応した条例の制定等だけではなく、「ごみ屋敷」はその原因や近隣に与える影響等が様々であり、自治体として個々のケースに応じた適切な対応をとるためには、関係部署が情報を共有し、協力し合って解決に当たるといった横断的な連携体制の構築が必要であるということである。また、「ごみ屋敷」のない社会の実現を目指していくためには、自治体のみの対応では限界があるということである。「ごみ屋敷」の原因者には、高齢や心身の障害、経済的困窮など生活上の課題を抱え、支援を必要とする人もいる。中には福祉制度の狭間で、何のサービスも受けられず苦しむ人もいるであろう。このような人々は自らＳＯＳの声を発することができない場合もある。このような人々への個別支援、地域に潜むＳＯＳの把握を自治体のみで担うことは不可能である。「ごみ屋敷」のない社会を実現していくためには、地域ボランティアや社会福祉協議会などの様々な地域資源と連携していくことが不可欠である。

本報告書の提言は、「ごみ屋敷」問題をすぐに解決に導くものであるとは決して言えないであろう。おそらく、本報告書を手にされた「ごみ屋敷」問題に苦慮する市町村職員の多くは、そのような“特効薬”を期待されたはずである。しかし、「ごみ屋敷」が発生する背景には、必ず原因者を苦しめる生活課題が潜んでおり、「ごみ屋敷」はその症状に過ぎない。自治体としては、「ごみ屋敷」という症状だけでなく、その影に潜む生活課題にも目を向けるべきある。

したがって、「ごみ屋敷」問題に対処するに当たっては、「ごみ屋敷」の「ごみ」の除去を目的とした“特効薬”よりも、原因者が再び“人間らしさ”を取り戻すことができるよう、自治体と様々な地域資源が連携し、必要な時間をかけて支援していく方法がふさわしいのではないだろうか。また、このような考え方は、「ごみ屋敷」問題に限らず、他の身近な生活環境問題にも通じるものであると考える。

現在、我が国には、高齢化問題や雇用問題など数多くの課題が山積しており、自治体の担う役割は複雑多様化するばかりである。しかし、ひっ迫する財政事情から、自治体自体もその機能を維持できなくなりつつあり、住民ニーズに応えていくことはますます難しくなってくる。「ごみ屋敷」問題は、そのような社会における自治体の在り方、地域資源との連携の必要性について考えさせられる契機であった。今回、本研究の機会を得ることができたことは非常に意義があるものであったと感じている。

最後に、本報告書が県内外を問わず、「ごみ屋敷」への対応に苦慮するあらゆる自治体職員の手に渡り、問題解決の一役を担うことができれば幸いである。

ヒアリングシート

＜調査先＞　　社会福祉法人　豊中市社会福祉協議会

前中　史雄　常務理事兼事務局長

勝部　麗子　地域福祉課長（ＣＳＷ）



＜概　要＞

福祉制度の狭間の問題など様々な地域課題に対し、地域住民や民間事業者、行政との連携による先進的な取組を展開しており、その取組は平成 21 年度の日本地域福祉学会において地域福祉優秀実践賞に選ばれ、全国的に注目されている。

「ごみ屋敷」問題に対しても、「ごみ屋敷リセットプロジェクト（現：福祉ごみ処理プロジェクト）」を立ち上げるなどして、地域主体、行政との連携により数多くの解決実績を上げている。社会福祉協議会を中心とした「ごみ屋敷」に対する取組は、テレビ、新聞等で取り上げられ、多くの反響を呼んでいる。

＜調査日＞　　平成 22 年 12 月 2 日（木）

＜ヒアリング内容＞

１．　豊中市のライフセーフティネットの概要について

豊中市には、小学校区を単位とした「校区福祉委員会」という住民のボランティア組織がある。「校区福祉委員会」は、校区内の町内会・自治会、民生委員、老人会、子ども会、ボランティアグループなどで構成され、校区内における高齢者や障害者等への見守り活動や配食サービスなど様々な福祉サービスに取り組んでいる。

この「校区福祉委員会」によって運営される「福祉なんでも相談窓口」においては地域住民の様々な相談を受けている。ここで受けた相談は、地域のボランティアがＣＳＷの支援を受けながら対応する。

市内７つの日常生活圏域ごとに開催される「地域福祉ネットワーク会議」では、自

治体担当者や福祉専門職、地域のボランティアが顔を合わせて、地域の課題についての情報の共有や個別事案についての解決策の検討などを行う。ここで、問題解決に向け、新たなサービスや体制が必要とされた事案については、関係機関の長で構成される「ライフセーフティネット総合調整会議」において、解決プロジェクトが立ち上げられる。これらの会議の開催や各主体との調整はＣＳＷが行う。

２．　福祉ごみ処理プロジェクトについて

「ごみ屋敷」に対処するに当たり、ごみの分別、運搬、処理費用などについて課題が生じたことから、平成 17 年に市福祉部局、環境部局と社会福祉協議会、廃棄物処理業者、地域のボランティアなどが一同に会し、連携体制の確認とごみ処理支援をすることについてのルール化を行った。支援対象は、経済的、身体的、精神的な理由で自力によるごみ処理が困難であり、著しく生活スペースの確保が困難な状態にある高齢者や障害者などの世帯で、原因者にごみを処理する意思があることが条件となる。

このプロジェクトにより、ごみ処理について原因者に説得する傍らで清掃車を待機させておくなど、「ごみ屋敷」問題へのアプローチがより行いやすくなり、これまでに約 100 件の「ごみ屋敷」のごみを片付けた実績を上げている。

３．　福祉なんでも相談窓口について

空き教室や民家、地区会館などの地域における既存施設を活用して、小学校区単位（市内 36 か所）に設置されている。相談窓口業務は週 1 回程度で実施されており、平成 21 年度はおよそ 450 件の相談に対応している。

また、相談窓口業務のほか、校区福祉委員会は、ミニデイサービスやふれあいサロンなどの福祉サービスを実施している。この場所は、地域のボランティアが集まり地域の課題についての情報を共有したりする場となるなど、住民の主体的な地域支援活動の運営拠点として活用されている。

「ごみ屋敷」問題においても、原因者をこの場所に招いて、ＣＳＷとともに原因者との信頼関係を築きながらごみ処理への説得を行ったり、地域住民とのつながり作りを行っていくなどの活用がされている。

４．　ＣＳＷについて

ＣＳＷは、平成 16 年度より大阪府の地域福祉支援計画に基づき生活圏域（豊中市では地域包括支援センターと同一圏域）に配置されている。住民と行政、民間事業者との調整や、地域のボランティア活動への支援、新たな協働による支援の仕組み作りなどを担う福祉のまちづくりのためのコーディネーターである。豊中市では現在 14 人のＣＳＷが配置されている。ＣＳＷの活動に当たっては、大阪府より補助金が受けられる。豊中市では社会福祉協議会に配置されているが、大阪府の他の自治体では高

齢者施設等に配置している場合もある。

豊中市の校区福祉委員は、各校区内に潜んでいる生活課題を見つけ出し、支援につなげる活動を積極的に行っている。このような積極的な活動が展開されているのは、このＣＳＷの存在によるところが大きい。それは校区福祉委員会が、専門的な知識が問われるなど解決困難な事例に直面した際に、ＣＳＷが解決ノウハウの提供や、必要に応じて自治体等とも連携したプロジェクトを立ち上げるなどして、必ず解決への道筋を示していくからである。「ここに相談すれば大丈夫」という場所があることで、校区福祉委員は安心して地域課題に対応していくことができる。またＣＳＷの支援の下、困難な事例を解決させていくことは、校区福祉委員にとってやりがいとなる。これは、更に活発な地域支援活動へとつながっていく。

５．　「ごみ屋敷」への対応について

「ごみ屋敷」への対応では、ごみ処理を目的とせず「原因者の生活をいかに支えていくか」を大事にする。ごみを溜め込んでいることを責めず、「片付けるなら手伝うよ」と声を掛けていく。原因者との信頼関係を築いていくことは、簡単な事ではないが、粘り強くアプローチしていく。

対応に当たっては、校区福祉委員にも加わってもらい、片付けた後も原因者に対して地域による見守りができるような関係作りを行っていく。原因者と近隣住民との関係が悪化しているような場合は、まず他校区のボランティアとの関係を築き上げ、そこから徐々に、近所との関係を修復させていくといった対応を行う。

＜解決のポイント＞

○地域住民との協働について

地域住民との連携体制の構築と住民主体による積極的な地域支援活動を促していくためには、豊中市のＣＳＷのように、解決が困難な問題に対しても、責任を持って解決への道筋を示していく主体と、「福祉なんでも相談窓口」のような地域のボランティアの活動基盤が必要である。

○「ごみ屋敷」への対応について

「ごみ屋敷」問題への対応に当たっては、「原因者の生活をいかに支えていくか」を考えることが重要であるが、それには、原因者との信頼関係の構築が求められる。原因者が心を開くまで、粘り強く見守っていくことが大事である。

また、一つの組織では、解決まで導くのは難しい。豊中市が「福祉ごみ処理プロジェクト」を立ち上げたように、関係機関や地域住民が一同に会し、解決策を検討する場を設けることが重要である。

ヒアリングシート

＜調査先＞　　川口市環境部廃棄物対策課（朝日環境センター内）
渡部　浩一　課長補佐



＜概　要＞

県内アンケートにおいて、川口市では過去に「ごみ屋敷」を解決した事例があり、研究の参考にするために、その解決方法等についてヒアリングを行った。

＜調査日＞　　平成 22 年 11 月 25 日（木）

＜ヒアリング内容＞

１．　母子世帯事例について

・　認知のきっかけ

小学校の教頭先生からの電話。小学校としては 3 年前から認知。母親が精神疾患の疑いがあること、子供が汚い格好で登校してくることから、家庭訪問をしたところ、自宅が「ごみ屋敷」になっていることを知った。

・　母親の説得

教頭先生と民生委員と町会で説得に当たる。説得時間は相当程度かかったとのこと。当初、母親はごみを捨てることを拒否していたが、説得により捨てても良い、と心変わり。「片付けたごみをどうするか」という問題に突き当たり、廃棄物対策課に電話をしたとのこと。

・　教頭、民生委員、近隣住民の関わり

もともと、本事例は三者で進めており、最後の片付けのみ廃棄物対策課が関わった。

・　近隣住民の巻き込み方

川口市全体として、住民を巻き込んだ解決方法を実行しており、特別何かをやっているわけではない。

・　撤去後のアフターフォローについて

児童から話を聞く、町会として監視するなど再発を防ぐ努力をしている様子。

・　認知してから解決までの期間

廃棄物対策課としては短期間。小学校の関わりとしては3年間。

2．　高齢世帯事例について

・　認知のきっかけ

福祉課から相談を受ける。民生委員が説得し、地域清掃の一環として住民を巻き込んだ片付けを行った。処分を廃棄物対策課が行った。

・　本人の説得

約1週間。民生委員が説得に当たる。

・　民生委員、近隣住民の関わり

民生委員が説得に当たり、片付けに近隣住民が参加。

・　近隣住民の巻き込み方

町会で自主的に関わっている。片付けに参加する住民は、町会長、近親者が多い模様。

・　撤去後のアフターフォローについて

廃棄物対策課としては何もしていない。町会が監視している。

・　認知してから解決までの期間

約1週間。片付けについては非常に量が多く、2日かかった。

3．　その他

・　上記以外の事例について

2人暮らしの家があり、病害虫の発生などがあったため、町会が困って廃棄物対策課に相談。地域清掃の一環として実施。処分費用については減免を行った。

・　ごみ屋敷解決の留意点

廃棄物対策課が「『ごみ屋敷』があって困る」といった苦情を受けることはない。

他の機関から相談が来た場合は、可能な限りごみの処分を手伝うことにしている。説得も大変であるが、最終的な処分費用についても大きな問題であるため、町会が関わる案件であれば、廃棄物処理手数料を減免している。

廃棄物対策課の対処方法は「ごみ屋敷」の未然防止になっていないのが悩み。「ごみ屋敷」化を防ぐには、町会を巻き込んだ対策を取ることが必要。

・　廃棄物処理手数料の減免

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第30条にある「その他市長が特別の理由があると認める者」については、民生委員や町会を巻き込んだ片付け体制があれば、この条文を適用することとしている。

＜解決のポイント＞

○「ごみ屋敷」への対応について

地域住民を巻き込んだ対策を取るべきであり、行政だけで解決することはしない。地域住民が原因者を説得し、最終的な処分に困った際に、行政が可能な限り支援することが必要である。

前記の解決方法は、「ごみ屋敷」の未然防止になっていないため、「ごみ屋敷」化をどのように防ぐかが今後の課題である。

ヒアリングシート

＜調査先＞　　嵐山町役場　健康福祉課　　野 澤　亮 介　主事







＜概　要＞

県内アンケートにおいて、嵐山町では過去に「ごみ屋敷」を解決した事例があり、研究の参考にするために、その解決方法等についてヒアリングを行った。

＜調査日＞　　平成 22 年 12 月 3 日(金)

＜ヒアリング内容＞

1．　解決事例について

・　概要

原因者は、家族とともに生活している。室内は、ゴキブリなど様々な虫が万の単位でおり、腐った生もの等が層を成している状態であった。室外も同様に、大量にごみを溜めているため、悪臭もひどく、近隣から苦情が絶えなかった。

・　解決方法

担当の民生委員から健康福祉課に相談があったことが始まり。信頼関係を築くため何度も訪問するうちに原因者は徐々に心を開いていった。ごみの片付けについては、地域包括支援センター職員 3 名、社会福祉協議会 4 名及び健康福祉課職員で行った。

・　**処理後の対応**

撤去後は、地域包括支援センターのケースワーカー、社会福祉協議会のケアマネージャー、ホームヘルパーで対応し、きれいな状態を維持している。

２．　近隣住民の関わりについて

ケースワーカーの教科書では、関係機関で連携し、近隣住民に協力を仰ぎ、地域の力を有効に使う等と書いてあることが多いが、実際には、「ごみ屋敷」の片付けをする職員の中にもやる気のある人とない人がいる。近隣住民も原因者に対して長年の恨みを持っており、お願いしても簡単に手伝ってはくれない。

また、仮に手伝ってくれる人がいたとしても、今度は、原因者やその家族がその人が関わることを拒むことも考えられる。そのため、無理に多くの関係者の協力をお願いするのではなく、自分から協力してくるのを待つという方法をとった。

３．　「ごみ屋敷」解決に当たって留意していること

ごみを集める原因者の心理状態を100％理解することは難しいが、原因者の気持ち、立場に立って考えながら対応する。また、他の相談業務と同様、事務的な言葉、気持ちの入っていない対応は原因者に分かってしまう。どんな問題の解決も暖かい心を持って臨まないと成功しないと思っている。

＜解決のポイント＞

通常の場合、自治体の対応は「ごみ」を片付けて終了となる。しかし、嵐山町の場合は、事後もキーパーソンともいえる原因者の娘が担当職員（社会福祉士）のもとへ訪問し会話をしたり、職員が自宅を定期的に訪問したりするなど、人的交流が続いている。これは本研究が解決のポイントとして挙げる「アフターケア」の好例と言える。

また、本事例の解決ポイントとしては、原因者との関係を積極的に築き上げるという担当職員の能力が非常に高いことが挙げられる。「ごみ屋敷」問題の解決は、担当職員の資質によるところも大きいため、職員の能力の向上が不可欠である。

さらに、嵐山町の場合、町域面積に対する人口が少数であり、町役場の目がくまなく届くという条件もポイントといえる。これらのポイントが相互に作用して問題を解決に導いていると言える。

平成２２年度政策課題共同研究「地域の生活環境問題の解決に向けて ～ごみ屋敷を通じて考える～（仮題）」に係るアンケート調査票

１．調査の趣旨

- この調査は、彩の国さいたま人づくり広域連合が実施している平成２２年度政策課題共同研究「地域の生活環境問題の解決に向けて～ごみ屋敷を通じて考える~」における研究をを行う上での参考にさせていいただくものです。
- 当研究チームでは、近年、いわゆる「ごみ屋敷」への対応に苦慮する自治体が増えていることに鑑み、その問題を解決するための方策を検討しています。
- この調査において「ごみ屋敷」とは、「ごみ」が敷地内外に溢れかえっている建物のことで、貴団体が住民からの苦情や戸別訪問等により認知しているものとします。
  なお、ここでいう「ごみ」とは所有者の意思によらず、通常人が見て「ごみ」と判断できるものをいいます。
- 当該調査は、県内の各市町村における「ごみ屋敷」の実態とその対応状況について調査・把握することを目的とするものです。
- いただいた回答データについては、彩の国さいたま人づくり広域連合が保管し、本調査の目的以外に使用いたしません。
- 調査結果はすべて統計的に処理し、集計結果として取り扱います。個人や自治体が特定される形で公表することはありません。

２．調査対象

埼玉県内各市町村

※　なお、ご担当が環境部門、福祉部門等、複数の部署にわたる場合には調整の上、御回答いただきますようお願いします。

３．回答方法

- 調査票の回答欄に直接回答を御記入ください。
  （回答用紙には自動的に記入されるようになっています。）
- 集計の都合上、行の削除・挿入等は行わないでください。

４．回答における留意点

- 「その他」を選択する場合には、（　）内に具体的な内容を入れてください。

５．回答期限

平成２２年１０月１５日（金）（必着）

６．提出先

必要事項を記入の上、Ｅ－ｍａｉｌにて下記担当（研究チーム員）あて提出してください。

◇草加市市民生活部環境課　環境推進係　柴田　E-mail：kankyoka@city.soka.saitama.jp

７．問い合わせ先

【アンケートの内容・回答方法について】

◇埼玉県東部環境管理事務所　廃棄物・残土対策担当
菅野（研究チーム員）　TEL：0480-34-4011

◇草加市自治文化部みんなでまちづくり課　内藤（研究チーム員）　TEL：048-922-0796

【その他政策課題共同研究などについて】

◇彩の国さいたま人づくり広域連合　政策管理部政策研究担当　松本　TEL：048-664-6681

「ごみ屋敷」アンケート調査票(集計)

市町村名：
課・担当名：
担当者氏名：
電　　話　：
E ー mail ：

Ⅰ　貴団体における「ごみ屋敷」の現状についてお聞きします。

1．平成22年4月1日現在、貴団体で認知している「ごみ屋敷」は何件ありますか。

（　**64**　）件　　※0の場合は**Ⅲ．対応体制**にお進みください。

○以下、各設問ごとに、上記の「ごみ屋敷」の件数の内訳を記入してください。
○選択肢に該当するものがない場合は、「その他」欄に具体的内容を入れてください。

2．上記「ごみ屋敷」についてどのように認知しましたか。

ア，本人・家族からの相談	（ **2** ）件	イ，近隣住民（個人）からの苦情・相談	（ **27** ）件	ウ，民生委員からの相談	（ **3** ）件
エ，町会・自治会からの相談	（ **8** ）件	オ，行政のパトロール等による発見	（ **15** ）件	カ，不明	（ **0** ）件
キ，その他					
（ 地域包括支援センター ）	（ **3** ）件	（ 訪問中に発見 ）	（ **1** ）件
（ 福祉担当者による戸別訪問 ）	（ **4** ）件	（ アパートを管理している不動産会社からの相談 ）	（ **1** ）件

3．「ごみ屋敷」の住人について

① 年代

※ごみ屋敷形成の原因者と思われる住人の年代

ア，～30代	（ **1** ）件	イ，40～50代	（ **17** ）件	ウ，60代～	（ **34** ）件
エ，不明	（ **12** ）件			

② 住まいの状況

ア，一戸建て	（ **48** ）件	イ，集合住宅（アパート・マンション）	（ **10** ）件		
ウ，その他					
（ 家作・長屋 ）	（ **5** ）件	（ バラック ）	（ **1** ）件		

③ 納税の状況

ア，全額納税	（ **13** ）件	イ，一部滞納あり	（ **3** ）件	ウ，全額滞納	（ **3** ）件
エ，不明	（ **44** ）件	オ，生保につき免除	（ **1** ）件		

④ 同居人の有無

ア，いる	（ **23** ）件	イ，いない	（ **29** ）件	ウ，不明	（ **12** ）件

⑤ 近隣との関わり

ア，良好である	（ **6** ）件	イ，近所付き合いはしているが、仲は悪い	（ **4** ）件
ウ，近所付き合いがない	（ **38** ）件	エ，不明	（ **16** ）件

⑥ 福祉サービスの利用状況（複数回答可）

ア，生活保護	（ 12 ）件	イ，障害者福祉	（ 0 ）件	ウ，介護保険	（ 8 ）件
エ，児童福祉	（ 1 ）件	オ，不明	（ 41 ）件		
カ，その他					
（ 同居人の介護保険 ）	（ **1** ）件	（ 精神疾患と思われるが福祉サービスは利用していない ）	（ **1** ）件
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件

⑦ 精神疾患の有無等

ア，あり	（ 14 ）件	イ，なし	（ 11 ）件	ウ，不明	（ 39 ）件

4 「ごみ屋敷」の態様について

① 「ごみ屋敷」が形成される原因は何ですか（複数回答可）

ア，自分でごみを集めてくる	（ 24 ）件	イ，外部の人がごみを置いていく	（ 2 ）件		
ウ，自分のごみが捨てられない	（ 34 ）件	エ，不明	（ 5 ）件		
オ，その他					
（ごみを散乱させたまま転居 ）	（ 1 ）件	（片付けられない ）	（ 1 ）件		
（空き家となっているため管理ができていない ）	（ 1 ）件	（ ）	（ ）件		

② ①で「ア，自分でごみを集めてくる」と回答した場合、それは次のどこから集めていますか（複数回答可）

ア，ごみ集積所	（ 11 ）件	イ，他人の家	（ 2 ）件		
ウ，ごみ集積所以外の屋外	（ 4 ）件	エ，不明	（ 12 ）件		
オ，その他					
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件		
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件		

③ 周辺地域に対する影響について（複数回答可）

ア，悪臭の発生	（ 27 ）件	イ，ネズミ・害虫の発生	（ 20 ）件	ウ，火災の発生を誘発	（ 20 ）件
エ，景観の悪化	（ 37 ）件	オ，ごみの飛散・崩落・流出	（ 10 ）件	カ，ごみなどの不法投棄を誘発	（ 9 ）件
キ，公道占拠	（ 12 ）件	ク，防災・防犯機能の低下	（ 7 ）件	ケ，建物崩壊の恐れ	（ 4 ）件
ケ，その他					
（通路の占拠 ）	（ 1 ）件	（ ）	（ ）件		
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件		

④ ごみの種類について（複数回答可）

ア，生ごみ	（ 31 ）件	イ，資源ごみ（ビン、缶、新聞、段ボール等）	（ 42 ）件		
ウ，不燃ごみ（陶器、ガラス等）	（ 34 ）件	エ，粗大ごみ（タイヤ、家電、家具）	（ 34 ）件		
オ，その他					
（ 別紙参照 ）	（ 12 ）件	（ ）	（ ）件		
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件		

⑤ 人の健康に害を及ぼすおそれがありますか。

※ 通常人の判断で、害を及ぼすおそれがあると思わせるに相当な状態であれば「ある」と御回答ください。

ア，ある	（ 25 ）件	イ，ない	（ 30 ）件	不明9件

Ⅱ 貴団体における「ごみ屋敷」への対応についてお聞きします。

1．対応状況について

ア，手付かずの状態である	（ 31 ）件
イ，解決に向けた方策はあるが、まだ実施していない	（ 3 ）件
ウ，解決に向けた方策を実施中である	（ 30 ）件

資料編　「ごみ屋敷」アンケート調査票（集計）

① 1. で「ア，手付かずの状態である」と回答した場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

ア，住人が現状に無関心	（ 6 ）件	イ，住人がごみを有価物と主張	（ 10 ）件	ウ，住人がごみの処理費用を賄えない	（ 3 ）件
エ，住人が話し合いに応じない	（ 9 ）件	オ，住人の所在が不明	（ 2 ）件	カ，行政が介入する法的根拠がない	（ 18 ）件
キ，その他					
（ 近隣住民との関係不良 ）	（ 2 ）件	（ 本人が施設に入所 ）	（ 1 ）件		
（ 接触が持てない ）	（ 1 ）件	（ ）	（ ）件		

② 1. で「イ」又は「ウ」と回答した場合、それはどのような方策ですか。具体的に記入してください。

（ 別紙参照 ）
（ ）
（ ）
（ ）

2. 苦情受報時以外は、どのような対応をしていますか。

ア，定期的に住人に対しアプローチ	（ 24 ）件	イ，現場に変化があった場合、住人に対しアプローチ	（ 13 ）件
ウ，監視のみ	（ 6 ）件	エ，対応していない	（ 20 ）件
オ，その他			
（ 定期的に住民・家族にアプローチ ）	（ 1 ）件	（ ）	（ ）件
（ ）	（ ）件	（ ）	（ ）件

Ⅲ　貴団体の「ごみ屋敷」への対応体制についてお聞きします。

○選択肢の中から該当する記号を回答欄に御記入ください。

1. 他部署との連携体制について　**回答**

ア，連携体制がある　30　　イ，連携はしていない　31　　不明3件

①「ア，連携体制がある」場合、連携の手法はどれですか。（複数回答可）　**回答**

ア，担当者間の情報交換（電話等）　27　　イ，合同で定期的パトロール　7　　ウ，対策会議の開催　5

エ，合同で現地調査・指導17　　オ，合同で片付け　9

カ，その他（ 道路部門へ協力依頼　1 ）　（ 発見時、当課への通報等　1 ）　（ ）

②また、連携しているのはどの部署ですか。（複数回答可）　**回答**

ア，公害部門 13　イ，廃棄物部門 22　ウ，福祉部門 16　エ，建築部門 0　オ，道路部門 10　カ，消防部門 5

キ，防犯部門 3

ク，その他（ 交通安全部門　1 ）　（ 農政部門　1 ）　（ ）

2. 外部組織との連携体制について　**回答**

ア，連携体制がある　19　　イ，連携はしていない　42　　不明3件

①「ア，連携体制がある」場合、連携の手法はどれですか。（複数回答可）　**回答**

ア，担当者間の情報交換（電話等）16　　イ，合同で定期的パトロール　3　　ウ，対策会議の開催　3

エ，合同で現地調査・指導7　　オ，合同で片付け　3

カ，その他（ 美化運動　1 ）　（ ）　（ ）

②また、連携している組織はどれですか。（複数回答可）　**回答**

ア，警察　7　イ，NPO団体　0　ウ，民生委員・児童委員　9　エ，社会福祉協議会　7　オ，町会・自治会　9　カ，介護・医療機関　2

キ，その他（県土整備事務所　1　）（農林振興センター　1　）（環境管理事務所　2　）外3

3　貴団体における条例、規則、要綱等で「ごみ屋敷」問題に対応できるものがあれば教えてください。
※下記に条例等の名称を記入して下さい。
またお手数ですが御回答をお送り頂く際に、当該条例等を添付してくださるようお願いします。

（8団体が条例あり）
（　）
（　）
（　）

4　貴団体における行政サービスで、ごみ屋敷問題に活用できるものがあれば教えてください。
※根拠となる条例、規則、要綱等がございましたら、御回答をお送り頂く際に添付してくださるようお願いします。
例：生活保護受給者対象の廃棄物処理費用負担軽減制度、高齢者向けごみ出し補助制度　等

（ふれあい収集）
（生活保護法による保護を受けている者の廃棄物処理手数料の免除）
（　）
（　）

Ⅳ　貴団体の「ごみ屋敷」問題における過去の解決事例についてお聞きします。　**17団体**

1．過去に「ごみ屋敷」を解決した事例はありますか。　**回答**　**ある場合**（36）**件**

ア，ある　イ，ない

2．1．で「ア，ある」と回答した場合、当該解決事例について下記の設問に御回答ください。
（※入力した文字がセル内で見えなくなっても構いませんので、行の挿入は行わないでください。）

【事例1】

①解決した「ごみ屋敷」の住人及び屋敷の態様等について概要を教えてください。
※例：一戸建てに住む一人暮らしのお年寄り（男性・70代）で、自宅の敷地内に3年前からごみを山積みにしていた。
悪臭や害虫がひどく近隣住民からの苦情が市役所に寄せられたため環境課にて対応した。

事例の内容については、別紙参照

②どのような方法で解決したか
（例：別居している「ごみ屋敷」所有者の家族に撤去に向けた説得を依頼。家族の協力の下、所有者に片付ける意思を芽生えさせた。なお、撤去費用は所有者及び家族が負担した。）

③どこまでごみを処理できたか
（例：「ごみ屋敷」所有者立ち会いの下、屋内外ともにごみと思われるものは全て撤去した。）

④撤去後はどのような対応を行ったか
（例：「ごみ屋敷」所有者は高齢者であったため、市の高齢者介護サービスの利用を薦めた。そのサービスにより、週3回程度民政委員等が訪問し相談等を受けている。新たにごみを積み上げることはなくなった。）

【事例2】

①解決した「ごみ屋敷」の住人及び屋敷の態様等について概要を教えてください。

②どのような方法で解決したか

③どこまでごみを処理できたか

④撤去後はどのような対応を行ったか

Ⅴ　「ごみ屋敷」問題について、先進的な取り組みを実施している自治体を御存じでしたら教えてください。

（　）都・道・府・県　（　）市・区・町・村

Ⅵ　最後に「ごみ屋敷」問題の理想の解決方法はどのようなものと考えますか。自由にお書きください。

別紙参照

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

（別　紙）

Ⅰ　貴団体における「ごみ屋敷」の現状についてお聞きします。

４　「ごみ屋敷」の態様について

④　ごみの種類について（オ．その他）

ごみの種類	件数
自転車、自転車の部品	1
パラソル・人形	1
衣類	2
木材	2
布団	1
鶏	1
植物	1
絵画	1
廃ビニール（解体したビニールハウス）	1
残土	1

Ⅱ　貴団体における「ごみ屋敷」への対応についてお聞きします。

１．対応状況について

②　１．で「イ」又は「ウ」と回答した場合、それはどのような方策ですか。
具体的に記入してください。

方策
住人不在のため、ごみの排出方法を記載した書類を差し置く。
業者に廃棄処理を依頼することを提案
周囲の支援者が片付けをすることの提案・実施
本人に片付けの指導を行っている。
生活保護上の指導・指示
公道上に出されていたごみの撤去、再発防止パトロールの実施
住人同意・立会いの下、敷地内のごみ出し、運搬の実施
関係各課、自治会の連携によりごみの撤去を実施
自治会長の依頼により、行政が住民や自治会と協力してごみを撤去した
本人・家族を説得して業者に依頼
不動産管理会社が更地にした
居住者との話し合い
介護サービスを利用する
遠方に住む家族にアプローチ
空き地等の適正管理勧告書
所有者に対して、文書で撤去を依頼している。
住人を説得し、一緒に片付けを行うことで合意。
原因者に対し、屋敷内ごみについての整理のお願い（依頼通知）
原因者に対し、屋敷内ごみの整理計画書の提出依頼
今後、介護保険を利用していることから、ケアマネージャと地域包括支援センターで、本人も含め家族と話し合いを行い対策を検討することになっている。一度家族の支援を受けながら、整理し、その後は、介護ヘルパーの定期的な支援で維持していく予定。

Ⅵ　最後に「ごみ屋敷」問題の理想の解決方法はどのようなものと考えますか。自由にお書きください。

意見
民生委員や精神保健福祉士の訪問による「ごみ屋敷」の住人の継続的な状況把握が可能であれば、処理後についても安定した生活環境を維持できると考えます。
ごみ屋敷の住人の自らの理解のもとに解決するのが望ましいと思われる。
「ごみ屋敷」になる前に住人の方が生活相談できる体制があれば、「ごみ屋敷」を未然に防止できると思います。
当市においては、現在のところ問題となるような「ごみ屋敷」は発生していませんが、今後の対応策として本共同研究の結果を参考とさせていただきたいと考えています。
ごみ屋敷になる前段階で指導し、予防していくのが理想と考えます。
土地又は建物の占有者または管理者が、当該土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源について、生活環境の保全上支障をきたさぬよう適正に処分する。行政が解決することによって、行政代執行などの先例が間違った既得権を生む恐れがある。
公共の福祉に反する経済活動の自由として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第２条の定義の変更（廃棄物は、不要なものであり、有価物でないもの）を図る。
民法の不法行為の定義の拡充による、訴訟による民民紛争の解決。
住人関係者（家族、近隣住民、地元自治会など）と行政との協働による取り組みを行うこと
地域住民による助け合い及び管理体制の構築
廃棄物処理法に罰則規定を設けることができれば、行政も強制撤去などで解決できるようになる。（財産権の問題など、様々な問題はあるが） 問題を起こす住民は、近所づきあいがないことが共通している。地域コミュニティーできあがっていて、近所づきあいがあれば、近所の目を気にし、ごみをためる行為に抑止力がかかるのではないか。
実際、ごみ屋敷となってしまうと、強制的な撤去以外に解決の方法は難しいと思います。そのため、ごみ屋敷化する前の段階で手をうつべきだと思います。ごみ屋敷となるような家は、たいがい近所づきあいも少ない家でしょうから、地域全体でそのような家をださないことだと思います。
連携体制については、「体制」を整えてはおりませんが、担当者間の連絡等により連携しております。
ごみ屋敷の状態がひどくなる前の気がついた時点で、地域や福祉部門などと連携を図り、ごみ屋敷の主の心が開くよう本人と話し合いをしながらごみの排出を促す方法。地域の協力や理解が不可欠。
①地域から孤立している方が多いので、本人とのコミュニケーションを取り、心のケアを行いながら問題解決に向けて根気よく一緒に取り組んでいくことが必要だと思います。 ②「ごみ屋敷」はある日突然発生しているわけではなく、かなりの時間の経過があります。どこかで見つけたり、介入することができればその方法があればと思います。 ③ごみ以外の生活上の課題を抱えていたり、本人にごみだという認識がない方が少なくないと思われます。本人とコミュニケーションを図ったり、地域の協力を得ながらごみ屋敷の住民の生活の安定を図るための方法や介入策が広く周知されるとよいと思います。
単に環境問題のみとしての観点ではなく、その人の性格・精神面にも関わる視点からも解決方法を探れればと思う。
ごみ収集をしてしまう方は、その他にも潜在的に支援を要する部分を持っているように感じる。その為、ごみ収集についてだけでなく、メンタル面も含めた総合的な支援を行い、その方との信頼関係をつくり、ごみ片付けにも同意をいただけるようにしてから片づけを行うことが理想的であると思う。
行政・住民との協働による解決
行政が指導する程ひどくなる前から、近隣住民、地元の民生委員や衛生委員が伺って話しをする、片付けを手伝う等、未然の対応が大事だと思います。
町内会などのコミュニティを促進することにより、近隣住民の関係を強化することで、「ごみ屋敷」化するまでの事案となることをお互いに防止させる。
「ごみ屋敷」になってしまうには、何かしらの原因があると考える。（例えば、認知症を患っていたり精神疾患があるなど。）手が付けられなくなる前に原因を突き止め、行政が上手に支援することが理想である。何より近隣住民からの情報提供が大切で、それらが早期解決に繋がる鍵だと思われる。
自治体はサポート役であり、出来る限り本人や家族、地域で解決をしていくことが理想である。

県内　解決事例

県内アンケートで回答があった過去の解決事例について、主なものを紹介する。

＜事例　1＞

①　概　要
集合住宅（2 階建 1 階部分）に住む独り暮らしの男性(40 歳代）で、自宅内（ワンルーム）に数年前からごみを山積みしていた。悪臭はなかったが、訪問時自宅内に小バエが散飛していた。近隣苦情はなかった。精神保健福祉手帳 2 級所持。
②　解決方法
本人から障害福祉サービスを利用してヘルパーとともに自宅内を片付けたいとの希望が出た。精神障害者のヘルパー利用の要件を満たしていたため、身体介護を利用して週 1 回 1 時間片付けを実施。現在も継続している。
③　ごみ処理の状況
山積みされていたゴミ、荷物については少しずつ減っている。窓の開閉ができるようになった。絨毯を取り替える段階に進んでいる。
④　処理後の対応
現在進行中。本人は生活保護受給中であるが、これをきっかけとして生活を立て直し、就労ができるまでに至るよう支援をしたいと考えている。

＜事例　2＞

①　概　要
一戸建てに住む一人暮らしの男性（60 代）で、自宅内に以前からごみが山積みされて、庭にまでごみが流出。また猫が住み着き、悪臭や害虫がひどく近隣住民からの苦情が市役所に寄せられた。
②　解決方法
環境対策課が資源循環推進課、高齢者支援課、社会福祉協議会の在宅支援センターなどと協議し、とりあえず在宅支援センターと近所の住民で家の外のごみを片付けたが、家の中までは片付けてはいない。
③　ごみ処理の状況
住人の同意を得て、とりあえず家の外に置かれたごみを撤去した。
④　処理後の対応
その後、近所から苦情がないので不明である。

＜事例　3＞

①　概　要
一戸建てに住む一人暮らしの男性（60 代）で、自宅玄関先に生ごみやダンボールなどのごみが放置されて、悪臭やハエなどの害虫がひどく近隣住民からの苦情が市役所に寄せられた。
②　解決方法
環境対策課が資源循環推進課と現地調査を行い、本人に電話連絡し、早急に片付けるように依頼し解決した。
③　ごみ処理の状況
玄関先に出されていたごみは住人が撤去した。
④　処理後の対応
その後、近所から苦情がないので不明である。

＜事例　4＞

①　概　要
一戸建てに住む高齢夫婦（80 代）で、自宅内にごみが溢れるだけでなく、使用後のオムツや生ゴミ等を庭に捨て、山積みになっていた。妻の体調が悪化し自力で移動できなくなり、精神疾患を持つと思われる夫による十分な介護が見込めないため、介護サービス利用（在宅）が望ましいが、環境整備をしないとサービス提供かつ生命の危険があるとケアマネージャーより相談を受けた。また、民生委員からも山積みになったオムツ等やハエ等について苦情が入り、対応を行った。
②　解決方法
同居の夫に理解を求め了解を得たが、片付ける能力が十分でないため、夫を支援する形で介護サービス事業者、市役所（高齢者福祉担当課、環境衛生担当課）が協力してゴミの撤去を行った。
③　ごみ処理の状況
生命の保護のための介護サービスを利用するための準備として行ったため、室内は妻の生活に必要な居室（寝室）、トイレのみのゴミ撤去を行い、庭のオムツ等のゴミについては市所有のパッカー車を使用して市職員で撤去した。
④　処理後の対応
介護サービスの見直しを行った。また、民生委員の定期訪問を依頼し、ゴミの捨て方を指導してもらった。約 1 年後、本人が死亡したため、支援は終了している。現在のゴミの状況は不明である。

＜事例　5＞

①　概　要
市営住宅に入居していたお年寄りが、リヤカーでゴミを集めてきてしまう状況が生じた。
②　解決方法
本人に直接ゴミを撤去するよう指導した。

③　ごみ処理の状況
全て撤去した。
④　処理後の対応
不明。現在は入居していない。

＜事例　6＞

①　概　要
一戸建て借家に住む単身男性（30 歳代精神疾患）、ごみが捨てられず家屋内外に山積みの状態、悪臭等ひどく多数の苦情あり。
②　解決方法
精神疾患の悪化から措置入院（居住生活は不可との医師判断）
③　ごみ処理の状況
生活保護の制度により家財処分、屋内外のごみは全て撤去
④　処理後の対応
借家を解約

＜事例　7＞

①　概　要
一戸建てに住む、生活保護受給者の一人暮らしのお年寄り（70 代女性）が、自宅の敷地内に数年前からごみを山積みにしていた。悪臭がひどく近隣住民から苦情が寄せられ、生活保護担当課にて対応した。
②　解決方法
本人にごみを撤去するよう説得した。この撤去費用は本人が負担した。
③　ごみ処理の状況
ごみ屋敷の住人が立会いの下、屋内外ともに、ごみと思われるものは、全て撤去させた。
④　処理後の対応
ごみ屋敷の住人は認知症であったため、精神病院への入院手続きを行い、現在も入院している。

＜事例　8＞

①　概　要
一戸建てに住む夫婦、子 2 人の世帯で、子供の姿が確認できないことや電気・ガスなどのライフラインも途絶えたため、警察が介入して安否を確認。室内が「ごみ屋敷」であった。
②　解決方法
別居している「ごみ屋敷」所有者の家族に撤去に向けた説得を依頼。家族の協力の下、所有者に片付ける意思を芽生えさせた。なお、撤去費用は所有者及び家族が負担した。
③　ごみ処理の状況
「ごみ屋敷」所有者立ち会いの下、屋内外ともにごみと思われるものは全て撤去した。
④　処理後の対応
世帯員４人が、施設・病院・親族・単身生活に分かれ、家は解体した。

＜事例　9＞

①　概　要
母子家庭（子 3 人）の一戸建て住宅。全室ごみや衣服で散乱し、一階部分は水が漏れていた状態。
②　解決方法
行政から母へ指導したが改善せず、大家と連携しごみ処理を行った。
③　ごみ処理の状況
全て撤去
④　処理後の対応
大家から退去してほしい旨をつきつけ、市内転居となった。

＜事例　10＞

①　概　要
精神疾患により家庭ごみをごみ集積所に出せない方がおり、家の中が足の踏み場もない状態になっている旨、市保健師から相談を受けた。
②　解決方法
本市では一般ごみの戸別収集は行っていないが、害獣や害虫が発生し、近隣の方に迷惑をかけているため、衛生上やむを得ないと判断し、粗大ごみ（戸別収集を行っている）と同等の解釈により、収集及び処理をした。
③　ごみ処理の状況
市職員（保健師、廃棄物担当）と委託業者で対応したが、積み込みは本人にも手伝わせた。（ごみは住居内のみ）
④　処理後の対応
手数料は粗大ごみ処理手数料の基準である、「基本手数料 1000 円＋点数×500 円」を点数＝㎥として運用して納付させた。

＜事例　１１＞

① 概　要
犬を数十頭も飼っている高齢者が、犬の餌とするために残飯（その他のごみも多量にあった）を集め、家の内外に放置している旨の通報があった。
② 解決方法
犬の不適正飼養の問題の方が大きかったため、保健所と環境担当で狂犬病予防法違反による指導を繰り返した。その中でごみの放置、飛散流出悪臭に対する指導も行った。道路等官地に放置してあるごみは、腐敗していたため市が撤去した。最終的には本人が亡くなったため、相続人が土地家屋を売却した。
③ ごみ処理の状況
買受人の委託を受けた解体業者がごみを処理した。解体後、白骨化した犬の死体が幾つ出てきた旨相談を受けたため、路上で亡くなった動物と同等に解釈し、市で処理した。
④ 処理後の対応
特になし

＜事例　１２＞

① 概　要
猫を数十頭も不適正飼養をしている者が、家屋の一室（6 畳間程度）に、猫の糞を 2m近くも堆積させ、悪臭や害虫が発生している旨、近隣の方々から通報を受けた。また、飼養者の親からも、ごみ（猫の糞が付着したあらゆる家財）を片付けてほしい旨の申し出があったため確認に行った。悪臭は家屋内に入ると有毒ガスのレベルに達していたため、送風機や防毒マスクが必要な状態だった。
② 解決方法
親の同意の基に 10 ㎥程度のごみを撤去したが、本人から「財産である」旨の申し立てがあったため作業を中止した。その後、本人を説得し、自分で撤去させるようにしたが、数か月で本人も断念してしまった。
③ ごみ処理の状況
膠着状態が続いたが、結局は家屋全体が人が住めるような状態ではなくなったため、解体して売却された。ごみは、廃材と分離することができないのは明らかだったので、解体物と一緒に処理させた。
④ 処理後の対応
特になし

＜事例　１３＞

① 概　要
少なくとも 30 年以上もの間、ごみを 400 ㎥以上も堆積させていた者が病気になったため、生活にも困っている様子であるため、近所の方から相談があった。前述のとおり、ごみの堆積は長期間だったので、すでに「普通の風景」となってしまっていたので、近隣からの苦情や通報はほとんどなかった。 堆積ごみの大半は、本人が有価物として売却すると称して保管または放置していた、廃家電、金属くず、びん、プラスチック類等だった。あまりにも多量であるため、本人が住んでいた家屋の屋根よりも高くなっていた。明らかに清潔が保持されていない状態であるため、15 年ほど前に本人に事情を聴取したときには、「財産である」旨の返答だった。
② 解決方法
今回も当初は財産である旨申述していたが、近所の方の説得により、ごみとして処理することに同意した。（本人は定職を持たず、ホームレスのような生活をしており、近所の方には食事の世話などもして貰っていたため、説得に応じたとのこと。また、ごみを堆積させていた土地は、本人の所有ではなく、本人の亡くなった親が所有者との口約束で借り受けていた）ところが、本人は失踪してしまい、所有者が片付けることになった。所有者から処理の相談を受けたが、あくまでも自己責任で処理するよう説得し、処理業者を紹介するに留めた。
③ ごみ処理の状況
所有者から処理の相談を受けたが、あくまでも自己責任で処理するよう説得し、処理業者を紹介するに留めた。その後、所有者が委託によって処理した模様。
④ 処理後の対応
現在は更地になっている。

＜事例　１４＞

① 概　要
一戸建てに住むお年寄り夫婦で、自宅の宅内に 10 年以上前からごみを山積みにしていた。悪臭がひどく近隣住民からの苦情が市役所に寄せられていたが、本人が宅内に入ることを拒んでおり、なかなか実態が把握できずにいた。 夫婦とも市にごみを出すことなく（理由は不明）溜め込んでいたため、何度も分別方法などの指導を行ったが改善されず。また、野良猫に餌をあげる習慣があり、毎日餌の缶が多量に発生するがそれもそのまま宅内に溜め込んでいた。夫は病気になってしまったようで、外出は薬をもらう程度。
② 解決方法
まず、病人が居るということで、保健師に依頼して訪問してもらうなど市役所との接点を増やした。そのような中で、金銭的にも生活が苦しいとのことで、福祉のケースワーカーとも連携し、生活相談を行っているうちに会話ができるようになってきた。同時に近隣市に住んでいる息子や親戚に依頼し現地をみてもらった。数ヶ月が経過し、夫がごみの処理をすることを決意してくれて所有者の負担で処理業者と契約を交わし、撤去作業を行った。

③　ごみ処理の状況
夫は入院中であったため、夫人立会いの下撤去を行った。2階建ての建物であったが、ごみが全ての部屋内を埋め尽くしてる状況であり2階床が抜けるなど、全てのごみを撤去すると倒壊の恐れもあるため、全て処理することはできなかった。 また、室内のごみ屋敷のため貴重品の心配もあったため職員もその作業に立ち会う。
④　処理後の対応
夫は入院中の病院で死亡。夫人は危険な建物内で生活することができないため施設に一時入所した後、実兄の紹介で市外住居に転出した。ごみが残っていた家は、売却されその時点で、ごみが全て処理された。

＜事例　15＞

①　概　要
一戸建てに住む一人暮らしのお年寄りで、自宅の敷地内及び宅内に10年以上前からごみを山積みにしていた。悪臭や敷地内での汚物処理など、その行為がひどく近隣住民からの苦情が市役所に寄せられていた。このお年寄りは、集積場所などから衣類や毛布などの布類を収集する癖があり廃棄することなく溜め込んでいた。何度も分別方法などの指導を行ったが改善されず。
②　解決方法
敷地内での排泄行為などがあったため警察にも相談がいっていた。何度か市役所の環境課と地域住民で廃棄物の片づけを行ったこともあったが、数ヶ月すると元の状態に戻ってしまうため、何度か環境課で本人に指導を続けた。 また、実姉が近隣市にいたため、現地を見てもらい本人の生活指導をお願いしたが、継続されなかった。
③　ごみ処理の状況
建物の解体に伴い、全ての廃棄物が撤去された。
④　処理後の対応
本人死亡

＜事例　16＞

①　概　要
自己所有のマンションに住む1人暮らしのお年寄り（女性・80代）で10年以上前からゴミを山積みにしていた。悪臭やねずみ・虫の発生があり環境課や家族（兄）が対応していたが、本人が片付けを拒否していた。
②　解決方法
本人の健康面、入浴などの心配が大きくなり入院することになり、その間に部屋の片付けを行うことに本人が同意した。
③　ごみ処理の状況
家族立会のもと、室内と通路部分のゴミを処理した。
④　処理後の対応
生活環境の改善、施設などのサービス利用の提案を行った。結果的に本人は県外の家族（兄）宅に引き取られた。

＜事例　17＞

①　概　要
一戸建てに家族(夫婦、子どもの3人）で住んでいるが、奥さん(60代）が自宅の敷地内に7年位前からごみを山積みするようになった。悪臭や害虫等ひどいため近隣住民からの苦情や地区役員等からの相談が寄せられたため自治環境課にて対応した。
②　解決方法
ご主人から承諾書をもらい、屋外のごみと思われるものは撤去した。
③　ごみ処理の状況
所有者のご主人から承諾書をもらい、屋外のごみと思われるものは撤去した。
④　処理後の対応
ご主人と近隣住民代表・地区役員等で最低限現状維持していくため、話し合いを行う。今後もご主人から奥さんに説得をしてもらい、ごみを置いた場合は、ご主人が片づけるように依頼する。また、奥さんのカウンセリングを紹介する。屋外にごみを積み上げることはほとんどなくなった。

＜事例　18＞

①　概　要
町に古くからある一戸建て78歳女性一人暮らし。ガスはなく土間にまきを焚いて煮炊きしていた状況。だんだん自分では動けなくなり遠縁の親戚が購入する弁当でしのいでいた。トイレも外のため洗面器に排泄している状況。生活空間はごみであふれていた。
②　解決方法
遠縁の親戚が状況を役場に相談し、本人の保清、栄養改善、見守りのため介護保険の申請を促し、散乱したごみの撤去整理整頓、生活環境の整備を地区民生委員、親戚、近隣の協力の下、実施する。
③　ごみ処理の状況
本人がとっておいてほしいと思っている物も多くあったが親戚が説得の上全て撤去する。
④　処理後の対応
配食サービス、介護保険制度の活用。居住空間の整備と利用者本人の保清、栄養改善と安否確認。トイレの改修。

＜事例　１９＞

① 概　要
77 歳女性、息子家族と暮らすが本人は離れに住む。往診した医師より緊急連絡あり。本人の居室には大型犬を飼っておりその糞尿が部屋から廊下にまで垂れ流しの状況であった。それに加え本人も寝たきりの状態でオムツが交換されず寝衣、布団、ベッド、床にまで排せつ物で汚染されている状況であった。
② 解決方法
息子夫婦に介護保険制度の利用を促し、本人をショートスティ利用にて保護し保清、栄養改善を図った。その間本人の居室を中心に床の張り替え、清掃を実施し本人を在宅にて介護する環境を整えるよう指導する。
③ ごみ処理の状況
自宅で暮らせるまでに改善した。
④ 処理後の対応
介護保険制度の申請により定期的なデイサービス、ショートスティの利用ができるようになり、家族を指導し環境の保持を図った。

＜事例　２０＞

① 概　要
アパートに住む家族（世帯主（女・50 代）、子 2 人）。室内に生活ごみを放置するほか、犬やネコの糞を室内に放置しているため、大家や近隣住民から悪臭や害虫に関する苦情を受けていた。
② 解決方法
大家や町から原因者を説得し、室内を片付けることの了解を得た。衛生組合の協力を得て、ごみの搬入と処分をした。
③ ごみ処理の状況
室内のごみを全て撤去した。
④ 処理後の対応
家賃も数ヶ月滞納していたため、町外へ転出した。

＜事例　２１＞

① 概　要
平成 16 年春頃から一戸建てに住む住人による敷地内への生活ごみの投棄が始まる。 2 階に妻方の母親が生活し、1 階では夫婦と小学生の子供 1 名が生活。母親の面倒を見ないため、生活ごみや使用済みの大人用オムツを 2 階から投げ捨てていた。
② 解決方法
4 年にわたり行政区役員と担当課により、当事者への説得を試みたが進展が見られなく、ごみも増え悪臭も酷くなり、近隣住民の生活にも支障がでてきたため、区長を中心に近隣住民の協力を得て、回収及び撤去を行った。（公用車による運搬、環境センターへの搬入を担当した。）
③ ごみ処理の状況
建物外部（敷地内）のごみについて、すべて撤去した。
④ 処理後の対応
撤去の際に念書を取り、今後一切ごみを堆積させないように指導した。また、自治会によるパトロールを依頼した。

＜事例　２２＞

① 概　要
一戸建てに住む一人暮らしの老人（78 歳・女性）。過去、自宅にて縫製業を営んでいたため、使用していない生地や洋服が山積みになっていた。また、量販店から入手したと思われる景品が散乱し、敷地内には樹木がうっそうと生い茂っていたため、近隣住民から火災の心配があると苦情が出ていた。
② 解決方法
認知症による介護認定により、地域包括支援センターが身の回りの整理を実施した。介護支援が関わって 5 年が経過した頃、本人の在宅生活が限界に至ったため、現在では施設にて生活している。残された住宅は、施設の入所費用に充てるため家族により売却された。
③ ごみ処理の状況
ホームヘルパーが支援する過程で、本人の意向を聞きながら少しずつごみとして処分した。
④ 処理後の対応
特になし

＜事例　２３＞

① 概　要
一戸建ての借家に住む一人暮らしの老人（81 歳・女性）。屋内にてイヌ 5 匹、ネコ 5 匹、ニワトリ 15 羽を飼育していた。整理整頓ができない性格で、ごみも敷地内に山積していた。動物の糞尿も相まって、近所からは異臭による苦情が出ていた。
② 解決方法
本人が生活保護の受給者であることから、担当ケースワーカーが主となって、町の高齢者福祉課及び社会福祉協議会が本人の了解を得て片付けを行った。
③ ごみ処理の状況
ごみと思われるものは、本人の了解のもと処分を行った。
④ 処理後の対応
整理された部屋を維持するため、週 2 回の介護サービスを利用した。

＜事例　２４＞

① 概　要
一戸建てに住む母（70 代位）、息子（40 代位）の親子が、自宅の敷地にごみを集めて山積みにしていた。悪臭や害虫が発生し衛生面で問題があると近隣住民から苦情が役場に寄せられたため、環境課が対応した。
② 解決方法
個人の私有財産を町の判断で処分できないため、本人立ち会いのもと自治会がごみ出しをし、町はごみを回収した。
③ ごみ処理の状況
本人立ち会いのもと、屋外のごみを撤去した。
④ 処理後の対応
町内巡回の際に町職員が見回りを行っている。完全に解決したわけではないが、以前よりは良くなっている。

関係法令

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）　一部抜粋

第１条　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第２条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

２～６　略

第５条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

２～６　略

第１６条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役若しくは１，０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（１）～（１３）　略

（１４）　第１６条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

■悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）　一部抜粋

第１条　この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

第１４条　何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第１７条　地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

■消防法（昭和２３年法律第１８６号）　一部抜粋

第３条　消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第６章及び第３５条の３の２を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（１）火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

（２）残火、取灰又は火粉の始末

（３）危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

（４）放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

２　消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、消防団員。第４項（第５条第２項及び第５条の３第５項において準用する場合を含む。）及び第５条の３第２項において同じ。）に、当該物件について前項第３号又は第４号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

３　略

４　消防長又は消防署長は、第１項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

第４条　消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第５条の３第２項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査さ

せ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

■道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）　一部抜粋

第７６条　１・２　略

３　何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

４　略

第８１条　警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

（１）略

（２）第７６条第３項の規定に違反して物件を置いた者

（３）～（５）　略

第１１９条　次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役又は５万円以下の罰金に処する。

（１）～（１２の３）　略

（１２の４）第７６条(禁止行為)第３項又は第７７条（道路使用の許可）第１項の規定に違反した者

（１３）　略

（１４）　第８１条（違法工作物等に対する措置）第１項、第８１条の２（転落積載物等に対する措置）第１項又は第８２条（沿道の工作物等の危険防止措置）第１項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

以下　略

■建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）　一部抜粋

第１０条　特定行政庁は、第６条第１項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第３条第２項の規定により第２章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

２　特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

３　前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第３条第２項の規定により第２章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

■刑法（明治４０年法律第４５号）　一部抜粋

第２０４条　人の身体を傷害した者は、１５年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

●郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成７年郡山市条例第１４号）　一部抜粋

第２９条の２　市長及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、市長及び市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、ごみ集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬したときは、当該違反した者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。

第５５条　第２９条の２第２項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。

●荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（平成２０年荒川区条例第２３号）　一部抜粋

第１条　この条例は、健康生活阻害行為の防止等について必要な事項を定めることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

第３条　区は、区民等の理解と協力の下、良好な生活環境を確保するための施策を推進するよう努めなければならない。

２　区は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について区民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

第６条　土地又は建物を所有し、占有し、又は管理するものは、当該土地、建築物及びその周辺（以下「土地等」という。）を廃棄物等による不良状態にしてはならない。
第７条　次条第２項の規定による命令、第９条第１項の規定による立入調査及び質問並びに第１１条第１項の規定による公表の実施について、区長の諮問に応じて調査審議するため、区長の附属機関として、荒川区生活環境審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
２　審査会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員５人以内をもって組織する。
３・４　略
第８条　区長は、第５条の規定に違反して給餌による不良状態を生じさせたもの又は第６条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたもの（以下これらのものを「違反者」という。）に対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該不良状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
２　区長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、そのものに対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
３　区長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
第９条　区長は、この条例の施行のため必要な限度において、職員をして、違反者の所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。
２～５　略
第１０条　区長は、第８条第２項の規定による命令（第６条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたものに係るものに限る。）に基づく行為が履行されない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。
第１３条　第９条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、１０万円以下の罰金に処する。
第１４条　第８条第２項の規定による命令に違反したものは、５万円以下の罰金に処する。

●毛呂山町環境保全条例（平成８年毛呂山町条例第５号）　一部抜粋

第７条　町民は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物及びその周辺を清潔に保ち、相互に協力して、地域の良好な生活環境を確保するよう努めなければならない。
第９３条　町長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例（平成１３年埼玉県条例第５７号）に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、町民の健康と生活環境を阻害するおそれがあるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導することができる。
（１）振動及び騒音を伴う行為
（２）悪臭の発生を伴う行為
（３）地盤沈下を誘発する行為
（４）粉じん飛散の伴う行為
（５）燃焼不適物の燃焼行為
（６）電波の障害となる行為
（７）公共の場所の清潔保持を阻害する行為

●川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成７年川口市条例第１４号）　一部抜粋

第３５条　市長は、廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、占有者及び事業者から、別表第１に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
第３７条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第３５条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減免することができる。

●川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成７年川口市規則第３３号）　一部抜粋

第３０条　条例第３７条の規定により市長が処理手数料を減免する者並びにその免除及び減額割合は、次のとおりとする。
（１）天災を受けた者　免除
（２）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者　免除
（３）火災等の災害を受けた者　免除又は減額（５割以内）
（４）その他市長が特別の理由があると認める者　免除又は減額（５割以内）

参考文献等

1　書籍及び論文

勝田三良編「図解 建築基準法令早わかり 第２版」オーム社 2006 年

関東一「消防法の研究[第二版]」 近代消防社 2010 年

裁判所職員総合研修所監修「刑法概説(七訂版)」財団法人司法協会 2007 年

佐久間修･橋本正博･上嶌一高「刑法基本講義 総論･各論」有斐閣 2009 年

柴田謙治編著「新・プリマーズ／福祉 地域福祉」ミネルヴァ書房 2009 年

島津淳・鈴木眞理子編著「地域福祉計画の理論と実践 先進地域に学ぶ住民参加とパートナーシップ」ミネルヴァ書房 2005 年

道路交通執務研究会編著・野下文生「15 訂版 執務資料 道路交通法解説」東京法令出版 2009 年

廃棄物処理法研究会編著「廃棄物処理法の解説〈平成 17 年改正法対応〉」財団法人日本環境衛生センター2006 年

平野隆之･原田正樹「地域福祉の展開」財団法人放送大学教育振興会 2010 年

古川繁子編著「シリーズ事例で学ぶ 8 地域福祉論」学文社 2006 年

本間義人･檜槇貢･加藤光一･木下聖･牧瀬稔「地域再生のヒント」日本経済評論 2010 年

牧里毎治監修、豊中市社会福祉協議会編「社協の醍醐味ー住民と行政とともに創る福祉のまち」全国コミュニティライフサポートセンター（ＣＬＣ）2010 年

妻鹿ふみ子編著「地域福祉の今を学ぶ 理論・実践・スキル」ミネルヴァ書房 2010 年

2　報告書及び資料

「孤立が生む『ごみ屋敷』」朝日新聞 2010 年 5 月 18 日朝刊

国土交通省「地域に著しい迷惑（外部不経済）をもたらす土地利用の実態把握アンケート結果」2009 年

これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書「地域における『新たな支え合い』を求めてー住民と行政の協働による新しい福祉ー」2008 年

埼玉県清掃行政研究協議会「ごみ減量化施策『家庭ごみの有料化』に関する検討報告書」2005 年

財団法人厚生統計協会「国民の福祉の動向 2010／2011」2010 年

財団法人東京市町村自治調査会「生活環境に係る自治体の役割に関する調査研究報告書」2008 年

社会福祉法人草加市社会福祉協議会「平成 20 年度社会福祉法人草加市社会福祉協議会事業報告書」2009 年

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会「福祉なんでも相談窓口設置事業及びコミュニティソーシャルワーカー配置事業報告書」2009 年

大阪府「大阪府地域福祉支援計画～おおさか福祉コミュニティ創生プラン～」2003 年

豊中市「豊中市地域福祉計画ーみんなでつくり育てる ふれあい・支えあい・安心のまちー」2004 年

豊中市「第２期豊中市地域福祉計画ーみんなでつくり育てる ふれあい・支え合い・安心のまちー」2009 年

埼玉県「廃棄物減量化等実態調査結果」2009 年

三鷹市「三鷹市自治体経営白書 2009」2009 年

３　参考ＵＲＬ

違反処理マニュアル　総務省消防庁防火安全室
http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1408/39ihan.pdf

ＮＰＯ法人 地域ケア政策ネットワーク

http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/

特定非営利活動法人 ホールファミリーケア協会

http://www5d.biglobe.ne.jp/AWFC/

立入検査マニュアル 総務省消防庁防火安全室
http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1408/39kensa.pdf

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/

豊中市役所

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/index.html

平成 17 年国勢調査　総務省統計局

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/index.htm

４　基調講演者及び報告書作成における助言者

基調講演者

上智大学 法学部 教授　北村　喜宣

報告書作成助言者

ルーテル学院大学大学院 総合人間学研究科 社会福祉学専攻主任教授　和田　敏明

中間報告会及び報告書作成助言者

財団法人地域開発研究所　研究員　牧瀬　稔

地域の生活環境問題の解決に向けて
～ごみ屋敷を通じて考える～

Ｇ－ｚｅｒｏチーム研究員名簿

（５０音順）

役　　割	所　　属	職名	氏　　名
	富士見市　健康福祉部 高齢者福祉課	主事	一戸　栄太
	草加市　市民生活部 環境課	主事	柴田　修
リーダー	鳩ヶ谷市　市民環境部 環境対策課	技師	東海林　大輔
	埼玉県　環境部 東部環境管理事務所	主事	菅野　孝昭
	草加市　自治文化部 みんなでまちづくり課	主事	内藤　優介
	埼玉県　福祉部 東部中央福祉事務所	主任	藤原　邦彦
	埼玉県　教育局 羽生高等学校	主事	御嶽　周平
	草加市　市民生活部 環境課	主事	渡辺　慎吾

コーディネーター

彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局政策管理部政策研究担当	主査	松本　徳子
	主事	村田　直洋